

研 究 紀 要

46

愛知文教女子短期大学

2025.3

目 次

原著論文

新型 Cybernetical Controllability Number (C.C.No.) 機器作成に向けての一試案

……………岡 田 摩 紀 星 野 秀 樹 小 野 隆
杉 浦 春 雄 尾 関 知 恵 毛 利 哲 也… 1

冒険的治療行為における子どもの自己決定と親……………後 藤 有 里…11

研究ノート

地域子育て支援拠点事業の利用促進に関する研究

ー継続利用者のアンケート調査をもとにー……………赤 塚 徳 子…25

食物アレルギー対応パーティーにおける意識変化についての検討……………有 尾 正 子…35

「みんないっしょ」の食品開発のとりくみ

ー産学連携による大豆ミートのグラノーラレシピ開発ー

……………奥 村 智 子 村 田 奈 央…47

自然と対話する幼児の表現に関する一考察……………鈴 木 捺 津 美…57

会話場面における謝罪表現の使用と機能

ー日本語日常会話コーパスを用いた傾向分析ー……………梁 勝 奎…69

実践報告

スコットランドおよびイングランドにおける特別なニーズがある子どもへの早期支援に関する現地調査

ー家族支援のネットワークに焦点をあててー……………上 島 遥…79

保育者養成校における短期海外保育研修の効果と課題

ー参加学生のアンケート調査結果をもとにー……………山 崎 宜 久 赤 塚 徳 子…91

原著論文

新型 Cybernetical Controllability Number (C. C. No.) 機器作成に 向けての一試案

岡田 摩紀* 星野 秀樹*
小野 隆** 杉浦 春雄*** 尾関 知恵**** 毛利 哲也*****

A proposal for the creation of a new Cybernetic Controllability
Number (C.C.No.) device

Maki Okada, Hideki Hoshino,
Takashi Ono, Haruo Sugiura, Tomoe Ozeki, Tetsuya Mouri

Abstract

The purpose of this study was to develop a new C.C.No. by comparing the data obtained with various prototypes with those obtained with the old device, and finally to develop a new device that could obtain data similar to obtained with the old device. The subjects were middle-aged and older children. The old C.C.No. device and the new C.C.No. device (prototype) were used to measure the sorting response and the point of impact of the movement. Comparison of the results obtained with the older and newer devices suggested that the children's growth and development may have a strong influence on the measured selective response. On the other hand, the difference in the movement hitting point measurements was thought to be influenced by the improvement in the equipment.

要旨

本研究では新型 C. C. No. を開発するために、種々の試作品と旧型機器で得られたデータと比較し、最終的に旧型機器と同様なデータを得ることができる新型機器を開発することを目的とした。対象は年中児及び年長児であった。旧型 C. C. No. 機器と新型 C. C. No. 機器(プロトタイプ)を用いて選別反応と動作打点を測定した。旧型機器及び新型機器で得られた成績の比較から、選別反応測定値は子ども達の発育発達が強く影響している可能性が考えられた。一方、動作打点測定値の違いは機器の改良による影響が推察された。

* 愛知文教女子短期大学

** 名古屋柳城女子大学こども学部

*** 愛知学院大学健康科学部健康科学科

**** 岐阜大学航空宇宙生産技術開発センター

***** 岐阜大学工学部機械工学科

Keywords : old C.C.No., new C.C.No., injury, prevention, children, neuropathy

キーワード : 旧型 C. C. No.、新型 C. C. No.、ケガ、予防、子ども、神経支配

I. はじめに

最近の保育現場及び幼児教育の現場においては、ASD（自閉スペクトラム症）、AD/HD（注意欠如・多動症）といった、発達障害の幼児への理解と支援が喫緊の課題となっている。一方、保育現場においては、「気になる子」と保育者が認識する子どもたちへの理解と支援について、実践と研究が積み重ねられてきた。この「気になる子」とは、『知的な面での顕著な遅れはない』ものの、『他児とのトラブルが多い』『多動である』『注意がそれやすい』『ルールを破って自分勝手にふるまう』などの特徴を持つ子どもたちであると言われている¹⁾。野村²⁾は「気になる子」に関する我が国の研究に関して詳細なレビューを行っているが、「気になる子」を「保育所・幼稚園の生活で行動・対人関係の課題があることで集団への参加に困難を持つ子ども」かつ「その困難に関して特別なニーズを抱えている子ども」と定義している。このことから発達障害の診断の有無に関わらず、集団生活の中で困り感を抱えている状態を示している子どもたちが、「気になる子」として保育者のまなざしに捉えられていると考える。このような背景から著者らは、その「気になる子」をある特定の検査測定から事前に迅速に抽出することが出来ないか考えた。

著者らは先に神経系機能面から子どもの動作活動における適応支配を客観的に観た研究手法^{3) 4)}に着目して、こども園の児童を対象に旧型Cybernetical Controllability Number（旧型 C. C. No.）Tester CS 型を用いて神経支配の優劣からケガを起こしやすい子どもを抽出できるか否かについて検討した。C. C. No. の選別反応測定及び動作打点測定結果から子どもの神経支配の優劣からケガを起こしやすい子どもを抽出できる可能性を見出した^{5) 6)}。このことはケガを起こしやすい子どもを早期に発見し、その安全指導に留意することはこども園のみならず家庭においてもきわめて重要なことであると考えられる。しかし、本旧型 C. C. No. はアナログ式でかなり古く、現存しているものは 2 台しかなく、1 台は故障している。更に製造時期も不明で、製造元も現在なくなってしまうことから、量産はもちろん修理も不可能な状況である。

そこで、本研究では新型 C. C. No. を開発するために、旧型機器と種々のプロトタイプとで得られたデータと比較し、最終的に旧型機器と同様なデータを得ることができる新型機器を開発することを目的とした。

II. 対象と方法

1. C. C. No. とは

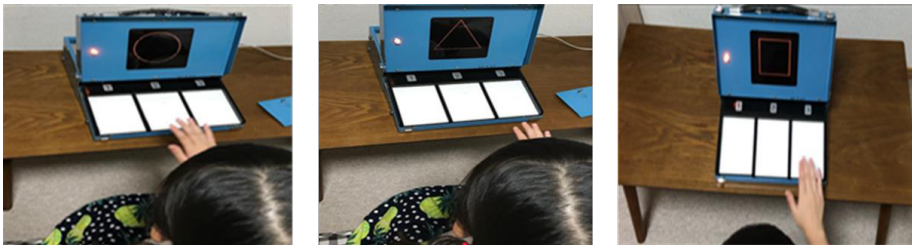
C. C. No. とは Cybernetical Controllability Number (C. C. No.) Tester CS 型の機器であり、選別反応測定及び動作打点測定（神経機能測定）の 2 つの項目について測定することができる機器である（図 1）。



図 1 旧型 C. C. No.

2. 旧型 C. C. No. の測定手順

表 1 C. C. No. 測定方法手順

測定方法	
旧型 C. C. No. 測定対象者	年中児、年長児
<u>○選別反応測定</u> 図形：○→1 △→2 □→3 図形と番号を説明しその場で覚える 覚えたか声かけする 「1 番は？」「○まる」「3 番は？」「□しかく」「2 番は？」「△さんかく」 「しっかり覚えましたね。では機械の前に座りましょう」 実際に C. C. No. を Free で数秒練習し、理解が出来たら測定開始。 測定回数：3 回 測定時間：10 秒 鍵盤の様なタッチ板があるので利き手 4 本指でタッチする。 あまり強く押さないように声がけをする。 1 回目測定 記録者はメモリーカウンターの記録を測定一覧表に記入する。 正解数とミス回数を記入する。 記入したらメモリーカウンターを全てリセットする。 2 回目測定 3 回目測定は 1 回目測定同様に実施する。	
	
<u>○動作打点測定</u> 鍵盤の 1. 3 のみタッチする。 2 をタッチするとミス回数となる。	

測定回数:3 回 測定時間:10 秒（ランプが消えるまで）。

利き手 4 本指でタッチする。

選別反応測定と同様に行う。

1 回目測定 記録者はメモリーカウンターの記録を測定一覧表に記入する。

正解数とミス回数を記入する。

記入したらメモリーカウンターを全てリセットする。

2 回目測定 3 回目測定は 1 回目測定同様に実施する。



測定中は図形や数字は言わないように注意する。

表 2 正解打点数の区分分け

《正解打点数》	
中間	機敏型 (A 群)
高群	あわて型 (B 群)
低群	おくれ型 (C 群)

Ⅲ. 新型 C. C. No. (プロトタイプ)での測定実施

1. 対象

調査は名古屋市 F こども園に通う園児をのうち年長児

2. 調査実施期間及び対象者数

測定期間：2023 年 11 月 13 日～12 月 4 日

2023 年 11 月 13 日 男児 11 名

2023 年 11 月 20 日 女子 11 名

2023 年 11 月 27 日 男児 10 名・女児 4 名 合計 14 名

2023 年 12 月 4 日 男児 4 名・女児 8 名 合計 12 名

なお、本対象者は 1 年前に旧型 C. C. No. 機器で測定を実施しており、新型機器測定成績と比較した。分析に用いた対象者数を表 3 に示した。

表 3 対象者数

男児	女児
25 名	20 名
合計：45 名	

3. 調査に際しての倫理的留意

調査実施に際して、対象者の保護者には事前に本調査の目的および趣旨を説明し、調査の参加への同意を得た。調査データの取り扱いに際しては、対象者のプライバシー保護に留意し、データは一元的に管理を行った。なお、本研究は愛知文教女子短期大学研究倫理委員会の承認（愛文短第 5 号-04）を受けて実施した。

4. 統計処理

本研究で得られた数値は平均値±標準偏差で示した。結果は、Excel® for Microsoft 365 MSO エクセル統計 Version3.21 を使用して統計分析を行った。平均値の差の検定は対応のある t 検定を用いた。また、本研究では旧型 C.C.No. と新型 C.C.No. の 2 種類の測定を同一対象者に実施しているため、ブランドーアルトマン分析⁷⁾ によって、2 つの測定方法の一致性を評価した。統計的有意水準はすべて $P < 0.05$ とし、 $0.05 \leq P < 0.10$ を傾向ありとした。

5. 新型 C.C.No. のソフトに関して

- ・選別反応○△□1 回練習を行ってから本番。
- ・練習なしで打点○□の測定なので子どもたちからは「次は△三角ない？」と質問する子どもが多かった。その為図形を認識しているため打点反応測定とならないかと考える。
- ・改善提案：3 秒前からカウントしてから赤い丸を 10 秒間点灯。点灯時は 1 番と 3 番のボタンを押すようにすると良い。

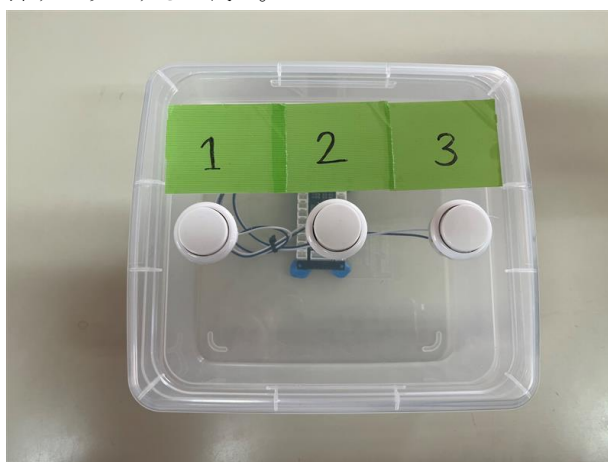


図 2 新型 C.C.No. 測定器

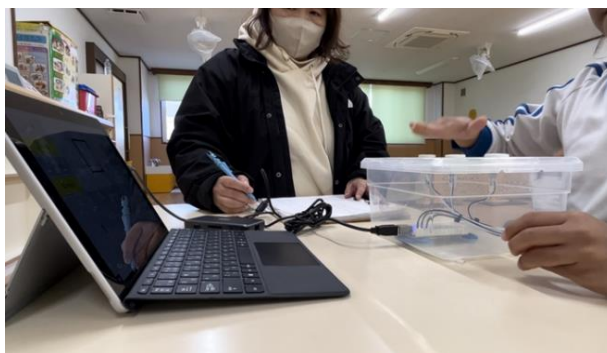


図3 新型 C. C. No. での測定風景

〈測定を実施してみての子どもたちの様子〉

- ・子どもたちは旧 C. C. No. を昨年実施しているので、とても楽しく実施していた。
- ・滑り止めを使用したことにより、機器がズレることはなかった。
- ・滑り止めを使用しないと子どもの力でも機器が前にズレてしまう。
- ・ボタンに関しては、しっかりと中心を押さないと反応しない事がある。
- ・箱の高さが半分程低いと打ちやすい。

6. 結果及び考察

表4に旧型 C. C. No. と新型 C. C. No. の対象者全体の選別反応測定及び動作打点測定の結果を示す。選別反応測定では旧型 C. C. No. と比較して新型 C. C. No. の方が高い値を示し有意差が認められた。一方、動作打点測定は旧型 C. C. No. と比較して新型 C. C. No. が低い値を示し有意差が認められた。

表4 対象者全体の成績

選別反応測定		動作打点測定	
旧型 C. C. No.	新型 C. C. No.	旧型 C. C. No.	新型 C. C. No.
5.4 ± 2.3	7.6 ± 1.8 ***	20.8 ± 4.2	12.1 ± 3.7***

平均値 ± 標準偏差、*** P<0.001 (vs 旧型 C. C. No.)、n = 45

表5 男児及び女児別にみた成績

	選別反応測定		動作打点測定	
	旧型 C. C. No.	新型 C. C. No.	旧型 C. C. No.	新型 C. C. No.
男児	5.2 ± 2.3	7.7 ± 1.2 ***	20.1 ± 4.9	12.3 ± 3.1***
女児	5.6 ± 2.4	7.6 ± 1.4 ***	21.7 ± 3.1	11.9 ± 4.5***

平均値 ± 標準偏差、*** P<0.001 (vs 旧型 C. C. No.)、男児 : n = 25、女児 : n = 20

表 6 ミス回数の成績（全体）

選別反応測定		動作打点測定	
旧型 C. C. No.	新型 C. C. No.	旧型 C. C. No.	新型 C. C. No.
2.5 ± 3.4	0.7 ± 1.3 **	0.3 ± 0.7	0.8 ± 1.4 *

平均値 ± 標準偏差、** P<0.01、* P<0.05 (vs 旧型 C. C. No.)

表 5 に男児及び女児別にみた旧型 C. C. No. と新型 C. C. No. の選別反応測定及び動作打点測定の成績を示す。男児の選別反応測定では旧型 C. C. No. と比較して新型 C. C. No. の方が高い値を示し有意差が認められた。一方、動作打点測定は旧型 C. C. No. と比較して新型 C. C. No. が低い値を示し有意差が認められた。女児においても男児と同様な成績を示した。著者ら⁵⁾はこれまでに幼児を対象に C. C. No. を用いた研究で、選別反応測定及び動作打点測定を実施した結果、選別反応及び動作打点共に子どもの年齢が上がるとその回数が増加することを見出している。本研究の反応のみに注目すると同様の結果を示した。このことから、旧型 C. C. No. の測定から 1 年後に新型の C. C. No. で測定した別反応測定値の向上は、児童の発育発達が強く影響している可能性が推測される。一方、新型 C. C. No. で測定した動作打点は旧型 C. C. No. での測定値と比較すると男児と女児共に有意に低値を示した。加藤ら⁸⁾は認知的ウォークスルー手法を用いて新型の C. C. No. 機器のユーザビリティ調査を行っている。調査対象者は大学生ではあるが、システムの使い心地に関する質問に対して、若干名ではあるが「ボタンが少し小さく感じた」という回答を得ている。対象者の年齢が異なっているものの本研究の新型 C. C. No. での動作打点測定値の低値は、少なからずボタンの形状が影響している可能性が推測される。更に表 6 に旧型 C. C. No. と新型 C. C. No. の対象者全体の選別反応測定及び動作打点測定のミス回数の成績を示す。選別反応測定では旧型 C. C. No. と比較して新型 C. C. No. の方が低い値を示し有意差が認められた。一方、動作打点測定は旧型 C. C. No. と比較して新型 C. C. No. が高い値を示し有意差が認められた。この結果からも新型 C. C. No. 機器のボタンは、本研究の対象者にとっては小さすぎたのかも知れない。

本研究では旧型機器及び新型機器の測定対象者は同じであるが、測定時期が異なっているため、旧型機器と新型機器による測定結果の違いが、機器の改良によるものなのか、子ども達の発育発達によるものなのかを推測するためにブランドーアルトマン分析を試みた。図 4 に選別反応測定値のブランドーアルトマンプロットの成績を示し、図 5 に動作打点測定値のブランドーアルトマンプロットの成績を示す。Y 軸に新型の選別反応数と旧型の選別反応数の差を示し、X 軸に新型の選別反応数と旧型の選別反応数の平均値を示している。このブランドーアルトマンプロットは Y 軸の 0 を中心に上(正)または下(負)の分布から関係性及び傾向を観察するものである。

図 4 の選別反応測定値では、Y 軸の 0 より上に偏った分布を示した。一方、動作打点測定値では、Y 軸の 0 より下に偏った分布を示した。これらの結果から選別反応測定値は子ども達の発育発達が強く影響している可能性が考えられる。一方、動作打点測定値は機器の改良による影響が推察される。

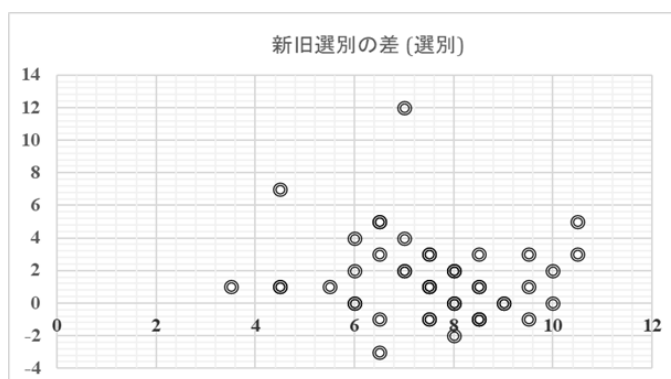


図4 選別反応測定値の ブランドーアルトマンプロット

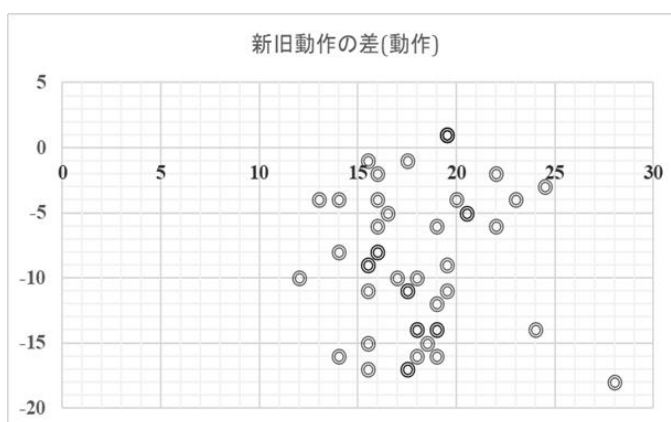


図5 動作打点測定値の ブランドーアルトマンプロット

IV. まとめ

現代の子どもたちの室内遊びの増加及び外遊びの減少といった遊び様式の変化や外遊びのための環境の減少、あるいはゲームやテレビ、パソコンといった IT 機器の進歩が屋内型遊びの増加を招き、子どもの身体を動かす機会を減少させているといえる⁹⁾。それゆえに本研究で用いている C. C. No. をゲーム感覚で測定し保育現場で取り入れることが重要であると考え。本研究の最終ゴールは子ども達の測定数値を分類する事が出来、瞬時に結果数値を保育士に伝え、ケガを起こしやすい子どもを早期に発見できる機器の開発である。このように安全指導に留意することは保育現場のみならず家庭においても重要な事であると考え。その為には更なる開発と調査を進めていく必要がある。

謝辞

最後に、本稿を終えるにあたり、終始親切丁寧なご指導いただきました健康運動企画の植屋節子氏、名古屋市 F こども園の皆様には深くお礼申し上げます。また、本研究を進めるにあたり、調査にご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

文献

- 1) 本郷一夫編著 (2010) 「気になる」子どもの保育と保護者支援 健帛社 p. 2
- 2) 野村朋 (2018) 「気になる子」の保育研究の歴史の変遷と今日的課題 保育学研究, 56(3), 70-80.
- 3) 植屋悦男 (1984) 「事故頻発傾向児に関する研究」 幼児教育, 83, 54-63
- 4) 稲葉正太郎 (1968) 「転適性の判定法としての Cybernetical Controllability Number (C. C. No.)」 生産研究, 20, 40-41
- 5) 岡田摩紀 他 (2019) 「子どものケガ予防に関する基礎的研究」 健康レクリエーション研究, 15, 65-70
- 6) 岡田摩紀 他 (2019) 「子どものケガ予防に関する基礎的研究—親子の打点調査による検討から—」 第 5 回日本健康レクリエーション学会大会抄録集, 14-15
- 7) ブランド-アルトマン分析 <https://www.stats-guild.com/analytics/19144> (2024. 12. 20)
- 8) 加藤遼也, 尾関智恵 (2024) 「幼児向け打点調査システムの汎用化に向けた認知的ワークスルー手法によるユーザビリティ調査」 愛知工科大学情報メディア学科卒業論文, 1-30
- 9) 岡田摩紀 他 (2022) 「こども園における保育内容と活動量の関係」 第 75 回日本保育学会抄録集

原著論文

冒険的治療行為における子どもの自己決定と親

後藤 有里*

Self-Determination of Children and Patients in Innovative Treatment

Yuri Goto

Abstract

The purpose of this study is clarify the role of parents in the innovative treatment of their children and the legal nature for this role. The innovative treatments bring with it its own many risks. In general, the medical consent by patients with capacity to consent legitimate the treatments by medical behavior. Although it is known that the parents are allowed to give consent to the children's treatment, little is known about the legal nature of their consent for the innovative treatment decisions. In consideration this issue, I referred to the precedents and the preceding studies about the legal nature for parental consent in Japan. This study suggested that parents give the consent to their children's treatment because the parents have rights and duty to protect the best interest of their children. It was also suggested that the life and interests of their children in the future is a top priority, when the children receive the innovative treatment.

要旨

本研究の目的は、子どもの冒険的治療行為に関する親の同意の法的性格を明らかにすることである。冒険的治療行為は多くの危険が伴う。一般に、同意能力を有する患者の同意は、医師等医療従事者による治療行為を正当化する。一方、同意能力を有しないような子どもの医療行為について、親が子どもに代わって同意をすることが認められているが、その法的性格は明らかではない。この問題の検討にあたり、わが国における親の同意の法的性格に関する判例及び先行研究を考察した。その結果、親は、子どもの最善の利益の保護を職務とするため、子どもの治療行為に関する同意を為し得ることが示唆された。また、子どもが冒険的治療行為を受ける際には、子どもの将来の生命および利益が優先されるため、親が子どもの最善の利益を考慮する決定を為し得ることが導出された。

Keywords : Children's self-determination, The best interests of child, Informed consent, Consent for the innovative treatment, The legal nature for parental consent

* 愛知文教女子短期大学 非常勤講師

キーワード: 子どもの自己決定、子どもの最善の利益、インフォームド・コンセント、冒険的治療行為に関する同意、親の同意の法的性格

I. はじめに

医療行為（注1）は、一般的に、医師が患者の身体的あるいは精神的な苦痛を除去するために行われる行為であり、何らかの症状の改善・治癒を目指す行為であると定義される。一方で、治療行為のうち身体的侵襲を伴うものは全て、傷害罪、場合によっては、殺人罪すら成立し得る。傷害罪は、暴行などにより、生理的機能に障害を生ぜしめた場合に成立する。したがって、手術などの医療行為により、心身になんらかの障害を生ぜしめたならば、当該医療行為は、傷害罪の構成要件を満たすこととなる。また、医療行為の結果、患者を死に至らしめた場合、殺人罪の構成要件を満たす。したがって、医療行為の客観的行為のみに着目すれば、当該行為を行った医師は、傷害罪、場合によっては、殺人罪として、刑事法上の責任を負うこととなる。

また、医師及び医療従事者が業務を行うにあたり、過失ある行為をしたことにより、患者の生命あるいは身体・健康になんらかの不利益を生ぜしめた場合、医療過誤（医療事故）となる。これにより、医師及び医療従事者に、民事上、契約責任（民法 415 条）あるいは損害賠償責任（民法 709 条）が生ずる。

II. 問題の所在

あらゆる医療を行う際、医師および医療従事者は、当該医療を受ける患者からインフォームド・コンセントを得る。インフォームド・コンセントの要件は、①患者に同意能力および判断能力があること、②当該患者に十分な説明が為されること、③患者がその説明を理解すること、④患者が医療行為の実施に同意することの4点である¹⁾。

医療技術が発展しているといえど、たとえば、手術や抗がん剤治療などは、不確実性やリスクを伴う。しかしながら、治療をしなければ、患者の健康がさらに悪化してしまうような場合、治療に伴う不確実性やリスクを受忍せざるを得ないこともある。このような場合に、インフォームド・コンセントが用いられる。インフォームド・コンセントの要件を満たすことにより、医師及び医療従事者が行う医療行為は正当化され得るのである。

しかしながら、未成年者（特に、同意能力が未だ不十分な子ども）（注2）を対象とする医療領域では、当該患児に同意能力が備わっていないことも少なくなく、その場合、親権者（多くの場合は、その患児の親）から、同意を得ることになる。

医療行為は、生命・身体に関わる行為であるから、その同意も、一身専属的事項に関する自己決定である。実務上、医療行為への同意は、代諾者である親が為しうるが、なぜ親権が介入し得るかについては、未だ議論が不十分である。とりわけ、小児がんや難病等を対象とする抗がん剤治療や先進医療のなかには、治療を受けたとしても、完治あるいは寛解する可能性が低いものも少なくない。場合によっては、病状の悪化、抗がん剤による副作用等、身体的な負担が大きいものもある。これらの想定される不利益は、治療を受けた患児が受忍しなければならず、一身専属的な事項への侵襲行為

になり得る。にもかかわらず、親権が介入し得る根拠は何か。その実際上の理由は、患児には同意を求められる事項について十分な理解力、判断力がなく、法的にも権利能力が認められていないという点にある。したがって、親の意見を聞く以外に方法がないのである。しかし、なぜそうすることが許されるのかという問いに理論的に答えることは容易ではない。本稿では、特に、冒険的治療行為に着目して、同意無能力な未成年者への医療行為について、親権が介入し得る根拠および冒険的治療行為がなぜ正当化され得るかについて、検討を試みる。

Ⅲ. 一般的治療行為に関する正当化

前述のように、治療行為は、多くの場合、身体に対する侵襲を伴い、刑事法上あるいは民事法上の責任を生ぜしめる。だからといって、治療行為を適法としないわけにはいかない。まず、同意能力を十分に有する者に対する医療行為を、どのような根拠を以て正当化し得るかについて、日本における先行研究を整理する。そののち、同意能力が未だ不十分な子どもへの治療行為に関する自己決定の法的性格および親の介入の可能性を検討する。

1. 同意能力を有する者に関する一般的治療行為の正当化

(1) 治療行為の正当化事由

治療行為が治療行為としての性質を備えているがゆえに少なくとも部分的に違法でなくなることについては、学説はほぼ一致している（注3）。

治療行為は、一般に、医師が患者の身体的あるいは精神的な苦痛を除去するために行われる行為であり、何らかの症状の改善・治癒を目指す行為であると定義される。刑法の観点、すなわち傷害罪としての可罰性の有無という観点からはこれに「侵襲」という要素を取り入れて表現する必要がある。したがって、治療行為とは、治療目的で医学的に適正に行われた身体への干渉（侵襲）であることになる（注4）。

医療行為が傷害罪に該当するか否かについて争いがあるが、今日、治療行為傷害説が通説的地位を占めている。治療行為傷害説によれば、治療行為自体が患者の身体組織への直接的・物理的侵害を惹起している以上、少なくとも身体の完全性を侵害したという意味において、傷害罪の構成要件該当性を認める²⁾。だからといって、治療行為をしないわけにはいかないため、いくつかの正当化事由を適用することができると考えられる。そこでは、被害者の同意、推定的同意、仮定的同意、緊急避難が考慮にのぼる。

患者の意思は、治療行為による患者の身体的利益の侵害を正当化する要素である。町野朔は、「患者の意思は、当該具体的状況下で被救助利益が被侵害利益に対して保護に値するといえるか否かという、違法阻却の一般原理であるところの利益衡量の判断において考慮される」とする³⁾。また、一般に、治療行為の正当化のために充足すべき要件として、①医学的適応性、②医術的正当性（lege artis）、③インフォームド・コンセントの3つの要件が必要であるとされており⁴⁾、患者の同意が治療行為を正当化する要件のひとつであることは、学説もほぼ一致している。しかしながら、被害者

の同意のみで違法性が阻却されるとすると、違法性の阻却を肯定しえないような侵襲までも正当化することとなる。また、患者が治療行為に関して同意を与えたとしても、患者が治療行為による侵襲結果すべてに現実的な同意を与えることは困難である。これらの問題を克服するためには、患者の同意を原則としながら、治療行為を適法化する他の法的根拠を問わざるを得ない。

推定の同意とは、被害者が現実的に同意を与えていないが、もし事態を認識していたならば、同意を与えたであろう場合に、違法性が阻却されるとする見解である。もっとも、推定の同意による解決では、推定の同意と明示の意思による正当化効の差を認めざるを得ず、その不足分を埋める要因を探る必要がある点に留意が必要である。しかしながら、この見解は、患者の明示の同意が得られない場合の正当化に適しており、一定の正当化効があることは否定できない。

仮定的同意とは、不適切な説明に基づいて患者は一応形式的には同意したが、その同意は、現実の同意としては瑕疵ある同意であるため、無効であるということを前提として、「適切な説明をしたとしても被害者は有効に同意したであろう」と仮定することができる場合である⁵⁾。仮定的同意による解決は、手術中における術式の変更等の事案処理に資する。しかしながら、仮定的同意は、殊に、同意不存在の事例において、現実の同意が不存在である以上、患者の自律性が実現したと評価することはできず、これを「架空の同意」によって埋め合わせることはできないと指摘せざるを得ない(注5)⁶⁾。

緊急避難説によれば、治療行為は、患者の生命・身体を害する疾病という「現在の危難」を避けるために「やむをえずにした行為」であり、かつ、その行為により生じた結果が避けようとした害の程度を超えない場合であると評価できるため、正当化される⁷⁾。この見解に対して、緊急避難の「危難の発生」とは、無関係な第三者の法益を侵害する行為でなければならないため、治療行為の場合、医師に「現在の危難」、すなわち治療行為に応じなければならない状況をもたらしたのは、ほかならぬ、緊急避難行為を向けられる患者であるから、無関係な第三者とはいえず、治療行為は緊急避難にあたらないと指摘されている⁸⁾。しかしながら、緊急避難による正当化は、原則として、患者の意思を無視できるから、患者が意識不明で搬送され、明示の同意が得られないような場合の事案処理に適している。

医療行為一般は、行為の外見上、傷害罪を構成し得るが、原則として、正当化されなければならない。もっとも、上述のように、治療行為の法的性格に関する争いはあるが、いずれにせよ、患者の同意があること及び治療目的でなされた行為であることがほぼ決定的な要素であることについては、コンセンサスが成立しているとみてよいであろう。

(2) 医療契約における医師の責任および患者の同意の法的性格

民事法的観点から、日本における医療の大部分は、患者と医師との間で締結される診療契約である(注6)。診療契約は、医師および医療機関側が疾病の診断・治療その他の医療の提供義務を負う一方で、患者側が医師側が提供する医療に対する報酬支払い義務を負うことを主たる内容とする⁹⁾。しかしながら、医療契約は締結時に契約の内容が確定しているわけではない。とりわけ、医療機関側の債務の内容は、医療行為

を実施しながら段階的に確定していくものである¹⁰⁾。

医療行為の段階で、医療事故が発生した場合、患者は医師側に対して、民事責任を追及し得る。この場合、どのような法的構成が取られるべきかについて、不法行為責任構成と債務不履行責任構成の2つがある。

かつて、医療過誤訴訟は、民法 709 条および 715 条に基づく医師側の不法行為責任として構成されてきた。しかしながら、この法的構成は、医師側の過失を、患者側が証明しなければならず、患者側に大きな負担を強いることになるため、近年、債務不履行責任構成（契約責任構成）が主張されており、裁判例でも採用されている。これは、医師が、患者との間の診療契約に基づいて医療行為を行っていることを前提とする。そして、医師の過失による医療過誤は、民法 415 条に基づいて、診療契約上の診療債務不履行（不完全履行）責任を生ぜしめると構成する。債務不履行責任構成に依拠すれば、医師が患者に対して負う責務は、疾病の治癒という一定の結果を約束するものではなく、適切な治療行為を実施することを内容とする債務であるとされる¹¹⁾。

いずれの構成をとるにせよ、過失責任主義の原則から、医師側に対して損害賠償責任を請求するためには、行為者である医師等医療従事者に過失があることが必要である。

医師が果たすべき注意義務として、善管注意義務と説明義務がある。善管注意義務とは、一般に、医療水準（注 7）に適合する医療の実施をする義務と解される¹²⁾。医療水準は、医療過誤の不法行為責任に関する過失標準として用いられる概念であるが、この場合、医師側の義務範囲を画する機能を有する¹³⁾。説明義務とは、医師側による情報提供義務である。つまり、医療過程において、医療従事者が、患者及び家族等に対して、医療的利益の保護以外の目的で、診療経過、専門的知見その他の情報を提供する義務である¹⁴⁾。また、法的および倫理的観点から、インフォームド・コンセントが必須であるとされている¹⁵⁾。近年では、患者の自己決定権も重視されており、インフォームド・コンセント論を補うかたちで機能している¹⁶⁾。

以上を考慮すると、診療契約の法的構成について、不法行為責任構成をとるにせよ、債務不履行責任構成をとるにせよ、過失責任主義の原則から、医師側に過失がなければ、損害賠償責任を請求することはできない。また、医師側が患者に治療行為に関する説明をして、治療行為に関する決定に必要かつ十分な情報を提供し、患者から同意を得ており、かつ、医師が治療時点における医療水準に則って、当該治療を行ったのであれば、医師側の義務違反は認められず、当該治療行為は、民事法上も正当化し得ることとなる。

2. 一般的治療行為に関する子どもの自己決定と親

患者の権利に関するリスボン宣言は、法的無能力者に関して、「患者が未成年者あるいは法的無能力者の場合、法域によっては、法律上の権限を有する代理人の同意が必要とされる。それでもなお、患者の能力が許す限り、患者は意思決定に関与しなければならない。」と規定する（注 8）。したがって、未だ同意能力を有さない未成年者の医療行為の場合、原則として、親権者である親が本人に代わって同意をなす¹⁷⁾。

(1) 法定代理権説と身上監護権説

医療における子どもの自己決定に関して、日本の法は、未だその扱いを明確にしていない。また、未成年者に対する医療行為の同意権がなぜ親権者に帰属しているのかについても、現状の学説において、未だ十分に整理がなされていない。

上述のように、医師は、侵襲を伴う医療行為を行う場合、原則として、患者本人の同意を得る必要がある(注9)。とすれば、子どもが医療行為を受ける当事者(つまり、患者本人)であれば、その子ども本人が自分が受ける医療行為への同意をする必要がある。しかしながら、子どもは、一般に、同意能力を有さないため、いかなる治療を受けるのか、その治療に関する医師の説明を理解し、同意あるいは治療行為の選択をなしうかは疑わしい。また、子どもが自分自身の医療契約を締結するためには、法定代理人(多くの場合は、その保護者)から当該医療行為に関する同意を得る必要がある。もっとも、医療行為の決定に必要とされる能力は、一般に、民法3条1項から導かれる意思能力であり、法的能力よりも緩やかに認められる傾向にある。しかしながら、乳幼児等は、意思能力を欠くため、一般に、親の監護のもとに置かれる¹⁸⁾。

従来の小児医療の現場では、未成年の子どもへの医療に関する同意は、原則として、親の責任であると理解されてきた¹⁹⁾。未成年者が病気のために手術や治療を必要としている場合、医療機関は、一般に、その未成年者の親権者から同意を得る必要があることは、学説上争いはない²⁰⁾。とはいえ、一身専属的な生命および身体への侵襲行為としての治療行為について、そもそも親権者が同意をすることができるのか、できるとするならば、いかなる根拠を以てその治療行為の決定に関与し得るのかは、必ずしも明らかではない。

親の同意の法的根拠について、法定代理権説と身上監護権説がある。法定代理権説とは、親権者が法定代理人の資格において、子どもの自己決定を代理するとするものである。この場合、同意は「代諾」あるいは「代行決定」と呼ばれることが多い。一方で、身上監護権説とは、親権のひとつである身上監護権の一内容として、親権者が、医療行為に関する同意を行うとする²¹⁾。現在、法定代理権説を支持する者はほとんどなく、身上監護権説に立脚する者が多い。

法定代理権説によれば、親権者が同意能力がない未成年者に代わって、同意権を行使する。これについて、寺沢知子は、未成年者の保護という観点から、未だ判断能力が十分でない未成年者のみの判断で医療行為への許諾を決定することは望ましくない結果を生ぜしめることが予想されると指摘する²²⁾。また、未成年者が同意能力を有している場合には、本人の意思のみで医療行為への同意が可能となるため、医療の実務との齟齬が生じる。さらに、新谷正敏は、「重症児(者)」の場合、代理権を授権する能力もないであろうから、重障児(者)本人が何人かに法定代理権を付与する方法は考えられない」と指摘する²³⁾。この指摘は、重障児のみならず、未だ行為能力を有しないような乳幼児にもあてはまる。医療行為の正当化根拠を同意にのみ求めるならば、自己決定権を未だなし得ない未成年者に対する医療の同意を他の者に代替させるという構成は、法的整合性を欠く。

一方、身上監護権説は、未成年者に対する医療行為は未成年者自身の生命及び身体に重大な影響を与える行為であるため、これに対する同意権限が親権者の監護教育権

から導き出されると考える²⁴⁾。判例もまた、身上監護権説を支持している(注10)。この見解に依拠すれば、医療行為に関する同意が自己決定に基づくとした場合であっても、未成年者が医療に関する自己決定を為し得るか否か、為し得るとするならば、同意能力が認められる年齢や状態とは如何なるものかという問いを無視して、親権者の身上監護権の範疇に入れられる点で利点がある。ただし、未成年者への医療行為について何らの配慮もしていない現行法下では、身上監護権説にも難点があると指摘されている。とりわけ、両親が離婚し、未成年者の親権者と監護者が分離されている場合に問題が生じる。この場合、監護者に未成年者の医療に関する同意権限が含まれることとなる。監護者が医療行為に同意しない場合、児童相談所が取り得る親権停止・親権喪失の申立てでは対応することが困難となり得る²⁵⁾。

違法性を阻却する一要素である「患者の同意」は、あくまでも法益主体である患者本人が行う同意であることに意味があり、他者による代理を認めることは難しい²⁶⁾。とすれば、未成年者が医療行為に関して十分な判断能力を有しない場合、法定代理権限の前提を欠くため、法定代理権説による親権者による「同意」の代行は認めるべきではない。もっとも、身上監護権説によるとしても、親権者はあくまでも患者である未成年者本人ではなく、他人である。親権者の身上監護権の一環としての未成年者の医療に関する同意は、本人の同意の代替となるものではないため、推定的同意の域を出ない。したがって、未成年者に対する医療行為の違法性阻却は、推定的同意による解決に求めざるを得ない。

さしあたり、子どもの医療における親権が争われた審判例を概観する。いずれも医療ネグレクトの事案であるが、子どもの医療と親権の関連性を考察する足掛かりとなるため、参照することは許されよう。

(2) 子どもの医療と親権に関する審判例

1) 大阪岸和田支部平成17年2月15日審判家裁月報59巻4号135頁

【事案】A(0歳)は、〇〇症および〇〇と診断された。これらの症状は、一般に、そのまま放置すれば、重篤な精神発達遅滞あるいは生命の危険をもたらす可能性が高い。医師はAの手術を中心とする適切な医療行為が必要であると診断したが、Aの両親は信仰上の考えからAの手術に同意しなかったため、病院から通告を受けた児童相談所は、Aの両親の対応が親権濫用にあたるとして、親権喪失審判の申し立てをした。

【要旨】家庭裁判所は、手術等の危険性が10数パーセント程度であることおよびほかに適切な治療方法が見当たらないことを指摘し、適切な治療が行われれば、生存率および脳の正常発達の確立が比較的高いことを考慮して、未成年者の生命の安全および健全な発達を得るために速やかな手術が必要であると判断した。これについて、家庭裁判所は、両親の宗教的信念ないし確信に基づくものであっても、未成年者の福祉及び利益の根幹をなす生命及び健全な発達を害する結果になるものといわざるをえず、また、当該医師が〇〇症に精通していることから、医師を職務代行者とした。

2) 東京家裁平成27年4月14日審判判タ1423号379頁

【事案】B(0歳)は、嘔吐を頻繁に繰り返すようになり、C医院の医師から手術が必要であると診断された。医師の診断について、親は手術の必要性は理解したものの、

信仰上の理由から輸血に同意しなかった。その後、D病院で手術をおこなうこととなったが、多量の出血の場合には輸血が必要となるため、事前に親権を停止したうえで、親権代行者による輸血の同意が必要となるとして、児童相談所長が職務執行停止および職務代行者選任の保全処分の申立を行った。

【要旨】家庭裁判所は、Bの生命の安全および健全な発達を得るために、可及的速やかに手術を行う必要があり、無輸血手術を行う場合でも、凝固傷害や手術中の大量出血の緊急の場合に備え、事前に輸血について同意を得ておく必要があるとした。さらに、緊急時の輸血に同意しないことは、宗教的信念などに基づくものであっても、結果として、Bの生命に危険を生じさせる可能性が極めて高いと指摘した。Bの親による親権の行使が困難または不適当であることにより、子の利益を害することが明らかであるため、当該事案では、保全の必要性が認められ、かつ、時間的余裕もないため、親権者としての職務の執行を停止し、申立人である児童相談所長を職務代行者に選任するとした。

3) 東京家裁平成 28 年 6 月 29 日審判判タ 1438 号 250 頁

【事案】E（生後 4 カ月）は、先天性心疾患を有しており、発育不良および心不全等の症状がみられるため、Eの主治医により直ちに手術が必要であると診断された。しかしながら、Eの親は、手術の必要性について説明を受け、Eの治療に同意しているものの、Eの治療に非協力的であった。これに鑑み、児童相談所長が、Eの親の職務執行停止の保全処분을申し立てた。

【要旨】家庭裁判所は、Eの病状から、高度の専門性を有する病院において、直ちに治療および手術を受ける必要があると認められることを確認したうえで、Eの親は、親権者として、Eを頻繁に見舞うとともに、医療従事者と十分に意思疎通を図り、緊急の事態が生じた場合も含めて、Eが必要としている医療行為が実施されるよう、迅速かつ適切に対応する必要があることを認めた。また、当該事案の第一回期日において、Eの親は、Eが必要な医療行為を受けることについて同意し、協力する意向を表明しているが、これまでの対応及び現在の生活状況等に照らすと、現在の緊急事態に迅速かつ適切に対応できるかどうか疑問があるといわざるを得ないとした。当該事案においては、審判認容の蓋然性及び保全の必要性があり、Eの親の親権者としての職務執行の停止は子の利益のために必要であるため、当該保全処분을認容した。

3. 若干の検討

上述の事例は、いずれも、医療ネグレクトに関するものである。医療ネグレクト事案において、「親権の濫用」があるとされる判断は個別具体的に行わざるを得ないだろう。これに関して、吉田彩は、①未成年者の疾患及び現在の病状、②予定される医療行為およびその効果と危険性、③予定される医療行為を行わなかった場合の危険性、④緊急性の程度、⑤親権者が未成年者に対する医療行為を拒否する理由及びその合理性の有無等を総合的に考慮し、親権者が合理的な理由なく未成年者に対する医療行為を拒否しており、そのことによって未成年者の生命・身体に重大な危険が生じることが明らかに認められる場合には、「親権の濫用」に該当するとする²⁷⁾。そして、この

判断基準に照らして、合理的な理由なく、親権が濫用され、未成年者の生命・身体が危険にさらされる恐れがある場合、親権停止あるいは親権喪失の申立が認められる。

いずれの事例も、未成年者の生命・身体の保護を最優先事項としているとみることができる。つまり、親権者であっても、未成年者の生命・身体を危殆化するような決定は許されず、一方で、未成年者の生命・身体を保護するためであれば、未成年者の治療行為に関する親権の介入が認められるのである。

また、いずれの事案においても、患者である子どもは未だ同意能力が不十分であり、当該治療行為について、自己決定をなし得なかった。子どもの同意能力が十分に認められない場合、治療行為に同意するか否かは親に委ねられるが、この場合、親は子どもの最善の利益を考慮した判断をしなければならない。大阪地裁岸和田支部の事案では、親が宗教上の理由で拒否をしている。この場合、治療行為を行うことによる不利益は、せいぜい親の宗教感情が害されることである。親の宗教感情が優先され、適切な医療行為が行われないとすれば、未成年者の生命・身体が危殆化され得る。とすれば、親権者が身上監護権の一環として為し得る判断であったとしても、それは子どもの最善の利益を考慮した判断とはいえない。

一方、これを裏返すと、親権者が子どもに対する治療行為の必要性及び回復可能性、危険性等を適切に理解し、子の最善の利益を考慮することができる場合には、親権者は子どもの保護を職務とするため、子どもに対する医療行為への決定に介入する余地がある。もっとも、患者本人の同意能力を欠くため、医療行為への同意は、推定的同意にならざるを得ない点には留意が必要である。

IV. 冒険的治療行為に関する正当化

抗がん剤治療や先進医療（以下、冒険的治療行為とする。）は、リスクを伴う。既にみたように、一身専属的な事項に関わる治療行為に関する同意は、侵害を受ける法益主体である患者本人が行うことに意味がある²⁸⁾。もっとも、冒険的治療行為は、一般的な治療行為と比較すると、危険性が高く、場合によっては、健康状態を悪化させる可能性があるものの、当該治療に伴う生命・身体に対する侵襲は、患者本人が受忍するという点は一般的治療行為と共通する。とすれば、患者本人が当該治療のリスクを理解し、それについて、同意をしている場合、冒険的治療行為の正当化に、一般的な治療行為に関する解決を援用し得る。したがって、患者本人が冒険的治療行為のリスクなどについて説明を受けたうえで、理解し、同意しているならば、患者本人の一身専属的な事項に対する自己決定として、尊重されなければならない。とすれば、一般的治療行為が正当化されるように、冒険的治療行為も本人の同意によって正当化される余地がある。「Volenti non fit injuria（欲する者に対しては不法はない）」という法格言に示されるように、被害者は、自己の法益の侵害について同意を与えることができる。したがって、医療行為による侵害を受ける法益主体である患者が、当該医療行為による効果を理解し、一身専属的な事項、すなわち、自分の身体および健康状態に関する自己決定をしたならば、当該治療行為は被害者の同意の法理によって正当化し得る。もっとも、既にみたように、同意のみによる正当化は危険であるものの、冒険的治療行為はあくまでも治療を目的として行われる行為である。そうであるとすれ

ば、当該冒険的治療行為は、治療目的で行われる行為であること及び当該医的侵襲に関する患者の同意があることによって、違法性が阻却される。

もっとも、民事法的観点からすれば、患者に損害が生じている以上、当該行為は不法である。しかしながら、患者本人が冒険的治療行為に関する適切な説明を受けたうえで、同意しており、かつ、当該治療行為による結果が医師の過失によって生じた損害でなければ、損害賠償責任は生じないとすべきであろう。

V. 冒険的治療行為に関する子どもの自己決定と親

たとえば、小児がんの場合、抗がん剤治療によって、治癒・寛解することが期待できるが、何ら効果を得られなかったり、健康状態を悪化させたりすることもある。すなわち、冒険的治療行為は、一般的治療行為と比較すると、不確実性が高く、治療を受ける子どもが被る不利益も大きく、場合によっては、生命・身体の危殆化をもたらす、侵襲度の高い治療行為であるといえる。このような侵襲度の高い治療を受け、その治療による結果あるいは危険を引き受けるのは患者本人である。しかしながら、子どもは、そもそも医療に関する自己決定が認められていない。子どものように、治療行為に関する説明を理解し、同意する能力が認められない場合、一身専属的な事項であっても、自分で決定することは困難である。そもそも、医療行為に関する同意の前提となる説明が理解できない以上、インフォームド・コンセントを行うこともできない。ここでの問題は、一般的な医療と比較すると、本人が受忍すべきリスクが大きい医療行為について、親は介入し得るのか、介入し得るとすれば、その根拠は何か、である。

子どもに対する医療の場合、親が代わって同意をなし得る。これは、親は、子どもの保護を職務とし、かつ、子どもの最善の利益を考慮することができると期待されるからである。これに関して、永水裕子は、殊に、小児がん等の治療の場合、「親が世間的にみて『おかしい』選択をしているかが問題なのではなく、子どもの福祉という観点から『許容される治療法』を選択したかが重視され」とする²⁹⁾。また、このような場合における決め手は、「免許を与えられている医師により勧められた治療法であることと、信頼できる医学的権威から完全に拒絶される治療法ではないこと」であるとし、治療が不確実な場合は、かなり多くの要素を総合的に判断し（注11）、「子どもの最善の利益」に適うように考慮されるとする³⁰⁾。とすれば、親は、子どもが、治療を受けることにより、健康状態の改善あるいは生命保持の可能性が（数パーセントであれ）見込めるならば、冒険的治療行為を試みることは子どもの最善の利益に適うための決定を為し得る。もっとも、既にみたように、患者本人が同意能力を欠く場合、患者本人の自己決定に正当化根拠を求めることは困難である。そもそも、子どもの場合、医療行為に際する自己決定の前提となる能力を欠くため、子どもから現実の同意を得ることはできず、推定的同意にならざるを得ない。

このような点について、緊急避難の法理による補完が可能である。これにより、現時点の子どもの生命と将来の子どもの生命とを比較し、将来の子どもの生命を優先し、病気という「現在の危険」を回避するための治療を選択する（注12）。緊急避難の法理によれば、原則として、当事者の意思を無視できるため、子どもが病気という現在

の危難を回避するための治療行為の正当化に資する。また、子どもが現実の同意をできないとしても、生かすことを優先して、将来的に当該治療行為に対する同意を得るとすれば、実務を補完し、法的安定性を確保することが期待できる。

VI. おわりに

同意能力が不十分な未成年者が治療を受けるにあたり、親権者が同意を与えることに争いはない。とりわけ、小児がんにおける抗がん剤治療は、生命・身体への侵襲の程度が大きい。医療に関する同意は、身体の完全性に対する侵害の違法性を阻却するものであり、自己決定権の行使であることから、患者本人が同意を為すことが重要である。しかしながら、未だ医療行為に関する同意を為し得る能力を有さない未成年者は、現実の同意を与えることができないし、それを前提として推定することもできない。したがって、親は、子どもの最善の利益を考慮することを職務とするとすれば、親の介入の余地が認められる。また、親は、子どもが現在罹患している病気という危難と将来の子どもの生命・健康とを比較して、より優先されるべき利益を選択するとすれば、当該治療がもたらす危険性が大きい場合であっても、治療行為を実施する余地がある。もっとも、上述の緊急避難による解決をとるならば、緊急避難の「危難の発生」は、無関係な第三者の法益を侵害する行為でなければならない点を克服しなければならない。また、医療行為に関する同意能力の如何の判断基準についても考察が必要であるし、虐待児に関する問題等、未だ検討しなければならないことが多い。本稿において、フォローしきれなかった点に関しては、今後の課題として、次の機会に検討したい。

注釈

1. 本論文において、医療行為とは、疾病の治療をはじめ、奇形の矯正、美容整形技術、人工授精等、医学に基づいて行われる行為一般をいうこととする。他方、治療行為とは、医学に基づいて行われる行為のうち、病態の改善および治癒を目指す行為をいうこととする。
2. 未成年者について、同意能力のある未成年者の場合、医療行為に関する同意能力が認められることもあり、問題状況がやや錯綜する。そのため、本論文では、特にことわりなく、未成年者あるいは子どもと記した場合、同意能力のない未成年者に限定して、検討を進めることとする。
3. これに関して、武藤眞朗「治療行為の違法性と正当化-患者の承諾の意義-」早稲田大学大学院法研論集 59 号（1991 年）p. 196 は、「治療行為を受ける当該患者側からも、社会一般からも、通常の治療行為の犯罪性を否定すべき」であるという。
4. 医療行為が傷害罪にあたるか否かについては、未だ争いがある。
5. 仮定的同意によって、医療行為を正当化できるかどうかは、未だ争いがあり、学説は一致していない。医療行為の正当化に関する仮定的同意について、詳しくは、鈴木彰雄「傷害罪における被害者の仮定的同意-クーレンの諸説について-」名城ロースクールレビュー 3 号（2006 年）2 頁、武藤眞朗「医師の説明義務と患者の承諾-『仮定的同意』序説-」東洋法学 49 巻 2 号（2006 年）9 頁以下、塩谷毅「被害

者の仮定的同意について」立命館法学 327・328 号 (2009 年) 383 頁以下、山中敬一「医師の説明義務と患者のいわゆる仮定的同意について」『神山敏雄先生古稀祝賀論文集 第 1 巻』(成文堂、2006 年) 255 頁以下、古川伸彦「医的侵襲行為の正当化と『仮定的同意』論」高山加奈子ほか編『山口厚先生献呈論文集』(成文堂、2014 年) 73 頁以下を参照されたい。

6. 診療契約の法的性質について、大阪高判昭和 47 年 11 月 29 日判時 697 号 55 頁は、医師として「要求される臨床医学上の知識技術を駆使して可及的速かに患者の疾病の原因ないし病名を適確に診断したうえ、適宜の治療行為をなすという事務処理を目的とする準委任契約」であるとしている。
7. 医療水準に関して、最判昭和 6 年 2 月 16 日民集 15 卷 2 号 244 頁 (いわゆる、東大輸血梅毒事件判決) は、「いやしくも人の生命及び健康を管理すべき業務 (医業) に従事する者は、その業務の性質に照し、危険防止のために実験上必要とされる最善の注意義務を要求される」と判示している。
8. リスボン宣言は、同時に「法的無能力の患者が合理的な判断をし得る場合、その意思決定は尊重されなければならない、かつ患者は法律上の権限を有する代理人に対する情報の開示を禁止する権利を有する。」と規定する。
9. 未成年者への医療行為に対して、患者本人が承諾できる状態にない場合、親の承諾を当然の前提と判示したものとして、東京地判昭和 49 年 11 月 11 日判時 786 号 54 頁、神戸地判昭和 50 年 9 月 4 日判時 810 号 67 頁、京都地判昭和 51 年 10 月 1 日判時 848 号 93 頁、横浜地判昭和 54 年 2 月 8 日判時 941 号 81 頁、札幌高判昭和 56 年 5 月 27 日判時 1020 号 55 頁、最判昭和 56 年 6 月 19 日判時 1011 号 54 頁、横浜地判昭和 57 年 5 月 20 日、福岡地裁小倉支判昭和 58 年 8 月 26 日判時 1105 号 101 頁、東京地判昭和 59 年 3 月 23 日判時 1131 号 104 頁、東京地判昭和 63 年 10 月 31 日判タ 686 号 187 頁がある。
10. これについて、名古屋家裁平成 18 年 7 月 25 日審判家裁月報 59 卷 4 号 127 頁を参照。当該事案は、先天性心疾患が疑われる患児の手術について、その患児の両親が信仰上の理由から同意しなかったため、児童相談所長が、手術に同意しないことが親権濫用にあたるとして、親権喪失を申し立てた事案である。これについて、家庭裁判所は、患児の両親が「未成年者の親権者として、適切に未成年者の監護教育に当たるべき権利を有し、義務を負っている」としたうえで、手術の必要性及び未成年者の福祉に鑑み、親権者としての職務を停止し、職務代行者を選任した。
11. 永水裕子 (2016) 「医療ネグレクト-同意能力のない未成年者に対する医療行為への同意権の根拠についての一考察-」桃山法学 20・21 号 p. 339 は、治療が不確実な場合、治療の有効性 (治療された場合とされなかった場合、それぞれの子どもの生存可能性)、治療の性質 (副作用、治療の危険性、侵襲度)、子どもを親から引き離すことによる子どもへの影響等を総合的に判断していると指摘する。
12. これについて、筆者の試論ではあるが、子どもを生かすための選択としての冒険の治療行為をおこなうことで、当該治療を受けた子どもから事後的に同意を得ることができ、より実務に適用正当化が導出できると考える。もっとも、このような構成は、そもそも事後的な同意の法的性格や事後的な同意の認否など、課題は山積

しているため、十分に検討しなければならない。

文献

- 1) 甲斐克則編『インフォームド・コンセントと医事法』信山社
- 2) 甲斐克則 (2006)『医事刑法への旅 I』成文堂, p. 31
- 3) 町野朔 (1986)『患者の自己決定権と法』(東京大学出版会、1986 年), p. 163
- 4) 甲斐克則 (2004)「医療行為と『被害者』の承諾」現代刑事法 6 巻 3 号, p. 27
- 5) 塩谷毅「被害者の仮定的同意について」立命館法学 327・328 号 (2009 年) pp. 380-381
- 6) 菊池一樹 (2017)「いわゆる家庭的同意について-患者の自律性の観点から-」早稲田法学会誌 67 巻 2 号, p. 166
- 7) 上野正吉 (1968)「医療と刑法 37 条」ジュリスト 404 号, pp. 14-15
- 8) 田坂晶 (2017)「治療行為の正当化における患者の同意」比較法雑誌第 51 巻 1 号 (2017 年)p. 121-122
- 9) 米村滋人 (2023)『医事法講義』[第 2 版] (日本評論社、2023 年) p. 99
- 1 0) 石田瞳 (2014)「同意能力を欠く患者の医療同意」千葉大学人文社会科学科学研究第 29 号, p. 100
- 1 1) 良永和隆 (2011)「医療事故と医師・病院の民事責任」専修ロージャーナル 6 号, pp. 91-92
- 1 2) 野田寛 (1994)『医事法 (中)』[増補版] (青林書院、1994 年) p. 407
- 1 3) 米村滋人 (2023)「医事法講義」[第 2 版] 日本評論社, p. 115
- 1 4) 米村滋人 (2023)「医事法講義」[第 2 版] 日本評論社, p. 123
- 1 5) 米村滋人 (2023)「医事法講義」[第 2 版] 日本評論社, p. 133
- 1 6) 米村滋人 (2023)「医事法講義」[第 2 版] 日本評論社, p. 133
- 1 7) 宮崎幹朗 (2010)「親権者の医療ネグレクトと親権濫用」愛媛法学会雑誌 36 巻 3・4 号, p. 3
- 1 8) 道垣内弘人 (2008)『ゼミナール民法入門』[第 4 版] 日本経済新聞出版社, p. 46
- 1 9) 多田羅竜平 (2010)「小児医療とインフォームド・コンセント」甲斐克則編『インフォームド・コンセントと医事法』信山社, p. 262
- 2 0) 新美育文 (1984)「医師と患者の関係」加藤一郎ほか編『医療と人権—医師と患者のよりよい関係を求めて』有斐閣, p. 144
- 2 1) 寺沢知子 (1992)「未成年者への医療行為と承諾 (3・完)」民商法雑誌 107 巻 1 号, p. 58
- 2 2) 寺沢知子 (1992)「未成年者への医療行為と承諾 (3・完)」民商法雑誌 107 巻 1 号, p. 58
- 2 3) 新谷正敏 (2015)「重症心身障害児 (者) の医療における同意について」日重障誌 40 巻 1 号, p. 75
- 2 4) 神谷遊 (2007)「判例評釈」判タ 1249 号, p. 60
- 2 5) 宮崎幹朗 (2010)「親権者の医療ネグレクトと親権濫用」愛媛法学会雑誌 36 巻 3・4 号, p. 5
- 2 6) 米村滋人 (2019)「医療行為に対する『同意』と親権」法学 83 巻 4 号, p. 158

- 27) 吉田彩（2008）「医療ネグレクト事案における親権者の職務執行停止・職務代行者選任の保全に関する裁判例の分析」家庭裁判月報 60 巻 7 号, p. 16
- 28) 米村滋人（2019）「医療行為に関する『同意』と親権」法学 83 巻 4 号, p. 157
- 29) 永水裕子（2016）「医療ネグレクト-同意能力のない未成年者に対する医療行為への同意権の根拠についての一考察-」桃山法学 20・21 号, p. 339
- 30) 永水裕子（2012）「アメリカ-医療ネグレクトと親の権利の制約」小山剛ほか編『子どもの医療と法』〔第 2 版〕商学社, pp. 208-209

研究ノート

地域子育て支援拠点事業の利用促進に関する研究 —継続利用者のアンケート調査をもとに—

赤塚 徳子*

Research on promotion of use of community child-rearing support center projects:
Based on a questionnaire survey of continuing users

Noriko Akatsuka

Abstract

This paper discusses the promotion of the use of community child-rearing support center services, based on a questionnaire survey of parents who have been using child-rearing support centers on an ongoing basis.

Although many of the mothers were referred by friends as the reason for using the center, many of them used the center only with their children and mothers when using it for the first time and felt anxious, indicating the importance of reducing anxiety at the time of first use. Many of the users sought to be spoken to by the supporters, indicating the need for proactive involvement. In addition, the purpose of use is often for children to interact with other children and for parents to refresh their spirits, but they also want daily activities planned by supporters, participation in events, and opportunities for children to experience and play with wooden toys and other items that parents and children can enjoy together, so it can be said that enriching the content of activities and play environment will lead to continued use and promotion of use. Instagram was the most common way to obtain information, indicating that the use of SNS is effective.

要旨

本稿では、地域子育て支援拠点事業の利用促進について、子育て支援センターを継続利用している保護者を対象としたアンケート調査をもとに考察した。

利用のきっかけは友人の紹介が多いが、初めて利用する際は子どもと母親のみで利用し、不安を感じていた母親が多いことから、初回利用時の不安の軽減が重要であることが明らかとなった。支援者からの話しかけを求める利用者が多く、積極的なかわりが必要である。また、利用の目的は、子ども同士のかかわりや親の気分転換が多いが、支援者が企画する日々の活動や行事への参加、木のおもちゃなど、子どもの経験や親子で楽しめる遊びの機会も求めていることから、活動内容や遊びの環境の充実

* 愛知文教女子短期大学

が継続利用や利用促進につながると言える。情報の入手は、インスタグラムが最も多く、SNS の活用が有効であることが明らかとなった。

Keywords : Childcare support, childcare environment, promotion of use, regional cooperation

キーワード：子育て支援、子育て環境、利用促進、地域連携

I. はじめに

深刻な少子化問題を国の重点課題とし、政府は様々な子育て支援策を講じているが、出生数は減少の一途をたどっている。その原因は様々な考えられるが、そのひとつに「母親の育児負担」が挙げられる。

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会の調査 (2015～2016) ¹⁾によると、慣れ親しんだ土地から離れたところで子育てをする「アウェイ育児」は7割を超えており、身近に頼れる人がいない状況が子育ての孤立につながると考えられる。また、こども家庭庁の報告 (2024) ²⁾によると、「子育てにおける困りごと (特に重要なこと)」は、「子育てに関する悩みについて気軽に相談できる人や場」と回答した割合が最も高く (男性 23.9%、女性 26.0%)、男女ともに相談相手を求めていることが分かる。また、「子育てに対して感じる精神的・身体的負担について助けてくれる人・サービス」については、男女ともに「配偶者または交際相手」が最も多く (男性 62.8%、女性 60.2%)、次いで「自分の親または配偶者または交際相手の親」、「自分の兄弟姉妹または配偶者または交際相手の兄弟姉妹」で、「子育て仲間」と回答した割合は、男性 4.9%、女性 12.9%と低く、夫や身内に頼る傾向にある。しかし実際には、「アウェイ育児」や「ワンオペ育児」の割合が高く、特に未就園の子どもを持つ母親は子どもと自分だけの時間が長く、孤独を感じやすいと思われる。

地域で行われている子ども・子育て支援事業のひとつに、「地域子育て支援拠点事業」があり、その数は年々増加し、令和5 (2023) 年度は8,016 か所 (一般型 6,963 か所、連携型 1,053 か所) で実施されている。少子化が深刻化する中、実施か所数の拡充だけでなく、子育て家庭のニーズに応じた多様な取り組みが求められている。

こども家庭庁が定める「地域子育て支援拠点事業実施要項」において、4つの基本事業を規定している。そのひとつが、「子育て親子の交流の場の提供と交流の促進」であるが、コロナ禍を経たことやSNSの普及により、人とのつながり方に変化が生じたことも考えられる。また、「子育て等に関する相談、援助の実施」も基本事業のひとつであるが、相談を受けたり、援助をしたりなど、支援者の適切なかわりには、信頼関係の構築が求められる。

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会が作成した「ガイドライン」³⁾には、『支援者に求められる役割は、親と子どもの最大の理解者であり、日常生活における身近な「話し相手」「遊び相手」であり、地域の人と人との関係を紡ぎだすことである』と示されている。この役割を果たすためには、親子の継続的な利用による関係性の構築が必要であると考えられる。

そこで本稿では、子育て支援センターを継続的に利用する保護者を対象にアンケート調査を行い、利用状況や利用目的から、継続的な利用につながるための条件について考察した。また、支援者や地域の子育て仲間との交流に対するニーズに着目し、支援者の役割について検討した。

Ⅱ. 調査施設（B 子育て支援センター）の概要

調査対象の施設である B 子育て支援センターは、保育者養成校の学内に設置された施設であり、利用者は未就園の子どもとその保護者としている。2016 年に開園し、2021 年度より I 市の委託で地域子育て支援拠点事業として運営している。

開園日は平日 5 日間、開園時間は 9 時 30 分から 15 時とし、不定期で土曜日・日曜日・祝日も開園している。2023 年度の開催日数は、平日 225 回、土曜日・日曜日・祝日は 11 回、利用者総数は 5370 名（大人 2598 名、子ども 2718 名）で、1 日当たりの平均利用親子組数は 11 組であった。

支援員としての従事者は保育士資格を有する者とし、その日の活動や行事に応じて 2～4 名体制での勤務としている。支援員（保育士）が企画した活動や行事を実施するだけでなく、利用者が主体的に活動に参加することを目標とし、利用者が講師として子育て講座を行ったり、自主的な委員会組織を作ったり、利用者が協力して開催するバザーなどを実施している。毎月の誕生会や身体測定、季節の行事などを企画し、行事や活動内容については園だよりで告知している。園だよりはセンター内での配布とインスタグラムでの配信、市のホームページへの掲載などの方法で発信している。子育て相談については、開園時間内で随時、支援員による子育て相談に対応しているが、月に 1 回、予約制で個別の相談日を設けている。

保育者養成校内の施設であるという特性を生かし、幼児教育学科の学生との交流や専門教員による子育て講座を実施している。また、遊びのコーナーに国内外の木製のおもちゃを多数揃えていることも特色のひとつである。

Ⅲ. 研究目的

本研究は、地域子育て支援拠点事業の利用者ニーズを把握し、利用促進の条件について検討することを目的とした。

Ⅳ. 研究方法

1. 調査対象者

A 県 I 市の B 子育て支援センターを継続的に利用している保護者（未就園児を持つ保護者）を対象とした。84 名の回答が得られ、回答者はすべて母親であった。

2. 調査期間及び方法

調査期間は、2024 年 4 月から 2024 年 6 月とし、無記名式質問紙調査法で実施した。前年度（2023 年度）に同子育て支援センターの利用歴がある保護者に、新年度（2024 年度）の初回利用時に調査票を配布し、その場で回収した。

3. 倫理的配慮

調査対象者に研究の目的と内容を明記した質問紙を対面で配布し、調査は任意であることを口頭で伝えた上で協力を依頼した。調査は無記名式で実施し、個人が特定されないこと、研究以外の目的で使用しないことを質問紙に明記し、回答した質問紙の提出をもって同意の意思確認とした。なお、本研究は愛知文教女子短期大学研究倫理委員会の承認を得て実施した。

V. 調査結果

1. 回答者の属性

調査対象者は母親に限定しなかったが、回答者は全員、「母親」であった。回答者の年齢は、「30代」が61名（72.6%）と最も多く、「20代」が18名（21.4%）、「40代」が5名（6.0%）であった。（図1）就労の状況は、「育児休業中」が51.8%、「専業主婦」が48.2%で、利用する子どもの年齢は、「1歳児」が47名と最も多く、次いで「0歳児」が25名、「2歳児」が20名であった。（図2・図3）また、居住地は「市内」が85.5%という結果（図4）であった。

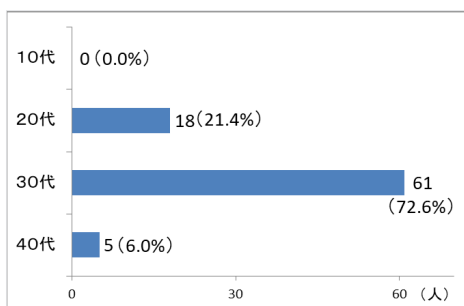


図1 回答者の年代

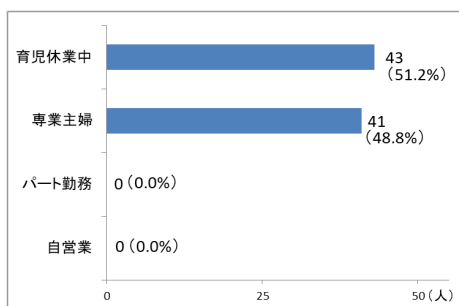


図2 回答者の就労状況

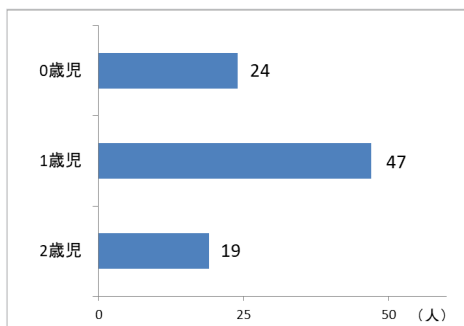


図3 利用する子どもの年齢（複数回答）

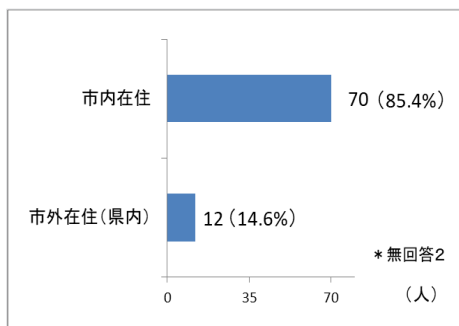


図4 回答者の居住地

2. 利用状況

(1) 利用頻度

利用頻度は、「月に1～3回」が46名（55.4%）と最も多く、次いで「年に数回」が17名（20.5%）、「週1回」が13名（15.7%）であった。（図5）

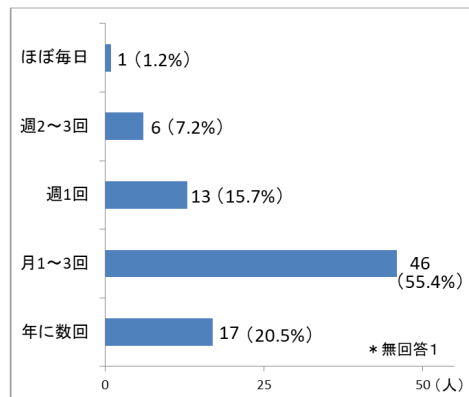


図5 利用頻度

(2) 知ったきっかけ

子育て支援センターを初めに知ったきっかけは、「友人から聞いた」が36名と最も多く、口コミによる利用が多いという結果であった。（図6）

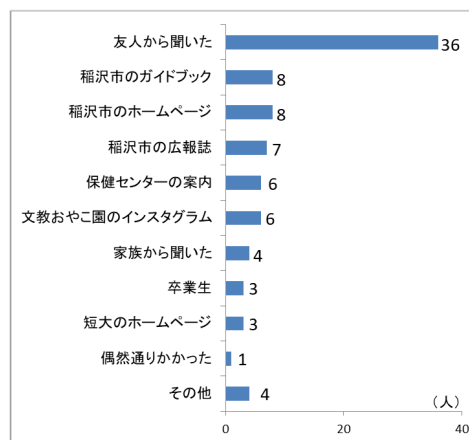


図6 知ったきっかけ（複数回答）

(3) 利用目的

利用目的として、「とても思う」と「やや思う」を合わせた割合は、「子ども同士のかかわり」「親の気分転換」が96.4%と最も高く、次いで「活動・イベントの参加」

95.1%、「木のおもちゃ」94.1%、「育児仲間との出会いや交流」90.5%、「学生との交流」83.4%、「子育て相談」83.3%、「地域の子育て情報の入手」83.1%、「学食の利用」76.2%の順であった。

また、「とても思う」が最も多かった項目は、「木のおもちゃ」63.1%、「親の気分転換」60.7%、「子ども同士のかかわり」54.2%、「活動・イベントの参加」57.8%の順であった。（表1）

表1 利用目的

	とても思う	やや思う	あまり 思わない	全く 思わない
活動・イベントの参加 *無回答 1	48 (57.8%)	31 (37.3%)	4 (4.8%)	0 (0.0%)
子ども同士のかかわり *無回答 1	45 (54.2%)	35 (42.2%)	2 (2.4%)	1 (1.2%)
育児仲間との出会いや交流	31 (36.9%)	45 (53.6%)	7 (8.3%)	1 (1.2%)
地域の子育て情報の入手 *無回答 1	19 (22.9%)	50 (60.2%)	13 (15.7%)	1 (1.2%)
親の気分転換	51 (60.7%)	30 (35.7%)	3 (3.6%)	0 (0.0%)
子育て相談	27 (32.1%)	43 (51.2%)	13 (15.5%)	1 (1.2%)
木のおもちゃ	53 (63.1%)	26 (31.0%)	5 (6.0%)	0 (0.0%)
学生との交流	24 (28.6%)	46 (54.8%)	12 (14.3%)	2 (2.4%)
学食の利用	25 (29.8%)	39 (46.4%)	19 (22.6%)	1 (1.2%)

（4）初回利用時の状況

初回利用時、子どもの付き添いについては「ひとり」が55名と最も多く、約7割は保護者とその子どものみという結果であった。次いで、「友人」が、21名であった。その他の同伴者は、「夫」6名、「実母」2名と少数であった。（図7）

初回利用時の不安感については、「ややあった」が39名（46.4%）、「とてもあった」が8名（9.5%）で、約6割の利用者が不安を感じたという結果であった。（図8）

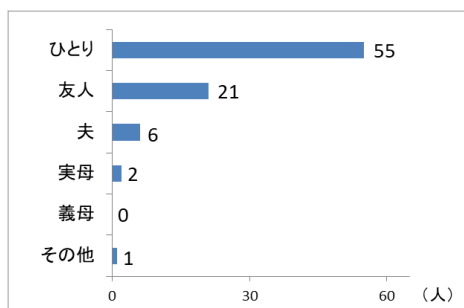


図7 初回利用時の同伴者（複数回答）

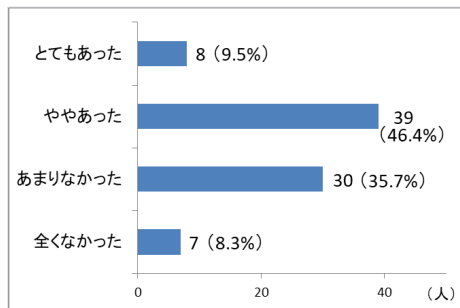


図8 初回利用時の不安感

1) 初回利用時の不安が、「とてもあった」「ややあった」と回答した主な理由は次の通りであった。(自由記述)

- ・初めての場所に子どもと2人で行くのは不安だった。
- ・子育て施設の利用が初めてだったから
- ・初めてでどんな場所か分からなかったため
- ・いつも利用する児童館より少し遠いので、知っているお友達がいるか不安だった。
- ・子供が仲良く遊んだりできるか、またママ友ができるか等、心配だったから
- ・人見知りなので
- ・知り合いがいなかったため
- ・駐車場や入口が分かりにくかった。

2) 初回利用時の不安が、「あまりなかった」「なかった」と回答した主な理由は次の通りであった。(自由記述)

- ・インスタを見ていたので
- ・支援センターや児童館に普段からよく行っているので
- ・友達と一緒にだったので
- ・ほかの支援センターなどにいろいろ行った後だったから
- ・ママ友からオススメされた場所だったから

(5) 利用情報の入手について

インスタグラムで情報を入手している割合は、「時々見ている」が48.8%と最も多く、「よく見ている」の28.6%と合わせると約8割の利用者がインスタグラムを活用していることが分かった。(図9)

園だよりの入手方法については、「インスタグラムで見ている」が60名と最も多く、約7割はインスタグラムを活用していることが分かった。印刷された園だよりを入手している利用者は4割に満たないという結果であった。「園だよりを見ていない」と回答した利用者はいなかった。(図10)

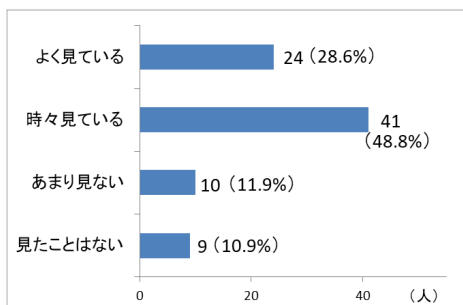


図9 インスタグラムの利用状況

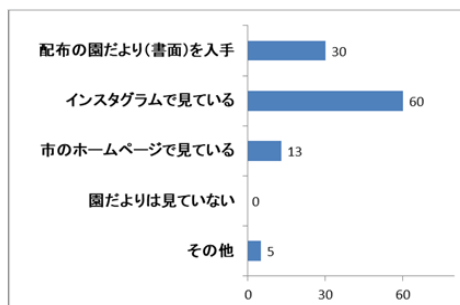


図10 園だよりの入手方法(複数回答)

（６）利用者同士の交流

他の利用者との会話については、「ややある」が 50 名（59.5%）と最も多く、「とてもある」の 11 名（13.1%）と合わせて約 7 割の母親は利用者同士の交流ができていることが分かった。（図 1 1）

子育て支援センターを利用することで育児仲間ができたかについては、「やや思う」が 35 名（42.2%）と最も多かったが、次いで「あまり思わない」が 30 名（36.1%）という結果であった。育児仲間ができた利用者は約 6 割であった。（図 1 2）

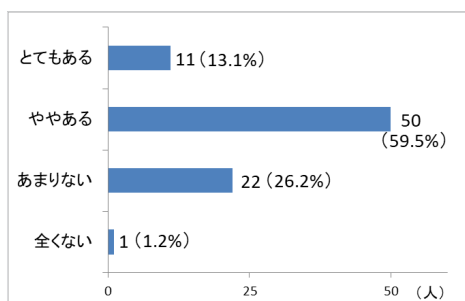


図 1 1 他の利用者との会話

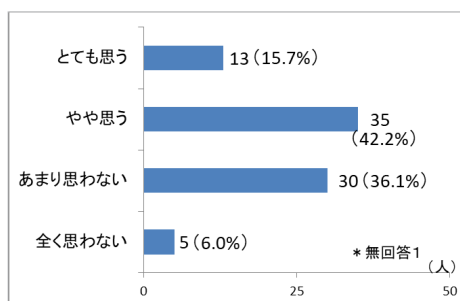


図 1 2 育児仲間ができたか

（７）支援員（保育士）とのかかわり

支援員（保育士）との会話については、「ややある」が 47 名（56.0%）と最も多く、次いで「とてもある」が 28 名（33.3%）で、約 9 割の利用者は支援員と会話をしているという結果であった。（図 1 3）

また、「支援員から話しかけてほしいか」との問いについては、「やや思う」が 59 名（70.2%）と最も多く、次いで「とても思う」が 21 名（25.0%）で、ほとんどの利用者が支援員からの話しかけを求めているとの回答であった。「全く思わない」と回答し、支援者とのかかわりに抵抗感がある利用者はいないという結果であった。（図 1 4）

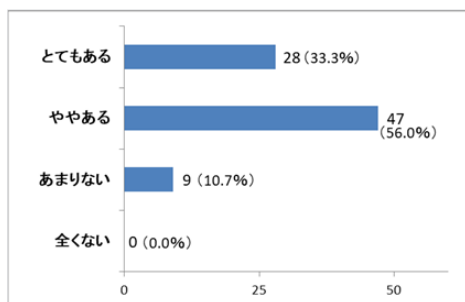


図 1 3 支援員（保育士）との会話

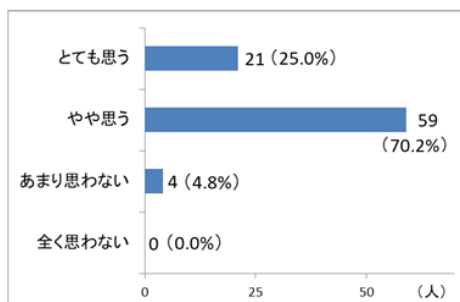


図 1 4 支援員からの話しかけの希望

（８）感想や意見

利用者の主な感想や意見は次の通りであった。（自由記述）

- ・ 安全に遊べる場所があり、雨天時も助かっています。

- ・いつも楽しく利用させていただいています。木のおもちゃなど、貴重なおもちゃで遊んだり、皆で楽しくふれあい遊び等ができ、子どもにとってとても良い経験ができていますので、とても有難いです。
- ・いろいろな活動を計画していただき、家ではできないこともあり、またその中で子どもの成長も感じられ、ありがたく思っています。
- ・親子共々、気分転換になっている。
- ・いろいろな活動、イベント等を企画していただけるので、楽しく参加させてもらっています。
- ・保育士さんや園長先生、園全体がアットホームで明るく優しくて、居心地がよいです。
- ・おもちゃが豊富にあり、子どもにとってよい刺激が得られていると感じています。制作は家では難しいのでいつも楽しみにしています。
- ・いつも温かく迎えてくださる先生たちと楽しいおもちゃに親子で癒されています。
- ・広さがちょうどよく、スタッフさんたちもやさしく声かけをしてくさるので、安心して利用できます。
- ・木のおもちゃが充実していてうれしいです
- ・親同士のつながりがもてて、本当にありがたいです。
- ・学生さんとのコミュニケーションが他の支援センターと比べて楽しいです。

VI. 考察

調査結果から、利用のきっかけは「友人の紹介」が約4割と最も多かったが、初回利用時は約7割が「子どもと母親のみ」で利用し、その際に不安を感じていた母親は約6割で、初回利用時のサポートが重要であることが明らかとなった。その不安要因として、「知り合いがいない」「ママ友ができるか」などの意見があったことから、利用者同士をつなぐ支援が求められている。他の利用者との会話については、約7割の利用者が「できている」と回答していることから、利用者同士の交流は継続利用の目的になると考えられる。

また、「支援員（保育士）から話しかけてほしい」と回答した母親が約9割という結果から、支援員の積極的なかわりが求められていることが分かる。支援員は積極的に利用者とかかわり、個々の利用者の様子を見ながら、必要に応じて話し相手となったり、利用者同士をつなぐきっかけ作りをしたりするなどの働きかけが必要であると言える。

利用の目的は、「子ども同士のかかわり」や「親の気分転換」が多いが、「活動内容やイベントの参加」や「木のおもちゃ」など、子どもの経験や親子で楽しめる遊びの機会も求めていることから、活動内容や遊びの環境の充実が継続利用や利用促進につながると言える。

活動予定や活動内容などの情報は、「インスタグラムでの入手」が最も多く、SNSの活用が有効であることが明らかとなったことから、SNSでの発信を充実させ、利用者が気軽に情報を入手できるようにすることも大切である。魅力ある内容は利用促進につながるため、投稿頻度や投稿内容に工夫が必要であると考ええる。

Ⅶ. まとめ

地域子育て支援拠点事業の目的である「子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援する」を実現するためには、継続的な利用が望ましく、利用者の満足度を高めることが求められる。

こども家庭庁の報告（令和5年度）⁴⁾によると、地域子育て支援拠点事業の1日当たりの平均利用親子組数は「1～5組」が約44%で、利用率の高い事業であるとは言い難く、少子化の進行に伴い、さらに利用者数の減少が懸念される。一方で、1日30組を超える施設が約5%、1日50組を超える施設も約2%あることから、利用状況の格差が顕著である。その理由として、地域性や各施設の開催状況など、様々な要因が考えられるが、地域の親子の交流の充実には、一定数の利用が必要であり、利用促進は重要課題であると言える。全国的に子育て支援拠点事業の実施か所が増大していることは、利用できる施設の選択肢が増えるなど、利用促進に効果があると思われるが、利用者の分散により、利用者数の格差が大きくなることや、支援者の人材確保などの問題点も考えられる。支援者は、利用者や地域の実態に目を向けながら、職員間での情報共有や意見交換、各種研修会への参加などにより専門性を高め、活動や支援の内容を充実させることが求められる。

文献

- 1) NPO法人子育てひろば全国連絡協議会（2015, 2016）「地域子育て支援拠点事業に関するアンケート調査」
(<https://kosodatehiroba.com/research/away-care> 2025.1.12)
- 2) こども家庭庁（2024）「令和5年度 こども政策の推進に関する意識調査」報告書
(<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-research/r05-ishikichosa> 2025.1.12)
- 3) NPO法人子育てひろば全国連絡協議会（2024）『地域子育て支援拠点事業における活動の指標「ガイドライン」改訂版』pp.6
- 4) こども家庭庁「地域子育て支援拠点事業実施状況 令和5年度実施状況」
(<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/shien-kyoten> 2025.1.12)

研究ノート

食物アレルギー対応パーティーにおける意識変化についての検討

有尾 正子*

An Examination of Attitude Changes at Food Allergy-Friendly Party

Shoko Ario

Abstract

Since 2003, we have been organizing food allergy-friendly parties, and on December 7, 2024, we successfully held our 22nd event. The menu for this event was designed, prepared, and served by students majoring in food and nutrition. While we surveyed student satisfaction after the event, we did not assess changes in their awareness regarding food allergies. This paper aims to evaluate the changes in awareness after attending the event.

Our findings indicate that 83.3% of respondents reported a significant increase in awareness, combining the responses "very much" and "much." Additionally, 15 out of 18 respondents cited the "Food Allergy Exercise" course as a key reference when preparing the menu. The knowledge gained from the "Food Allergy Exercise," a course originally developed by our institution, was effectively applied during the event, demonstrating a notable shift in awareness among participants.

要旨

2003 年より食物アレルギー対応パーティー（以下：パーティー）を開催している。2024 年 12 月 7 日に 22 回目のパーティーを無事に終えることができた。メニュー考案、調理、サービスは、食物栄養専攻の学生がおこなっている。実施後の学生の満足度調査は行っていたが、意識の変化の調査は行われていなかった。

今回、パーティー実施後の意識の変化について調査した。意識の変化が「とてもあった」と「あった」を合わせた回答が 83.3%であった。また、献立作成の際に参考にした科目については「食物アレルギー演習」と回答した者が 18 人中 15 人であった。独自に創設した科目である食物アレルギー演習で習得した知識を食物アレルギー対応パーティーで活用でき、意識の変化もみられた。

Keywords : Food Allergy-Friendly Party, Awareness Change, Food Allergy Practice

キーワード : 食物アレルギー対応パーティー、意識変化、食物アレルギー演習

* 愛知文教女子短期大学

I. はじめに

食物アレルギーの有症率は、年々増加傾向にあり乳児で7.6-10%、幼児4%、学童期以降1.3-4.5%との報告があり、年齢群ごとに原因食品も変化している。乳児は、卵、牛乳、小麦、幼児期は木の実類による新規発症が増えてきている¹⁾。

アレルギー疾患対策基本法が平成27年12月に施行され、第7条には「国民は、アレルギー疾患に関する正しい知識を持ち、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に深めるよう努めなければならない」と国民の責務が記されている²⁾。しかしながら食物アレルギー児をもつ家族は、社会的な支援を受けることが困難な状況である。母親は、子どもがアナフィラキシーに加え血圧低下、意識障害をともなうアナフラキシーショックを恐れ外出によるストレスを感じるという³⁾。また、食物アレルギー児を持つ家族のQOLを高め治療に生かしていくことが重要であるとされている⁴⁾。外出においては、家族も制限されることが多く、そのきょうだいのQOLの低下が危惧されている⁵⁾。

管理栄養士・栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラム（以下「栄養学教育コアカリ」）が作成され、栄養学教育コアカリの栄養士養成に関する項目では、食物アレルギーについて次のような知識や技術を修得するとされている⁶⁾。

D 食べ物をベースとした食事の管理を中心とした栄養管理の実践

D-1 食べ物と健康の関連の理解

1-3) 食品の安全性、学習目標⑥ 食物アレルギーの原因食品について説明できる。

E ライフステージと食事の管理を中心とした栄養管理の実践

E-1 ライフステージ別の食事の管理を中心とした栄養管理

1-2) 新生児期、乳児期の食事の管理を中心とした栄養管理、学習目標⑦食物アレルギーへの対応について説明できる。

F 疾病と食事の管理を中心とした栄養管理の実践

F-3 病態に応じた食事の管理を中心とした栄養管理

3-8) 食物アレルギー、学修目標①食物アレルギーの病態を理解し、発症を予防するための食事の管理を中心とした 栄養管理が実践できる。

本学では、食物アレルギーに特化した科目「食物アレルギー演習」を創設している。2024 年度に開催した食物アレルギー対応パーティー実施後の意識変化と食物アレルギーの知識と技術を習得した科目との関連の実態を把握することを目的とした。

II. 方法

1. 対象

調査対象は、本学食物栄養専攻2年生（18名）

2. アンケート調査実施日

2024 年 12 月 25 日

3. 調査項目

食物アレルギー対応パーティーについて13項目の自記式質問調査を行った（図1-1、1-2）。

みんないっしょのクリスマス 2024 についてのアンケート

12 月 7 日におこなわれたみんないっしょのクリスマス（以下：パーティー）についてのアンケートです。このアンケートでは個人が特定されることはありません。また、得られたデータは本研究以外には使用いたしません。ご協力よろしくお願いします。

① 今回のパーティー料理で印象に残っている料理はありましたか。
 1. ある (料理名または料理の内容)
 2. ない

② ①であると回答した人はお答えください。(複数回答可)
 1. 前菜（豚のサルサソース和え） 2. 前菜（ズッキーニのフライ） 3. 前菜（サワーリボン）
 4. スターコンソメスープ 5. 白身魚のロティ― 6. スティックロケット 7. きのこピラフ
 8. 米粉のショートケーキ 9. りんごのシャーベット

③ パーティーを実施するために重視したことは何ですか。(複数回答可)
 1. 調理法 2. 切り方 3. 盛り付け 4. 味付け 5. 衛生管理 6. コミュニケーション
 7. グループ内の連携 8. グループ間の連携 9. 誤配などの危機管理
 10. その他 ()

④ 当日の調理のとき給食管理実習Ⅰで調理した食物アレルギー対応食は参考になりましたか。
 1. とても参考になった 2. 参考になった 3. あまり参考にならなかった 4. 参考にならなかった

⑤ 当日の調理のとき試作（パーティー試作料理）は参考になりましたか。
 1. とても参考になった 2. 参考になった 3. あまり参考にならなかった 4. 参考にならなかった

⑥ パーティー料理を考案するときに参考にした科目は何ですか。
 1. 食物アレルギー演習 2. 調理学・調理学実習 3. 臨床栄養・臨床栄養学実習
 4. 栄養学・栄養学実習 5. 給食管理・給食管理実習 6. 食品衛生学・食品衛生学実験
 7. その他 ()

⑦ パーティーのとき今まで学んだことを活かすことができましたか。
 1. とても活かせた 2. 活かせた 3. あまり活かせなかった 4. 活かせなかった

⑧ 実際に食物アレルギー対応食を大量調理していかがでしたか。
 1. とても難しかった 2. 難しかった 3. あまり難しくない 4. 難しくなかった

図 1－1 アンケート用紙 1

⑨パーティーをおこなう前と後では意識に変化はありましたか。
1. とてもあった 2. あった 3. あまりなかった 4. まったくなかった

⑩パーティーで何を学びましたか。(複数回答可)
1. 大量調理技術 2. 厨房機器の使用方法 3. 献立作成 4. 運営方法 5. 衛生管理
6. 食環境づくり 7. 喫食者への対応方法 8. コミュニケーション 9. リーダーシップ
10. 危機管理 11. その他 ()

⑪パーティーで学んだことを今後活かせると思いますか。
1. とても思う 2. 思う 3. あまり思わない 4. 思わない

⑫ ⑪で「1. とても思う」、「2. 思う」と回答された方は活かせる場所と内容を書いてください。
(場所:) (内容:)

⑬パーティーの感想を書いてください。

[]

ご協力ありがとうございました。

図 1－2 アンケート用紙 2

4. 倫理的配慮

対象者へは、事前にアンケートは無記名であり個人を特定して取り上げない、本研究以外には使用しないことを口頭で十分に説明し同意を得た。

本研究は、愛知文教女子短期大学倫理審査委員会を経て承認を得ている（2号－09）。

Ⅲ. 結果および考察

今回のパーティーで印象に残っている料理の有無については、83.3%が「ある」と回答した（表1）。具体的な料理は11人が米粉のショートケーキと回答している（図3）。米粉のショートケーキは、小麦のスポンジと遜色ない仕上がりであり試作時も学生たちに好評であった（図2）。

表 1 印象に残っている料理の有無

	人数 (%)
ある	15 (83.3)
ない	3 (16.7)
計	18 (100.0)



図 2 米粉のショートケーキ

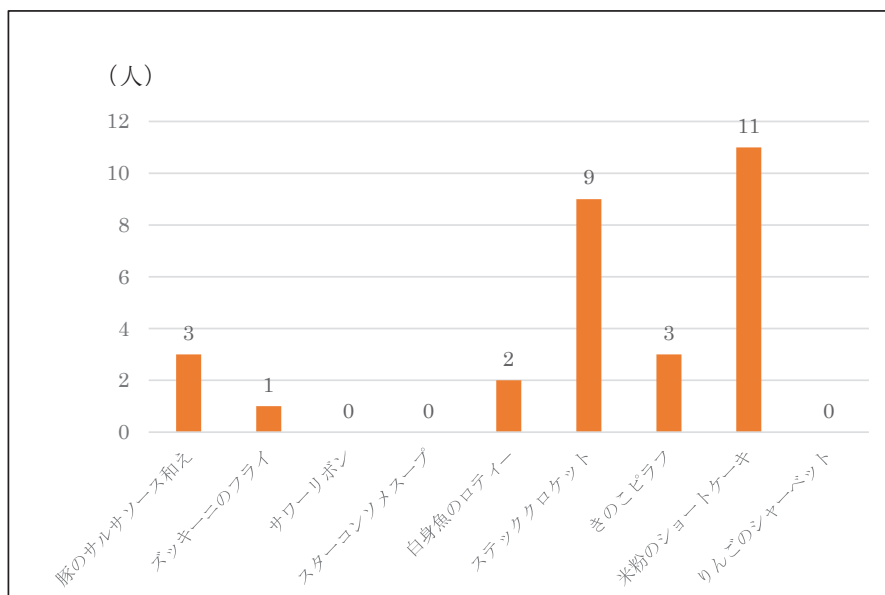


図3 印象に残っている料理（複数回答）

パーティーを実施することにあたり重視したことについては、衛生管理が14人、盛り付け・グループ間内の連携10人、コミュニケーションが9人であった（図4）。パーティーを円滑に運営するためにもグループ内の連携とコミュニケーションが必要であり、給食管理実習において学生たちが意識していたことであったと思われる。

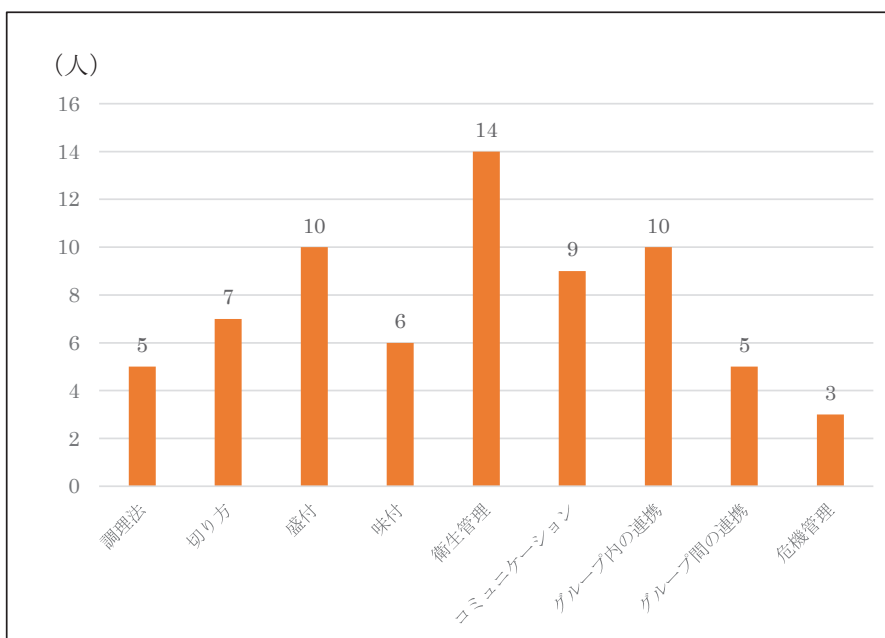


図4 重視したこと（複数回答）

当日の調理のとき給食管理実習Ⅰで調理した食物アレルギー対応食は参考になったかについては「とても参考になった」、「参考になった」を合わせて88.9%であった（表2）。給食管理実習Ⅰでの病態対応食に食物アレルギー対応食を含めており、献立は前年度のパーティーで提供した料理である。そのためパーティーのイメージができ参考になったものと考えられる。

表2 給食管理実習Ⅰで調理した食物アレルギー対応食は参考になったか

	人数（%）
とても参考になった	9（50.0）
参考になった	7（38.9）
あまり参考にならなかった	1（5.6）
参考にならなかった	0（0.0）
無回答	1（5.6）
計	18（100.0）

パーティーの試作の参考の有無についても「とても参考になった」、「参考になった」を合わせて88.9%であった（表3）。「とても参考になった」の割合が高く、考案したメニューをパーティーの本番同様の食数で試作するため実践的であり、参考になったものと思われる。

表3 パーティーの試作は参考になったか

	人数（%）
とても参考になった	11（61.1）
参考になった	5（27.8）
あまり参考にならなかった	1（5.6）
参考にならなかった	0（0.0）
無回答	1（5.6）
計	18（100.0）

パーティー料理を考案するときに参考にした科目は、18人中15人が食物アレルギー演習と回答した（図5）。食物アレルギー演習は、1年次に開講され食物アレルギーの疫学、免疫機序などの基礎を学んだのちに食物アレルギーの対応食を実習したことで、参考にできる部分が多いと考えられる。

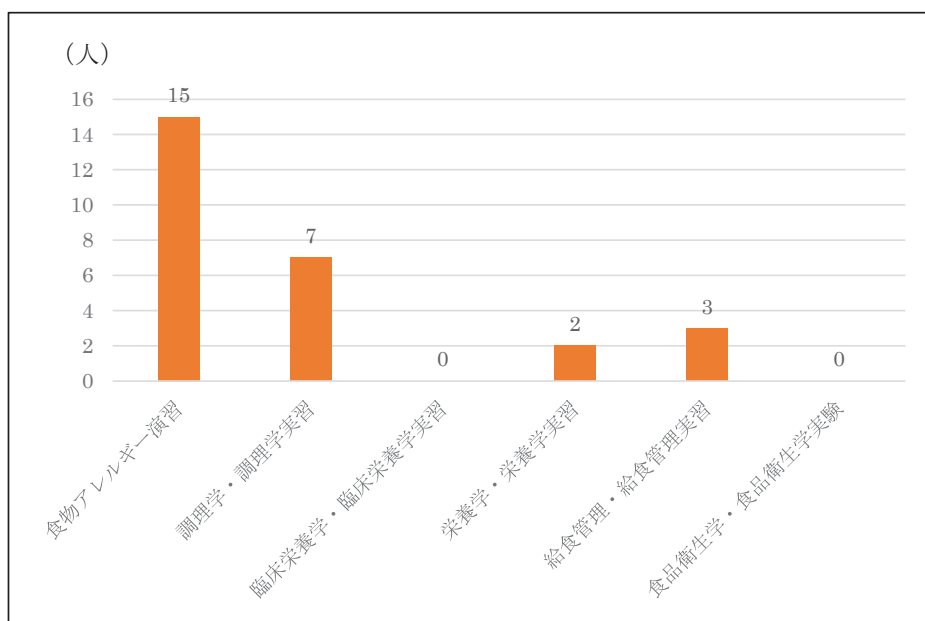


図5 参考にした科目（複数回答）

学んだことを活かしたかについては、「とても活かした」、「活かした」を合わせた回答が 94.4%であった（表4）。9 割の学生が、栄養学教育コアカリの食物アレルギーに関する学修目標が達成できているように思われる。

表4 学んだことを活かしたか

	人数 (%)
とても活かした	11 (61.1)
活かした	6 (33.3)
あまり活かせなかった	0 (0.0)
活かせなかった	0 (0.0)
無回答	1 (5.6)
計	18 (100.0)

食物アレルギー対応食を大量に調理することは、「とても難しかった」、「難しかった」を合わせ 83.3%であった（表5）。大量調理そのものが難しいと捉えられているようである。さらに食物アレルギー対応であるため困難さは増すと考えられる。

表 5 大量調理の難易度

	人数（％）
とても難しかった	2（11.1）
難しかった	13（72.2）
あまり難しくなかった	2（11.1）
難しくなかった	0（0.0）
無回答	1（5.6）
計	18（100.0）

パーティーの実施後の意識変化については、「とてもあった」、「あった」を合わせて 83.3％であり、パーティーは意識変化に影響を与えていることがうかがえる（表 6）。

表 6 パーティー前後の意識変化

	人数（％）
とてもあった	6（33.3）
あった	9（50.0）
あまりなかった	2（11.1）
まったくなかった	0（0.0）
無回答	1（5.6）
計	18（100.0）

パーティーで学んだことを活かせるかについては「とても思う」が 72.2％と高かった（表 7）。具体的に学べた内容では「大量調理技術」15 人、「コミュニケーション」11 人であった（図 6）。活かせる場所としては「職場」と回答した者が多かった（表 8）。大量調理技術が学べ、その技術を職場で活かそうという意識が高まってきているように捉えられる。

表 7 パーティーで学んだことを活かせるか

	人数（％）
とても思う	13（72.2）
思う	3（16.7）
あまり思わない	1（5.6）
思わない	0（0.0）
無回答	1（5.6）
計	18（100.0）

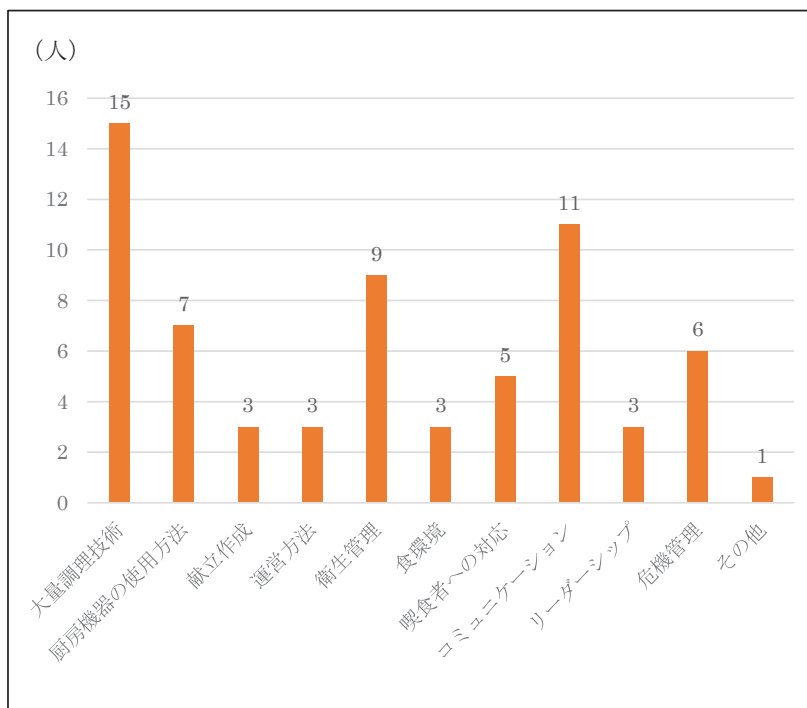


図6 パーティーで学べたこと（複数回答）

表8 学んだことを活かせる場所と内容

場所	内容
社会	対応力や意識
職場	調理法
職場	給食会社
職場	食物アレルギー児に対する食事
職場	調理技術
保育施設	給食づくり
職場	業務内容
将来	コミュニケーション・行動力
職場	食物アレルギーの人への対応
保育所	食物アレルギー対応食の調理
職場	献立作成
家庭	家族に食物アレルギーがいる場合
職場	食事づくり

【パーティーの感想】

- ・食物アレルギー対応のフルコース料理を調理するのは初めてで緊張した。参加者からの「おいしかった」、「ありがとう」の言葉を聞けてよかった。子どもたちの嬉しそうな顔を見てやりがいにつながった。
- ・調理担当だったため、食べている様子を見ることができず残念だったが、下膳されてくる皿がきれいで残さず食べてくれたのが嬉しかった。
- ・「サラダバーが自由に取れてよかった」ということが聞けた。
- ・嬉しそうに食べている姿を見ることができ、頑張ってたよかったと思った。
- ・グループ内、グループ間でとてもよく話し合うことができ、動線を考慮した行動が実践できた。授業で学んだことを活かすことができた。食器がきれいになって下膳されて嬉しかった。
- ・クラス全体でコミュニケーションを取りながら最高のパーティーにすることができたと思う。大変だったが、やり遂げられてよかった。
- ・前日からの仕込みが大変だったが、当日参加者の「おいしい」という一言で甲斐があったと思った。
- ・先生に「チーム連携がいい」と声を掛けてもらえたのが嬉しかった。
- ・アレルゲン除去でもおいしい料理が作れることを知ることができてよかった。
- ・グループ内の連携、チームワークが徐々に良くなっていくのが嬉しかった。
- ・接客をしていて参加者の「おいしい」という声を聞いて泣きそうになってしまった。この日のために頑張ってたよかった。
- ・料理が一つずつ完成し、盛付をしました。きれいな料理になって参加者のもとへ届けることができてよかった。
- ・大変なパーティーだったけれども、一緒に過ごしてきた仲間だからこそ乗り越えることができたと思う。

IV. まとめ

今回のアンケート調査において、学生の意識変化とともに食物アレルギー演習で習得した知識と技術の有効性がみられた。

保育所では、栄養士・管理栄養士の必置義務はない。しかし、栄養士の配置をしている園では個別対応している割合が高く、配置を望まれている^{7) 8)}。学校給食の食物アレルギー対応においても患児と関わる重要なスタッフとして位置づけられている^{9) 10)}。栄養士の配置により食物アレルギーの栄養相談の有無に差があり、栄養士の対応について効果が示されている¹¹⁾。本学では、2022年よりこども食物アレルギー実務課程を設置、またこども食物アレルギー実務検定（特定非営利活動法人日本医療福祉実務教育協会）を実施している。生活文化学科では「食物アレルギー演習」、幼児教育学科では「乳幼児食物アレルギー演習」の科目を軸として全学で食物アレルギー教育に力を入れている。こども食物アレルギー実務課程では修了書を付与、こども食物アレルギー実務検定合格者には合格書が付与される。課程を修めること、検定に合格することで習熟度が把握できる。また、就職活動時に知識を有していることを理解してもらえる。実際に保育所で栄養士として勤務している卒業生から食物アレルギー児の保護者との面談を円滑に進めることができるとの報告があった。

栄養士・管理栄養士を配置していても給食施設の規模や設備にもリスクが潜む。調理器具、食器からのコンタミネーションがある。日常使用している調理器具、食器は十分な洗浄を行わなければアレルゲンが残存してしまう^{1 2)}。食物アレルギー対応食を調理する場所が十分に確保できないのが現状であるが、食物アレルギーに対して意識を持つて対応することができている施設もある^{1 3)}。本学のパーティーもパーティー料理を調理する実習室は小麦・乳・卵を使用している。その実習室の調理器具、厨房機器は、パーティー実施一週間前に学生たちがすべて洗浄する。また、パーティー専用の器具の入替えを行っている。この事前作業は、食物アレルギーに慎重に臨まなければならないという意識が学生たちに芽生えてくる。

このパーティーの参加者は、幼児、学童が多い。乳幼児は食物アレルギーの耐性獲得が高いといわれている。しかし、寛解せずに思春期や成人を迎えることも少なくない。近年は、食物アレルギーに対する移行期医療が重要であるとされ^{1 4) 1 5)}、栄養士・管理栄養士も支援者として重要なポストである。

本学では、パーティーを通し食物アレルギーに対して意識を高め支援者の一人として尽力できる人材を輩出していきたいと考える。

文献

- 1) 食物アレルギーの栄養指導の手引き 2022, 食物アレルギー研究会.
(<https://www.foodallergy.jp/2022-nutrition-dietary-guidelines/>)
- 2) アレルギー疾患対策基本法, 厚生労働省.
(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=78ab4117&dataType=0&pageNo=1)
- 3) 弓気田美香 (2017) 「食物アレルギーのある乳幼児をもつ母親の育児ストレス」『小児保健研究』76, 5, 462-469.
- 4) 村上純子 (2019) 「食物アレルギーがもたらす影響」『聖学院大学論表』32, 1, 1-9.
- 5) 町田大輔・阿久澤智恵子・岡本奈々子・佐野千尋・青柳千春・金泉志保美 (2023) 「食物アレルギー児とその家族の Quality of Life と関連する要因—国内定量研究のレビュー—」『群大共同教育学部紀要 芸術・技術・体育・生活科学編』58, 65-72.
- 6) 「管理栄養士・栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラム」, 特定非営利活動法人日本栄養改善学会.
(https://jsnd.jp/img/H30_houkoku_5.pdf)
- 7) 牧野みゆき・畑山春奈 (平成 19 年度) 「保育園給食における食物アレルギーの対応」『仁愛女子短期大学研究紀要』40, 41-48.
- 8) 佐藤誓子・佐藤勝昌・増澤康男 (2010) 「食物アレルギー児に対する保育所の給食対応—除去食・代替食提供時の工夫と配慮のあり方を中心として—」『栄養学雑誌』68, 3, 226-233.
- 9) 今井孝成 (2005) 「学校給食における食物アレルギーの対策」『アレルギー』54, (10), 1197-1202.
- 10) 今井孝成・小田島安平 (2004) 「学校給食における食物アレルギーの現状と対策」『小児アレルギー学会誌』18, 3, 251-255.
- 11) 石田しづえ・板垣康治・山部秀子 (2021) 「北海道の保育所における食物アレルギー対応の実態および給食責任者の意識調査からの課題」『小児保健研究』64, 64-74.

- 1 2) 原正美・長谷川俊史・山口公一・勝又紀子・山本実里・古川漸 (2011) 「食器および調理器具に残存する食物アレルギーの検討」『小児保健研究』70, 6, 744-752.
- 1 3) 吉江明広・田邊公一・朝見祐也 (2022) 「滋賀県内学校給食施設における厨房内食物アレルギー対応の現状」『日本食生活学会誌』33, 1, 37-45.
- 1 4) 岡田恵利・中里友美・井関夏実・榎村春江・古田朋子・杉浦至郎・伊藤浩明 (2019) 「思春期に至った食物アレルギー患者の食生活・社会生活に関する意識調査」『小児保健研究』78, 2, 142-149.
- 1 5) 筒井和美・阿部香奈里・板倉厚一・早瀬和利 (2016) 「大学生の食物アレルギーに関する実態調査」45, 1-12.

研究ノート

「みんないっしょ」の食品開発のとrikumi ー産学連携による大豆ミートのグラノーラレシピ開発ー

奥村 智子* 村田 奈央**

“Minna Together” approach to food development:
Development of soybean meat granola recipes in collaboration with companies

Okumura Tomoko, Murata Nao

Abstract

We have collaborated to develop a food that can be enjoyed by all, regardless of age or food allergy with Otofu Kobo Ishikawa Co., Ltd. “Okara Crunch Soybean Meat”, manufactured and sold by Otofu Kobo Ishikawa, is a food high in protein and dietary fiber that can be stored at room temperature for a long period of time. It is also far less time-consuming to prepare than meat or fish, making it an easy nutritional supplement. In light of this, we focused on developing a plant-based granola as a new way to enjoy “Okara Crunch Soybean Meat” in a variety of ways without much hassle. Being plant-based is also an environmentally friendly choice in terms of the SDGs. It can also be a “nice to have” product that caters to people with different lifestyles, such as vegetarians, and busy young people. Once granola made with okara-crunch soybean meat is commercialized, it has the potential to expand its sales channels to the world without being limited to the domestic market. Furthermore, by composing the base recipe for production at the factory, the company aims to develop granola products utilizing various regional specialties in the future.

要旨

食物アレルギーの有無や年齢にかかわらず、誰もがいっしょに楽しめる食品開発を、「株式会社おとうふ工房いしかわ」と本学の産学連携で取り組んだ。「株式会社おとうふ工房いしかわ」が製造販売している「おからクランチ大豆ミート」は、たんぱく質や食物繊維を多く含む食品で、常温で長期間保存できる。また、肉や魚に比べて調理の手間が圧倒的に少なく、手軽な栄養補給が可能である。このことから、「おからクランチ大豆ミート」の新たな食べ方として、手間をかけずに食べることができる、プラントベースのグラノーラの開発に着目した。プラントベースであることは、SDGsの観

* 愛知文教女子短期大学

** Sakusaclier-サクサクリエ

点から環境に配慮した選択でもある。また、野菜中心の食生活を実践する人、多忙な働く世代、成長期の子どもなど、様々なライフスタイルの人に対応する「あったらいいな」を実現することが出来る。おからクランチ大豆ミートによるグラノーラが商品化した後は、国内に限定することなく世界に向けて販路を拡大できる可能性がある。また、工場で生産する際にベースとなるレシピを構築することで、今後、さまざまな地域の特産を活かしたグラノーラの商品開発に展開できる。

Keywords : plant-based, food development, industry-university collaboration, SDGs

キーワード：プラントベース、食品開発、産学連携、SDGs

I. はじめに

愛知文教女子短期大学では、「食物アレルギーの子どもを守る教育・研究」を 20 年以上続けている。アレルギーがある子もない子も同じものが食べられる環境を提供することで、「みんながいっしょに食べる」喜びが分かり合え、さらに誤食の危険性も低下すると考え、アレルギー対応のお菓子を開発してきた。

2022 年、学内の地域連携センターの中で企業連携を担当する部署である足立学園総合研究所が、愛知県内にある 3 社の食品企業社(株式会社名古屋食糧、株式会社おとうふ工房いしかわ、太田油脂株式会社)と産学連携でプラントベース氷菓の開発を行った。この氷菓は「ことちゃんアイス」と名付けられ、2023 年に生活文化専攻の学生とともに商品展開を進め、市場での販売に至った。

この氷菓は、原材料に卵や乳製品を使用しないことで、プラントベース食品とも呼べる。プラントベースとは、植物性由来の原材料のみを使用した製品をさす言葉である。食物アレルギーをもつ方や野菜中心の食生活を実践するベジタリアンへの配慮に加え、畜産業にかかる環境問題などから SDGs の観点でも取り組みが進んでいる。

さらに、適切な温度帯で保管されたアイスクリームや氷菓は品質の劣化がわずかであるため期限表示の省略が認められており、食品添加物を使用せずに長期保存が可能であることから、フードロスの懸念が少ない。連携企業各社が主に国産の原材料を利用していることで、フードマイレージについても考慮できた。

これらの環境問題に配慮した氷菓の開発を経て、我々は新たな商品開発に向けて大豆ミートと呼ばれる大豆加工品に着目した。

大きな被害をもたらした令和 6 年能登半島地震をうけ、「防災」や「備蓄」は重要なテーマである。常温で長期保管が可能であることを目標に、大豆ミートを用いた商品開発を行った。

1. 大豆ミート

大豆ミートは、脱脂した原料大豆に加工を施して製造される食品である。図 1 のように水で戻して使用する乾燥タイプや、すでに水戻しがされているレトルトタイプなどがあり、形状もミンチやブロックなど様々である。食肉の食感に近くなるよう加工

されることで、肉料理に混ぜる・あるいは食肉の代替として多く利用されている。脂質が少なくたんぱく質が豊富で、長期保管が可能な商品も多い。

畜産は大量の資源を必要とし、家畜が排出する温室効果ガス（メタンガス）は地球温暖化の原因となることから、環境への影響が危惧されている。また、世界人口の増加に伴い食肉の需要も高まっていることから、安定的で持続可能な食料である代替肉が注目を浴びている。

2. おからクラランチ大豆ミート

原材料として使用した「おからクラランチ大豆ミート」は、「株式会社おとうふ工房いしかわ」の商品である。主原料を圧搾製法で処理した大豆ミートにおからパウダーを混ぜて作られる大豆加工品であり、製造方法や国産大豆にこだわっている。使用しておからパウダーは、遺伝子組み替えのない国産大豆から豆乳を搾ったあと、すぐに残りの大豆を乾燥させて作られている。そのため風味がよく、タンパク質と食物繊維を多く含む、常温保存が可能なプラントベースフードができる。ザクザクと軽い食感のためそのままスナックとしても食べたり、水戻しすれば通常の大豆ミートのように食肉との置き換えができ、多様なメニュー展開が可能である。



図1 市販されている大豆ミート



図2 おからクラランチ大豆ミート

II. 開発概要

プラントベースの氷菓のレシピ開発を共同で行った、「株式会社おとうふ工房いしかわ」の「おからクラランチ大豆ミート」を素材とした商品開発、商品展開を行うこととした。

1. 開発経過

開発は、2023年8月から開始した。今後、商品展開をしていくことも考え、工場での製造に向けたレシピを作ることを目標に試作、試食を繰り返し行った。

表 1 ミーティング開催日と内容

回	日にち	主な内容
1	2023 年 8 月	プロジェクトの内容についての意見交換
2	2023 年 9 月	開発商品の方向性についての確認 グラノーラの開発に決定
3	2023 年 9 月	試食品についての意見交換
4	2023 年 10 月	アンケート調査に関する意見交換
5	2023 年 12 月	学内アンケート調査に関する意見交換 試作品についての意見交換
6	2024 年 1 月	授産施設での試作①
7	2024 年 2 月	授産施設での試作①



図 3 商品開発会議の様子

2. グラノーラの開発

「おからクランチ大豆ミート」の新しい食べ方として、手間をかけずそのまま食べることができるグラノーラに着目した。グラノーラは、近年その市場が広がっており、様々な副材料やフレーバーでアレンジされたり、グルテンフリーや糖質オフといった栄養的な特徴をもつ商品が数多く展開されている。自宅で調理する必要がなく、常温で保管可能な食品は、現代のニーズに合っていると考えられる。

さらに、食物アレルギーで小麦・卵・乳製品・くるみ等がアレルゲンになる方でも食べることができるよう、今回の開発では使用する材料にこだわり、特定原材料 8 品目不使用であることを前提とした。

通常イメージされる甘いグラノーラのほか、野菜や豆腐・ごはんなどのふりかけにできるような甘くないグラノーラも試作した。また、授産施設で製造することを見据え、実際の施設で製造方法なども協議しながら進めた。

（1）きな粉味の開発

おからクランチと味の相性が良いきな粉を加え、そのまま食べてもおいしいグラノーラを開発した。通常グラノーラに使われることが多い穀物やナッツ類を使わず、大

豆のうまみやドライフルーツの甘みを生かし、黒ごま、かぼちゃの種、レーズンを入れた。

使用する砂糖の種類や、施設内オーブンの温度調整なども検討した。

（２）味噌カレー味の開発

きな粉味と並行して味噌カレー味の開発にも取り組んだ。グラノーラは主に甘いイメージがあるが、塩味のグラノーラは野菜サラダのアクセントやスープのクルトン代わりなど、さらに広い用途が期待できる。

今後の展開として、野菜や豆腐、ごはんなどにかけるだけで一品できあがるようなグラノーラを検討した。

製造過程でスパイスの強い香りが生じるため、同施設内で焼き菓子を製造するのに不都合があり、味噌カレー味の製品化は検討課題も多い事が明らかになった。



図４ グラノーラ きな粉味



図５ グラノーラ 味噌カレー味

IV. おからクラんチのグラノーラに関する意識調査

１. SDGs AICHI EXP02023 での試食調査

開発した、「おからクラんチのグラノーラ」について、ニーズを探るための市場調査を実施した。味や甘み、グラノーラそのものに対する意識を調査し、今後の商品開発に向けての方向性を探った。

（１）調査対象

SDGs AICHI EXP02023 来場者 255 名

（２）調査方法

「おからクラんチのグラノーラ」きな粉味と味噌カレー味を提供。おからクラんチ大豆ミートの実物を見せながら商品説明を行い、WEB のアンケートフォームに入力。

2) 味噌カレー味について

「とても美味しい」、「美味しい」と答えた人が多く、全体の約 87% からよい印象を得た。性別、健康情報関心の有無、栄養的専門知識の有無による有意差はなかった。

きな粉グラノーラと比べると、「普通」「やや美味しくない」「美味しくない」と回答した人がいることから、好みが分かれることがわかった。

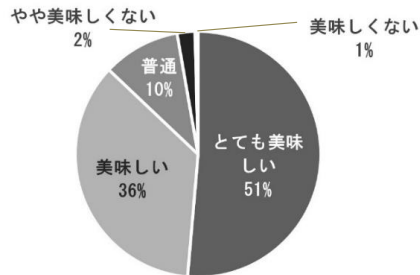


図9 『味噌カレー味のグラノーラ（粒状）』の味について

食べた感想の自由記述では、「おいしい」「味がいい」と答えた方が多く、「辛さがちょうどいい」「スパイスがきいている」「風味がいい」「香りがいい」といったカレーの特徴を答えた方が多く、試食している際に口頭で「お酒に合う」「お酒のつまみとしてもよい」という意見が多く得られた。

3) 大豆ミートの認知度

「大豆ミートを知っているか」の項目では、「知っており、食べたことがある」が 39%、「知っているが、食べたことがない」45%「知らない」人が 16%と、半数以上の方が食べたことがないことがわかった。男女の有意差は見られなかった。

4) おからクランチ（おからを使った大豆ミート）のイメージ

「おからクランチ（おからを使った大豆ミート）をどう思うか」の質問に対する複数回答可の回答の結果は、「健康的」や「新しい」という回答が一番多くみられた。

「美味しいイメージ」が「健康的」と同じくらいになるような情報提供がこれからの課題といえる。「美味しいから食べたものが環境にも良い製品である」と認知されるようになることも開発のテーマとなると考えられる。

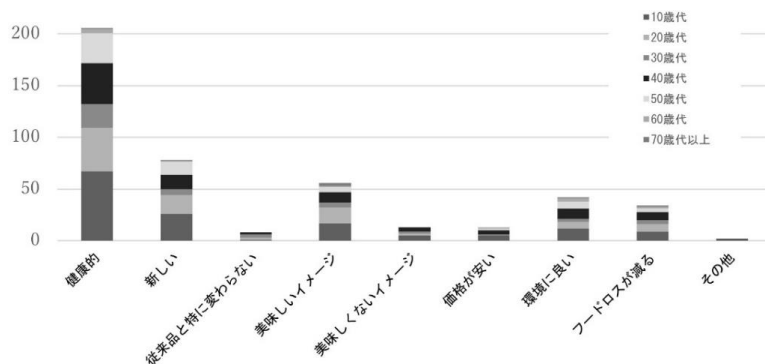


図10 おからクランチのイメージ

2. 愛知文教女子短期大学内での試食調査

「おからクラッチ 大豆ミート」の新しい食べ方の提案プロジェクトの2回目の試食アンケート調査。グラノーラの試食アンケートと食に関する意識を調査し、今後の商品開発に役立てることを目的としている。

（1）調査対象

愛知文教女子短期大学 関係者 200 名

（2）調査方法

「おからクラッチのグラノーラ」きな粉味を提供。おからクラッチの実物を見せ、商品説明を行い、WEB のアンケートフォームに入力。

（3）調査日

2023 年 11 月 20 日（月）～2023 年 11 月 30 日（木）

（4）結果

2 回目の学内試食アンケート（200 名）においても、きなこ味は、どの区分でも、「とても美味しい」、「美味しい」と答えた人が 98%で、「美味しくない」と回答する人はおらず、大変よい結果が得られた。

大豆ミートの認知度に対する調査では、2 回の調査で平均 80%以上の認知度があり、健康的、食物繊維・たんぱく質が取れるという情報は浸透している。すでに加工食品の原材料としては口にする機会が多いが、自ら調理する経験が少ないことから、知っているけど食べたことがないとの回答に繋がったと推察される。

また、食生活意識アンケートでは、食材を選ぶときには「価格」や「味」で選ぶ方が多く、安心・安全のため国産原料を意識している方も 60～70%と高い結果が得られた。しかし食料自給率やフードマイレージといった具体的な環境問題に対する回答は非常に低く、国産原料を選ぶことが環境問題とどのように繋がっていくかという部分の認知度が低いと考えられる。商品と一緒に日本が抱える環境問題について伝えていくことで、一過性のブームではない食の選択への理解が広がると思われる。

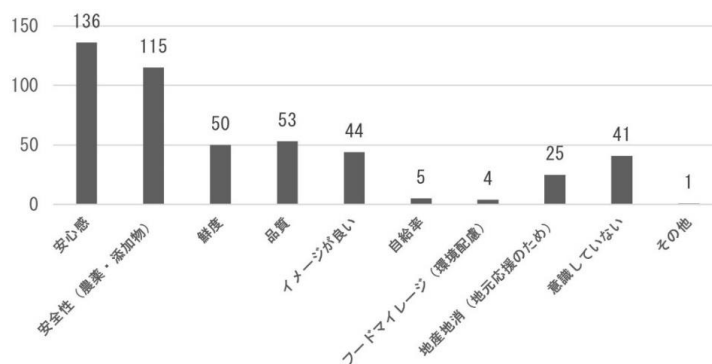


図 1 1 国産原料を意識する理由

V. 今後の展開を見据えたベーシックタイプのレシピ開発

愛知県知多郡東浦町にある就労継続支援 B 型事業所「シーダーハウス」の協力のもと

と、きな粉味のレシピをまず完成することができた。

今後は愛知県内に製造元を広げていくことで、地域の特産やその生産者に着目した様々なフレーバーを展開することを目指している。

VI. まとめ

たんぱく質や食物繊維が豊富な「おかからランチ大豆ミート」を用いて、調理の手間をかけずに手軽な栄養補給が可能な食品であるグラノーラを、プラントベースで考案した。また、その試作品を使ったアンケート調査を実施して結果をまとめた。今後は、高評価である「きな粉味」に加えて、課題の残る「味噌カレー味」もレシピの完成を目指し、味の展開の幅を広げていきたい。プラントベースの食品は、様々な年代・ライフスタイルの人に対応する「あったらいいな」を実現し、食物アレルギーのほか、SDGsの観点からも環境にやさしい選択ができる食品として、他の商品と差別化できる。

そして、食味が良く栄養価のバランスの取れた「おかからランチ大豆ミート」は、調理が簡便で保存性のある大豆製品として、国内に限定することなく世界に向けて販路を拡大できる可能性がある。今回の開発から、「おかからランチ大豆ミート」が国産原料にこだわり、環境問題対策にどう繋がっているかという部分も発信していくことで、消費者が環境負荷に関する問題を知るきっかけになることがわかった。地球にも人にも優しい食品として、企業と手を結び開発を進めていきたい。

文献

1) 日本大豆ミート協会

(<https://www.soymeat.jp/plant-based-meat/jas/>, 2025.01.09)

2) おとうふ工房いしかわ おから加工品

(<https://otoufu.co.jp/products/product/okara/>, 2025.01.09)

研究ノート

自然と対話する幼児の表現に関する一考察

鈴木 捺津美*

A Study on the Expression of Young Children Interacting with Nature

Natsumi Suzuki

Abstract

Experiences of nature provide preschoolers with important opportunities to strengthen their sensitivity. However, with the diffusion of media in past and recent years, children encounter fewer opportunities for such experiences. This study focuses on the impact of experiences in nature on sensitivity development in preschoolers. It aims to determine how sensitivity is cultivated as children interact in their “dialogue” with nature, as well as examine what is expected of childcare workers as they perform their childcare duties in natural surroundings. Case examples were employed to analyze children’s expressions as they enjoyed close contact with nature. Results reinforced the importance of children’s experiences of nature in cultivating their sensitivity. Furthermore, the results elucidated the effects of childcare workers interaction with the children, the sensitivities of the childcare workers themselves, and the expressions of the other children as they played together. Thus, this study is significant in examining ways in which children’s sensitivities can be richly cultivated during childcare.

要旨

自然を通じた実体験は、乳幼児期にとって、表現を豊かにすることや感性の深まりに繋がる重要な機会であるとされている。しかし、昨今メディアの普及等により、子どもたちが実体験をする機会は少なくなっていると指摘されている。そこで本研究は、幼児期における自然を通じた実体験が、感性の育みにどのように影響するのかに着目し、自然との対話によって幼児はどのように感性を育むのか、その際、保育において保育者に求められることとは何かを検討することを目的とした。分析は、保育現場において、子どもが自然と親しむ中で表現する姿が見られた事例を取り上げて行った。その結果、子どもの感性の育みにとって、自然を通じた実体験が重要であることが改めて示されたと共に、保育者の子どもへの関わり方や保育者自身の感性、共に遊ぶ仲間の表現などが影響を与えることが示唆された。よって、子どもの感性を豊かに育む保育の在り方について検討する際の一助となったといえる。

* 愛知文教女子短期大学

Keywords : expressions, nature, sensitivity, communicate, early childhood

キーワード：表現、自然、感性、対話、幼児期

I. 問題と目的

日本において、表現の自由については日本国憲法第二十一条で定められている¹⁾。また、子どもの表現の自由については、子どもの権利条約第13条でも保障されている²⁾。特に保育現場においては、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領にて^{3) 4) 5)}、保育に関するねらい及び内容の1つとして、領域「表現」が位置付けられており、「感性と表現に関する領域」とされている。具体的には、「感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする」ことが主なねらい及び内容として示されており、子どもが自己表現することや、豊かな感性を育むことが重視されているといえる。このように、子どもの表現については、保育現場においても、重要な要素の一つとなっているといえる。

しかし近年、急速なデジタル化やスマートフォンの普及によって、子どもの表現は乏しくなっていることが懸念される。高山(2004)⁶⁾は、メディアが子どもに与える影響について言及すると共に、乳幼児期における実体験に基づく遊びが心と体を発達させることを示している。この「実体験に基づく遊び」について、中根ら(2022)⁷⁾は、自然の中での体験が子どもの感性や表現にどのような影響を与えるかという観点から検討をしている。その中で、自然体験活動を積極的に行っている園の保育者らへのインタビューを分析しており、保育者自身の自然の中での体験の有無や、感覚、感性などが子どもの感性や表現の育みに影響を与えていることを明らかにしている。つまり、自然を通じた実体験は子どもの感性や表現に影響を与えるが、その際、周りの人的環境も共に影響を与えることが示されたといえる。このように、自然との交わりを主とした実体験や、実体験を共にする人的存在が、子どもの感性の育みにとって重要であることが示されている一方で、保育現場において子どもたちにとって最も身近な人的環境である保育者や友だちが、感性の育みに具体的にどのように影響を及ぼすのか、現場の視点を踏まえた詳細な知見は未だ十分に示されていない。そこで本研究では、デジタル化が進行している現代こそ、直接体験によって感性を育むことが、子どもの表現を豊かにするのではないかと考え、自然との対話によって幼児はどのように感性を育むのか、その際、保育において保育者に求められることとは何かを検討することを目的とした。

II. 研究方法

1. 調査協力者の概要

調査協力者は、調査協力園(私立X園)に通う幼児6名である。X園は、年少～年長の3学年の異年齢保育を実施しており、日々の生活は異年齢で過ごしている(月に3回程、学年別(横割り)で過ごす日を設けている)。クラスを越えた交流も多く、他

クラスであっても分け隔てなく過ごす姿がある。本研究における年齢や姿は、調査当時の様子である。各事例の調査協力者は以下の通りである（表 1）。

表 1 調査協力者

		年齢
事例①	Y 児	4 歳児（年中）
事例②	A 児	4 歳児（年少）
	B 児	5 歳児（年長）
	C 児	4 歳児（年中）
	D 児	5 歳児（年長）
事例③	S 児	5 歳児（年長）

2. 調査方法

20XX 年 1 月～3 月に実際に筆者が保育に入りながら観察・記録を行う関与観察を行った。その後、記録の中から表現についての事例であると考えられる部分を抽出し、分析と考察を行った。

Ⅲ. 倫理的配慮

日本学術振興会のガイドライン（2015）⁸⁾ に則り、調査協力園へ、口頭と文書で調査の趣旨を説明した。その際、調査協力者の最善の利益を損なわないよう配慮して実施すること、事例を記載する際には匿名化するなど個人情報保護を遵守すること、採取したデータは厳重に保管することなどを口頭と文書で約束した。その後、押印を伴う研究協力承諾書を拝受した上で、研究実施及び研究協力の承諾を得た。加えて、筆者の調査当事の所属大学の研究倫理審査委員会にて、実施の承認が得られた（大 2023-14）。

Ⅳ. 結果と考察

自然との対話による表現が子どもから生まれる瞬間は、屋外であることが多く、本研究で抽出した 3 事例はいずれも X 園の園庭にて展開されている。以下は、事例と考察である。

1. 身の回りの出来事・物・人との出会いによって深まる感性

【事例① 氷柱の美しさに心を動かして…】

・背景：4 歳（年中児）の Y 児は、日頃から、虫や小さな生物へ興味を示すことが多く、観察を楽しむ姿がある。友だちと積極的に集団遊びをするタイプではないが、興味の合う友だちを中心としながら、虫についての会話や、遊びを通したやり取りを楽しんでいる。本事例は、学年別（横割り）で過ごしている際の出来事である。

表 2 氷柱の美しさに心を動かして…（事例①）

20XX 年 1 月の寒い日の朝、園庭の手洗い場の蛇口に氷柱ができていた。連日寒さが続いていたことで、水道管が凍ることを案じて保育者が蛇口にタオルを巻いていたが、

そのタオルが外れていたことで、できた氷柱であった。

登園後、園庭に出てきた4歳児（年中児）のY児は、くると庭全体を見渡すようにした後、蛇口に氷柱ができてること気がついた。そして蛇口に近づき、氷柱に触れた。氷柱は、Y児に触れると折れるようにして根本からとれた。しばらく氷柱を握るようにして手に取り。①しばらく何も言わずに不思議そうに眺めていた。しばらくすると、氷柱を握ったまま側にいた保育者のもとへ行き、手の平にのせて氷柱を見せた後、保育者に手渡した。手渡された保育者は「きれいだね」と言い、おひさまの光に氷柱をかざして見せた。すると、Y児は「自分もやってみたい」と言いたげな様子で氷柱を再び保育者の手から取り、自分の手の平の上にのせた。そして、保育者と同じようにおひさまの光にかざしながら氷柱を見て笑顔になった。②その美しさに思わず夢中になった様子で、しばらくの間、無言でただただ氷柱からあふれる光に見とれていた。

【考察】

本事例では、Y児が自ら氷柱に興味を示し、氷柱を通して冬の自然の不思議さに気が付くプロセスが描かれたといえる。その過程において、蛇口に巻いていたタオルが外れたことや、側に話しかけられる関係性ができている保育者がいたこと、保育者の関わり方、園庭に日光が射していたことなど様々な環境が関係していることが分かる。このプロセスを段階に分けて検討すると、2つの段階があると考えられる。1つ目は、Y児が園庭に出てきた冒頭から、見つけた氷柱を保育者に手渡すまでの場面であり、この段階を本研究では「氷柱との出会い期」と命名することとする。2つ目は、Y児が保育者に氷柱を手渡す場面から、Y児が光を見つめる最後の場面までであり、この段階を本研究では、「氷柱×光期」と命名することとする。

まず、「氷柱との出会い期」について、氷柱と出会ったY児は、言葉や仕草で表現するのではなく、何も言わずに不思議そうに眺めていた（下線部①）。これはY児なりの表現であると考えられる。言葉による表現など、表面的には表れていなくても、その時Y児の中では、不思議さや冷たさを感じる気持ちが広がっていたと考えられ、それらは、実体験ならではの五感を通じた経験によるものであるといえる。子どもの五感を通じた実体験について津田（2023）⁹⁾は、テレビ、動画などの影響によって、自分の好みや価値観が定まり、固定化されていく日常において、「光」という素材の持つ特徴や可能性、不思議さ、美しさは、子どもたちの本質や性格、個性、アイデンティティに直接働きかけると示している。よって、本事例における氷柱からあふれる光は、Y児の感性の深まりに繋がっていると考えられる。

続いて「氷柱×光期」では、保育者の介入により、氷柱と日光の交わりに触れ、氷柱からあふれる光から目を離さずにじっと見つめ、美しさに夢中になっている様子が描かれている（下線部②）。ここでは、氷柱が輝く美しさをY児に見せたいという保育者の思いや、過去に氷柱と光をかけ合わせると美しいと感じた経験によって培われた保育者の感性が影響していると考えられる。仮に、この保育者が他の関わり方をしたり、または別の保育者であったりした場合には、Y児の経験は全く異なるものとなっていたことが予想され、Y児と保育者のこの瞬間にのみ生まれた事例であるといえる。松本（2019）¹⁰⁾は、保育観に関する研究の中で、保育における瞬時の判断や、省察には保育者の保育観が影響すると示している。同時に、保育観は保育者自身の経験や

時間の流れによって変化すると述べている。よって、保育者の中に培われた感性が Y 児の感性の育みに影響を与えたと考えられる。

以上より、事例①において、Y 児の身の周りの様々な環境が関係しており、Y 児の感性の育みを方向付けていったことが示唆されたといえる（図 1）。

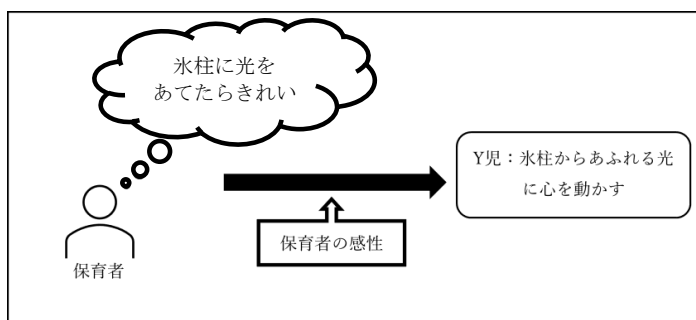


図 1 Y 児の感性が育まれるまでのプロセス

2. 「実体験」や「仲間の存在」が深める感性

【事例② 砂場での穴掘り】

・背景：4 歳児(A/C 児)、5 歳児(B/D 児)の 4 名は、全員同じクラス（年少～年長の縦割りクラス）に在籍している。日頃から園庭では、砂遊びだけでなく体を動かすことなども好み、それぞれ自ら楽しみを見つけながら過ごす姿がある。本事例は、園庭で遊び始めた頃の出来事であり、4 名は多少の時間差はあるものの、ほぼ同時に園庭に出てきたところであった。

表 3 砂場での穴掘り（事例②）

20XX 年 2 月下旬。連日気温の低い日が続いていた。この日も肌寒い日であったが、4 歳児（年少児）の A 児は、登園後すぐに園庭に出てきた。そして一目散に砂場へ駆けていった。

砂場に着くと初めから決めていたかのように迷わず大きなシャベルを手に取り、周りにいた B 児（5 歳/年長児）、C 児（4 歳/年中児）、D 児（5 歳/年長児）へ「穴掘ろうよ」と声をかけた。穴掘りに誘われた 3 人は砂場にいたものの、何をするかまだ決めていない様子であったため、A 児の誘いを快く受け入れ、それぞれ大きなシャベルを手を取った。こうして A 児の一言をきっかけに、穴掘りが始まった。連日気温が低かったことで、砂が凍って固くなっており、力を入れて掘らなくてはならなくてはならなかった。4 人は力を入れながら、無言で掘り続けた。掘り進めるうちに穴はみるみる深くなっていった。すると B 児が、穴の下の方が更に固く凍り、色に変化していることに気が付いた。そして、「青い土!」と驚きつつも他児に知らせるように言った。A 児、C 児、D 児は、B 児の発見が真実であるか確かめるように、スコップの先で砂の感触を確かめた。色が変わっていることや、固くなっていることが分かったと、C 児は「化石」、D 児は「ダイヤモンド」とそれぞれ表現し合った。

【考察】

本事例では、同じ実体験をした子どもたちが、それぞれに感じたことを違う言葉で表現している点が特徴的であるといえる。初めのB児の「青い土」という発言（下線部③）をきっかけに、それぞれが自分なりの言葉で表現をしている。この過程において、子どもたちが相互に感性を刺激し合ったり、イメージが広がるきっかけを与え合ったりしていると考えられる。このようなプロセスが構築された背景には、2つの要素が関係していると考えられる。

1つ目は、実体験ならではの五感を通じた経験である点である。実体験であったことによって、五感が研ぎ澄まされ、「自分なりに感じたことを表現したい」という気持ちへ繋がっていったと考えられる。自然物である砂と実際に親しむことで、豊かな表現に繋がったと考えられる。砂との親しみについて、洪垂（1998）¹¹⁾は、砂の心地は子どもたちに適度の刺激を与え、気持ちを解放すると述べている。本事例においても、砂と直接触れ合う経験が子どもたちの感性を刺激し、感じたことを表出したいという開放的な気持ちに導いていったと考えられる。

2つ目は、表現を共有できる他者の存在があった点である。大室ら（2024）¹²⁾は、自然と親しむ子どもの姿を観察し、10の姿との関連性に着目しながら分析した研究の中で、自然の中で仲間と共に過ごす経験について言及している。その中で、一人ひとりが想像したことや感性を様々な言葉で表現し、イメージを広げる様子や、自分の中にだけにあるイメージが他児に伝播し、新たな想像の世界が広がっていく姿が見られたことを示している。本事例においても、子どもたちが思い思いに言葉で表現し、聞き合ったことは、互いの感性を刺激し合っていると考えられる。

以上より、事例②において、実体験が子どもの感性を豊かにすること、表現を共有できる他者の存在が、互いの感性を刺激することが示唆されたといえる（図2）。

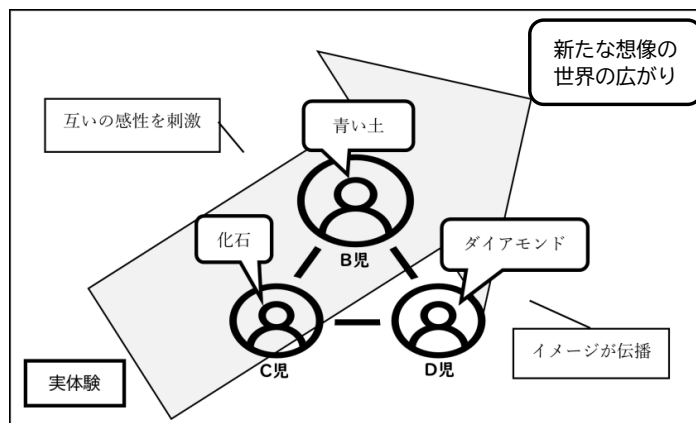


図2 互いの感性を刺激し合い表現が広がるまでのプロセス

3. 実体験や保育者の感性が表現の広がりを導き出す

【事例③ 冬のどろだんご作り】

・背景：5歳（年長児）のS児は、日頃から身の周りの様々な事に興味を持ち、自ら

探究したり、不思議に思ったことは保育者に尋ねたりする姿がよくあった。言葉が豊かな一面から、クラスの中でも中心的な存在としてクラスメイトを引っ張ったり、年少・年中児を率先して手助けしたりしていた。本事例は、園庭遊びの際中での出来事である。

表4 冬のどろだんご作り（事例③）

20XX年3月上旬の午後。まだ冬の寒さが続いていたが、この日は天気が良く、5歳（年長児）のS児は、午前中に引き続き、園庭でおにごっこを楽しんでいた。しばらくして遊びが一段落すると、次の遊びを探すように園庭を見回した。そして、園庭と園舎の間にあるコンクリートの地面に、自然とさら砂*が溜まっていることに気が付いた。どろだんごにさら砂をかけて光らせることが日頃から子どもたちの間に浸透していたため、この時もS児は、さら砂を見るなり、どろだんご作りを連想した様子であった。そして側にいた保育者に「どろだんご作ろう」と声をかけた。保育者とS児は、早速一緒にどろだんご作りを始めた。最初にどろだんごの土台に適した土**をそれぞれ手に取り、握るようにして手の中で転がした。しばらくするとS児は、手の平に感じる土の冷たさから、どろだんごを手離れたような様子を見せながらも、壊れてしまうことを案じ握り続けている、という様子になってきた。そして、④「だんご冷たい！」と言った。保育者は、⑤「確かに冷たいね」と返答した。保育者のその一言に、S児は少し考えるような表情をした後で、⑥「冬だからじゃない？」と返答した。

*粒子が小さく、さらさらとした手触りの砂で、X園では「さら砂」の名で親しまれている。コンクリートの地面でさら砂を集めることが流行の遊びの1つとなっていた。

**茶色で粒子が粗く湿り気のある土。

【考察】

本事例では、S児の言葉と保育者の言葉に着目し、両者の言葉について順に分析していく。

まず、S児の「だんご冷たい！」（下線部④）という言葉による表現は、実際に土に触れ、冬ならではの感覚を五感を通して味わったことで導き出されたと考えられる。これは実体験ならではの経験であるといえる。また、下線部⑥の「冬だからじゃない？」という言葉については、S児自身の過去の実体験が影響を与えたと考えられる。S児に、今までの経験から、「冬は寒い」という考えや「寒いから冷たい」という考えがあったことによって生み出された表現と考えられ、表現には自身の経験が影響を与えるということが示唆されたといえる。

次に、保育者の「確かに冷たいね」（下線部⑤）という言葉について分析する。この言葉の背景には、S児が自分なりの表現を生み出すことができるようにあえて少ない言葉にしたり、共感する言葉を選んだりする、という保育者の関わりの工夫がみられる。その結果、S児自身が主体となって考える余韻が生まれ、保育者の言葉に返答するまでの過程において、自身の想像力やイメージを広げていったと考えられる。よって、保育者の言葉もS児の表現に影響を与える要素であったと考えられる。

以上より、S児の表現には、自身の過去の実体験や保育者の思いが影響していたといえる。池田（2023）¹³⁾は、子どもをただ遊ばせているだけでは学びは成り立たず、

保育者と子どもの主体性が交互に表れ、並行していくことで保育が深まると述べている。本事例においては、自らの経験をもとにした S 児の主体的な発言と、S 児の感性を引き出したいという保育者主体の願いが互いに影響し合い、表現の広がりにつながったと考えられ、この点について池田 (2023) ¹⁴⁾ と同様であるといえる (図3)。

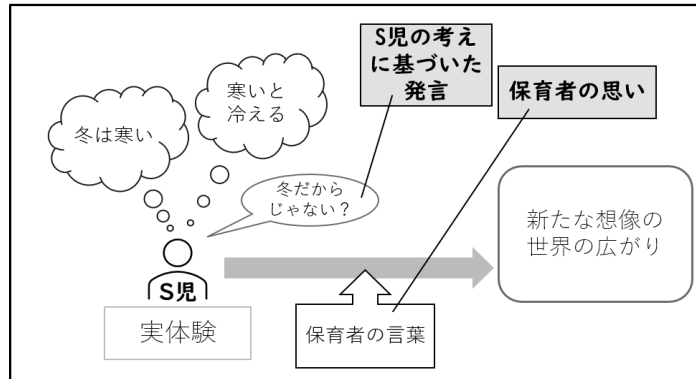


図3 実体験や保育者の思いに刺激されながら S 児の表現が生まれるまでのプロセス

V. 総合考察

本研究では、自然との対話によって幼児はどのように感性を育むのか、その際、保育において保育者に求められることとは何かを明らかにすることを目的に、事例を分析した。その結果、以下の内容が見出された。

1. 実体験であること・安心できる環境であること

まず1点目は、自然を通じた実体験が五感を刺激し、幼児の感性を豊かにすることである。この点については、冒頭でも示したように、高山 (2004) ¹⁵⁾ において、乳幼児期における実体験に基づく遊びの重要性がすでに示されているが、本研究を通して、より明確になったといえる。実体験であることの重要性については、本研究の全ての事例において、示されたといえるが、特に事例②と事例③において顕著に示されたと考えられる。具体的には、事例②の砂場での事例において、実際に砂に触れたことによって、五感が研ぎ澄まされ、自分なりに感じたことを表現したいという気持ちになり、豊かな表現につながっていった点、事例③のどろだんご作りの事例において、冷たい土に触れたことで心身が刺激され、S 児なりの表現が生み出されたという点があげられる。これらの事例では、実体験が表現を導き出すことが顕著に示されたといえる。

加えて、本研究において導き出された子どもの表現する姿は、すべて園庭での出来事であったことから、豊かな表現は心身共に開放的な空間で展開されるということが示されたと考えられる。これは、実際に自然と対話しながら過ごす経験は、身体的な解放感を与えるだけでなく、精神的にも開放感を与えるためであると考えられる。本研究において、自然の中で保育者や友だちなど、他者と共に過ごすことで、心が開放的になり、互いに心を開き合うことや、認め合うことに繋がっていたと考えられる。

つまり、周りの他者の視線や作りだす雰囲気は安心できるものであることが、幼児の豊かな感性の育みに関係していると考えられる。この点について、特に事例②において顕著に示された部分がある。事例②で共に穴掘りをした4名は同じクラスの仲間であり、事例の時期(2月)までに、1年近くの日々を共に過ごしていることから、互いに安心して表現し合える関係にあったといえる。その為、安心して自分の考えたことを伝え合える関係性ができていたことが予想される。保育現場では、たくさんの子どもたちが共に日々を過ごすことから、子ども同士が刺激し合う環境が生まれやすく、1人ひとりの豊かな表現の育みに繋がると考えられる。その中で、子どもの感性がより豊かに育まれていくためには、安心して心の中を表出できる他者の存在や、表現し合うことで刺激し合える他者の存在が、影響することが明らかとなったといえる。よって、豊かな感性の育みのためには、自然との対話に加え、心を許し合える他者との対話が必要であることが示唆されたといえる。

2. 保育者が幼児の感性の育みに与える影響

このように、幼児の豊かな感性の育みには、安心できる他者の存在が関係していることが示されたといえるが、この点について、保育現場で育つ幼児にとって友だちと同じように主な他者といえる保育者について分析していきたい。保育者が幼児の表現に与える影響については、特に事例①と事例③で顕著に示されたと考えられる。まず事例①においては、Y児が氷柱を手渡した保育者が、表現を共有した他者である。この時Y児は、迷うことなく保育者に氷柱を手渡した(事例①の点線部分)。この点について、仮にY児と保育者に信頼関係が構築されていなければ、Y児は別の行動をしたと予想される。また、別の保育者が側にいた場合も同様である。よって、安心して発見したことを伝えることができる関係性や、気持ちを表出できる関係性がY児と保育者の間に構築されていたことで、Y児は安心して表現を共有したと考えられる。次に事例③においては、共にどろだんご作りをした保育者が表現を共有した他者であるが、本事例の保育者は、S児任の担任の保育者であった。その為、信頼関係が築けており、自分の考えを安心して伝えることができる関係にあったと考えられる。同時に、本事例においては、下線部⑤の保育者の言葉もS児の表現に影響を与える要素となったと考えられる。下線部⑤では、保育者はあえて多くの言葉をかけないことや、共感する言葉のみをかけることを意識しており、その背景には、S児自身の表現を導き出したという保育者のねらいがある。よって、保育者の言葉が、S児が自ら寒い理由を考える余地を与えるものとなり、S児なりの表現を生み出すきっかけに繋がっていったと考えられる。これが仮に、他の言葉であった場合、S児の表現は異なるものとなっていたと予想される。例えば、保育者なりの答えを伝える発言(「〇〇だから冷たいんじゃない?」など)や、原因を考えることを促す発言(「どうしてだろうね?」など)などがあげられる。よって、保育者の意図を持った関わりや言葉は、子どもの表現に影響を与えるということを示唆したといえる。鯨岡ら(2007)¹⁶⁾は、主体としての子どもと主体としての保育者が相互に密接に関わり合ったり、主体として受け止め主体として返したり、という目に見えない心と心が触れ合う局面にこそ、保育の本質があると示している。事例③において保育者が、「S児ならではの表現を引き出したい」

という思いから、あえて言葉を少なく共感的なものにしたという点は、保育者が主体となって願いを持ち、子どもにかけ言葉に吟味したと考えられる。また同時に、本事例の下線部⑥は、S 児が自身の経験をもとに推測したことを言葉で伝えている。これは、S 児が主体となって考え、表現をしているといえることから、事例③は、子どもと保育者が互いに主体となりながら心を通わせ、子どもの表現が引き出されていったと考えられる。これらの点から、鯨岡ら (2007) ¹⁷⁾ の知見を支持しているといえる。

以上より、保育現場における幼児の豊かな表現や感性の育みには、保育者が影響することが示唆されたといえる。

VI. 本研究から得られた意義と今後の課題

本研究は、自然との対話によって幼児はどのように感性を育むのか、その際、保育者に求められることとは何かを検討してきた。その結果、豊かな感性の育みには自然を通した実体験や、表現を共有したり刺激し合ったりできる他者の存在が影響を与えることが明らかとなった。加えて、保育者に求められることとして、保育者の関わりや言葉がけの一つひとつ、環境の作り方などが幼児の感性の育みに影響を与えることが示唆された。特に、保育者の共感的な言葉がけや問いかけが子どもの表現を引き出したり、膨らむことを支えたりするきっかけになることが明らかになったといえる。遠藤ら (2022) ¹⁸⁾ は、保育者が幼児の淡い思いに気づいて共感的に受け止め、その思いや表現を「価値あるもの」として捉え、幼児同士の共感的相互作用が高まる遊びを幼児と共に作り上げることが、幼児の豊かな感性と表現を育てる身体表現遊びに繋がると示している。本研究は、身体表現遊びではなく園庭での遊びであるが、幼児同士や保育者との共感的相互作用が、豊かな感性の育みに繋がることが示唆された点において、同様であるといえる。よって、保育現場の環境の作り方、人的環境としての保育者の在り方、保育者の重要性が示唆されたと考えられ、これは子ども同士が遊びや生活を通して表現し合える環境作りや、互いの表現を認め合う場作りなど、様々な形で保育へ還元することができると考えられる。この点に本研究の意義があるといえる。

最後に本研究における今後の課題について言及する。

第一に、本研究は 筆者による関与観察であることから、筆者の主観が関係していると推測される。また、年度末の冬の事例を収集していることから、子どもたちと保育者の間には、春・夏・秋と日々共に過ごすことで培ってきた信頼関係が構築されている状況下であった。よって、安心して自分の気持ちを表出することができる時期における事例であったと考えられる為、子どもたちの素直な表現を事例に取り上げることができた一方で、関係性ができる前の段階での表現の仕方や、感性の育みに与える影響については検討できていない。これは友だち同士についても同様のことがいえる。以上より、年度の上半期や、他の季節の事例についても分析をすることで、他児や保育者の働きかけがどのように幼児の表現や感性の育みに影響を与えているのかをより明確にする必要があると考えられる。

第二に、保育者が幼児の表現に与える影響について、保育者の言葉に着目した分析

はできているが、保育者自身の感性が与える影響については分析できていない。例えば、事例①の保育者が「おひさまの光に氷柱をかざす」という行動の裏には、保育者自身の「光と氷が重なる美しい」と感じる感性や、「光と氷が重なって美しい場面を見た経験」などが関係していると予想される。このように保育者の感性が幼児の感性の育みに影響を与えると考えられることから、保育者の感性との関連を具体的にし、保育現場に還元する具体的な方法を検討していくことに繋げていく必要があると考える。

第三に、本研究における事例から、幼児の表現は発言からもうかがい知ることが可能なことが明らかになった。よって、幼児の言葉による表現に着目して検討していく必要があると考える。その際、保育者養成における領域「言葉」の視点から検討していくことで、幼児の言葉による表現を大切に、豊かな感性を育む言葉を紡ぎ出す保育者の養成に繋げることができると考える。

以上の課題を踏まえ、今後継続的に研究を重ねていくことで、より良い保育実践に繋げるための一助となることが期待されると考える。

謝辞

本研究にあたりご協力いただいた、X園の皆様へ、心より御礼申し上げます。

文献

- 1) 総務省 (1947) 「日本国憲法」
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000072430.pdf 2025. 1. 11)
- 2) 日本ユニセフ協会 (1989) 「子どもの権利条約 (児童の権利に関する条約) 全文 (政府訳)」
(https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html 2025. 1. 11)
- 3) 厚生労働省 (2017) 『保育所保育指針』フレーベル館, 38-39.
- 4) 文部科学省 (2017) 「幼稚園教育要領」
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/you/ 2025. 1. 14)
- 5) 厚生労働省 (2017) 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」
(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00010420&dataType=0&pageNo=1 2025. 1. 14)
- 6) 高山静子 (2004) 「乳幼児期の遊びの不足とそれを補う仕組みづくり」『日本生活体験学習学会誌』4, 73-79.
- 7) 中根佳江・瀧川光治 (2022) 「自然に触れる保育の中で育まれる感覚や感性に関する研究—領域「環境」及び領域「表現」の関連性を踏まえて—」『大阪総合保育大学児童保育論集』2, 59-74.
- 8) 日本学術振興会 (2015) 「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」
(<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf> 2025. 1. 11)
- 9) 浅井幸子・津田純佳・渋谷区立保育園 (2023) 『アトリエからはじまる「探究」日本におけるレッジョ・インスパイアの乳幼児教育』中央法規
- 10) 松本佳代子 (2019) 「保育者の保育観に関する研究動向」『共立女子大学家政学部紀要』65, 143-154.

- 1 1) 渋垂秀夫（1998）『造形と子どもの宇宙 1 砂場』明治図書
- 1 2) 大室亜樹・高桑秀郎（2024）「豪雪地域での冬季の雪遊びに見られる子どもの姿と幼児の終わりまでに育ってほしい 10 の姿との関連性に関する一考察」『羽陽学園短期大学紀要』12, 45-57.
- 1 3) 池田純子（2023）「保育実践における保育者の主体性の表れに関する一考察」『淑徳大学短期大学部研究紀要』66, 1-12.
- 1 4) 再掲 1 3)
- 1 5) 再掲 6)
- 1 6) 鯨岡峻・鯨岡和子（2007）『保育のためのエピソード記述入門』ミネルヴァ書房
- 1 7) 再掲 1 6)
- 1 8) 遠藤晶・久米裕紀子・高橋弘美・酒井真理枝（2022）「幼児の共感的相互作用を高める保育者の気づきと対応—ウェアラブルカメラによる記録分析を通して—」『武庫川女子大学大学院 教育研究論集』17, 7-14.

研究ノート

会話場面における謝罪表現の使用と機能 —日本語日常会話コーパスを用いた傾向分析—

梁 勝奎*

The Use and Functions of Apology Expressions in Conversation:
An Analysis of Patterns Using the Corpus of Everyday Japanese Conversation

Seungkyoo Yang

Abstract

This article examines how apology expressions, frequently observed in Japanese conversational interactions, are used in various contexts. In particular, it focuses on how speakers use apology expressions when performing specific actions or prompting others to carry out certain activities. The study extracts and categorizes examples from The National Institute for Japanese Language and Linguistics' Corpus of Everyday Japanese Conversation, which includes approximately 200 hours of recorded interactions. The analysis identifies apology expressions used at the initiation of request actions, when a participant seeks assistance from another participant, and in "*Kotowari o ireru*" actions, which involve explaining what the speaker is about to do now.

要旨

本稿では、日本語の会話における相互行為で頻繁に観察される謝罪表現が、どのように使用されているかを考察する。特に、話し手が特定の活動を遂行する際や、相手に特定の活動を促す際に、謝罪表現がどのように用いられるかに注目した。本研究では、約200時間分の会話を収録した国立国語研究所の日本語日常会話コーパスを用い、用例を抽出し、分類を行った。その結果として、多く見られた現象である ① 依頼行為の開始部に用いられる謝罪表現、② 謝罪表現と身体動作を用いた指示行為、③ 断りを入れる行為（話し手が今から行う活動を説明する行為）の開始部に用いられる謝罪表現について具体的に紹介する。

Keywords : Apology expression, Conversation Analysis, Interaction,
Corpus of Everyday Japanese Conversation (CEJC)

キーワード : 謝罪表現、会話分析、相互行為、日本語日常会話コーパス

* 愛知文教女子短期大学 非常勤講師

I. はじめに

謝罪は我々の日常で頻繁に見られる相互行為の一つである。謝罪とは、話者が規範に違反し、相手に負担や損害をもたらした事実を示し、それによって生じた二者間の関係の不均衡を修復するための重要な手段である^{1) 2) 3) 4) 5) 6)}。「ごめんなさい」や「すみません」といった謝罪の定型表現は、謝罪という基本的な機能を基盤としながら、多様な場面で用いられ、それぞれ異なる機能を果たす⁷⁾。本稿では、このような謝罪定型表現が、話者が特定の行動を遂行する際、または相手に行動を促す際にどのように機能するか注目し、謝罪表現の具体的な機能とその傾向を会話データを基に考察する。

II. 相互行為における行為と発話順番の構成

本稿では、人々が互いに社会的行為（social action）を遂行する相互行為（interaction）の仕方を研究する会話分析（Conversation Analysis）の視点からデータを分類する。本稿で特に重要な概念は、会話の中で発話の位置と行為の組み立てである。まず、行為とは、話し手が一つ以上の文（発話）を用いて遂行しようとするものであり、「質問」「依頼」「応答」「拒絶」などがその例である。同じ行為であっても、その組み立て方は多様であり、発話の構成方法や言語以外の資源の活用によって、相互行為のさらなる多様性が生まれる。謝罪表現の使用も、多様な行為を組み立てる重要な方法の一つである。本研究では、謝罪表現がどのような行為に用いられているのか、また謝罪表現が特定の行為を構成する際に発話順番内のどの位置で使用されているのかを考察する。その際、単独の文を取り出して分析するのではなく、相互行為の流れにおいて謝罪表現がどのように用いられているのかを明らかにするため、実際の会話の書き起こしをデータとして提示する。

III. データ

本稿では、実際の会話の中から、特に話者が特定の行動を遂行する、または相手に合わせる際に用いられる謝罪表現がどのように使用されているかその傾向を考察する。本研究では、国立国語研究所が公開している日本語日常会話コーパス（Corpus of Everyday Japanese Conversation, 以下CEJC）⁸⁾からデータを抽出し、謝罪表現の機能や位置に基づいて分類を行った。

1. 日本語日常会話コーパス

日本語日常会話コーパスは、2022年3月に公開された約200時間分の大規模な日常会話データベースであり、多様な年齢、性別、職業の人々の日常生活の一部を撮影・録音して構成されたものである。CEJCには、雑談や食事、飲み会、運転中、電話といった日常場面の会話から、会議やピラティス指導などの制度的場面まで、さまざまな状況で異なる背景を持つ話者による会話が収録されている。このコーパスでは、音声や書き起こしに加えて映像も収録・公開されており、言語情報に加え、身体動作を含むさまざまな相互行為資源を同時に観察できる点が特徴である。

2. 抽出方法

本研究では、CEJCのデータを用い、謝罪表現がどのような発話に含まれ、またどのよ

うな相互行為資源と組み合わせられて使用されているかを分類した^{注1)}。まず、CEJCから謝罪表現を含む発話をすべて抽出し、各発話がどのような社会的行為を遂行しているかを基準として分類を行った。抽出には、CEJCの全文検索システム「ひまわり」⁹⁾を使用し、「ごめんなさい」や「すみません」など、典型的な謝罪表現をキーワードとして検索した。多くの研究では、謝罪表現は主に「ごめんなさい」系、「すみません」系、「申し訳ない」系、「悪い」系の4つに分類できると指摘されている^{4) 7) 10)}。本稿でも、この4つの謝罪表現を中心に検索を行い、その中から話者が特定の行動を遂行する場合や相手に行わせる場合に使用されるケースを抽出した^{注2)}。本稿で基準としている「話し手が特定の行動を遂行する」行為には、相手に物を提供し受け手が利益を得る行為である申し出 (offer)¹¹⁾ や、自分の発話や行動をやり直す自己修復 (self-repair)¹²⁾、そして「断りを入れる」行為が含まれる。本稿で言う「断りを入れる」行為は、梁 (2024)¹³⁾ の定義に基づき、以下の2つの条件を満たす場合に限り、この行為として扱う。

- ① 現在の話者が、これから行うこと、または現在行っていることを述べる。
- ② 話者が述べる内容が、相手の認識を要するものである。
(ただし、相手の承認を必ずしも強く求める必要はない)

また、「相手に特定の行動を行わせる」行為としては、依頼や指示など、相手がその活動を遂行することで話し手が利益を得る行為と、聞き取りの問題や理解の問題などによって相手が行った発話や行動をもう一度行うよう求める他者修復を開始 (other-initiated repair)¹²⁾ するケースを中心に抽出した。

3. 抽出結果

CEJCの全文検索システム「ひまわり」で謝罪表現をキーワードに検索した結果、合計2553例が抽出された。その中から、話し手が特定の行動を遂行する、または相手に行わせる行為に用いられたケースとして206例を抽出した。このうち、話し手が特定の行動を遂行する行為に用いられたケースは95例、相手に特定の行動を行わせる行為に用いられたケースは111例であった。具体的な数値は表1に示されている。

表1 CEJCを用いた謝罪表現の抽出結果

区分	話者が特定の行動を 遂行する行為	相手に特定の行動を 行わせる行為
「ごめんなさい」系	48例 (50.5%)	61例 (54.9%)
「すみません」系	47例 (49.4%)	40例 (36%)
「申し訳ない」系	0例 (0%)	7例 (6.3%)
「悪い」系	0例 (0%)	3例 (2.7%)
合計	95例 (100%)	111例 (100%)

また、話し手が特定の行動を遂行する行為と、相手に特定の行動を行わせる行為の具

体的な分類は、表2に示されている。

表2 抽出結果の具体的行為別分類

話者が特定の行動を 遂行する行為		相手に特定の行動を 行わせる行為	
断りを入れる	54例 (56.8%)	依頼	94例 (84.6%)
申し出	37例 (38.9%)	指示	14例 (12.6%)
告知・宣言	3例 (3.1%)	他者修復開始	3例 (2.7)
自己修復	1例 (1%)		
合計	95例 (100%)	合計	111例 (100%)

以上の結果を基に、本稿ではさらに、謝罪表現が発話内のどの位置で使用されているか、また謝罪表現を含む発話がどのような会話の流れの中で用いられているかを詳細に分類し、その中で多く見られた3つの現象について、次節で紹介する。

IV. 繰り返し観察された現象

本節では、Ⅲで行った行為分類をさらに細分化し、その中で頻繁に観察された3つの現象、すなわち ① 依頼行為の開始部に用いられる謝罪表現、② 謝罪表現と身体動作を用いた指示行為、③ 断りを入れる行為の開始部に用いられる謝罪表現について具体的に紹介する。

1. 依頼行為の開始部に用いられる謝罪表現

表2にも示したように、依頼行為は謝罪表現が頻繁に用いられる行為の一つである。謝罪表現は依頼行為に用いる際に、依頼内容を述べる前後の位置両方に用いることができるが、位置によってその機能が異なるように見える。本研究では、依頼行為の開始部に用いられる謝罪表現が、依頼行為が行われる会話の流れの前後の文脈と密接に関連していることを確認した。依頼行為の開始部に謝罪表現が用いられたケースを40例収集し、その相互行為機能を具体的に検討するために事例（1）を挙げて紹介する。事例（1）は、高校の先生（T）と学生（S）が、学生が書いた小論文を読みながら添削している場面である。データの書き起こしはJefferson（2004）¹⁴⁾とMondada（2018）¹⁵⁾の方法に基づいて作成した^{注3)}。

事例(1) [CEJC_T020_006_00:00]

- 01 先生: +%まず日本人の特性として考えるものは二つある.
 T gaze +小論文----->>>
 S gaze %小論文----->>>
 02 (0.2)
 03 先生: うん.

04	+ (0.3)	
	T gaze	+Sの前にある赤色のペン
05	>先生:	あ ^{ごめ*#ん} 赤ペン貸してもらって
	T body	*左手を上げるジェスチャー----->
		#①
		
		▲①
06	>先生:	いい° か%しら° .
	S gaze	%赤ペン->
07		\$ (0.3)
	S body	\$ペンを取る
08	先生:	置いてきちゃった.
09		(0.2)
10	先生:	\$ありが[とう.
11	生徒:	[° どうぞ.°
	S body	\$ペンを渡す
12		(0.2)
13	先生:	.hhhh一つ目に:, (0.6) 負けず嫌いってことだ.
14		そうか::?huhuh (0.8) .hhh

図1 小論文添削場面の例

01行目から先生は学生が書いた小論文の最初の部分を読み上げている。学生も先生が見ている小論文を確認しており、二人は小論文の添削活動に注意を向けていることがわかる。添削活動は01行目から始まったため、しばらく続く可能性が高い。しかし先生は05行目の冒頭で「あ」と言って何か気づいたことを示した後、謝罪表現「ごめん」と言い、視線を学生の横にあるペンに移しながら学生に赤色のペンを貸してもらおうよう依頼している（図1①参照）。この05行目の依頼によって、二人が注意を向けていた添削活動は一時的に中断された。このような状況で、依頼行為の開始部に用いられた謝罪表現は、依頼することに対する謝罪だけでなく、直前まで行っていた活動を中断させることに対する謝罪としても機能していると考えられる。つまり、謝罪表現は直前の活動の中断と、これから行う依頼という相手に迷惑をかける行為の双方に対して謝罪を示している。このような相互行為機能は、謝罪表現を行為の開始部に用いることによって果たされる特徴的なものである。この機能は、謝罪表現が依頼内容の後に用いられる場合には確認されず、依頼発話の開始部に用いられる場合にのみ見られる特徴である。

2. 謝罪表現と身体動作を用いた指示行為

二つ目の現象は、話し手が受け手に何か動いてもらうための指示行為を行う際、話し

手が協力を求める内容を具体的に述べて謝罪表現を用いるケースである。話し手は、謝罪表現と身体動作を用いることで、相手の援助を引き出している。このような例はデータベースの中で8例確認された。事例 (2) はピラティスの指導場面である。受講生 (S) は横向きに横たわり、正面に向けて両手を伸ばしている。講師 (I) はその後ろに座り、指示をしながら受講生の動作を確認している。

事例 (2) [CEJC_T017_011a_24:15]			
01		(0.8)	
02	>講師 :	+ちょっと	ご*めんなさい\$ね。
	I body	+受講生の枕の方に体を傾ける	
	I hand	*両手で枕をつかむ	
	S body	\$頭を少し上げる	
03		* (0.5)	
	I hand	*枕の中央に受講生の頭が来るように枕を調整する	
04	講師 :	はい. (0.3) °	いいですよ::: °

図2 ピラティス指導場面の例

断片の直前まで行われていたエクササイズが終わった直後、講師は「ちょっとごめんなさいね」と言いながら体を受講生の頭と枕の方に傾け、両手で枕をつかむ (02行目)。02行目の発話だけでは、講師が何を求めているかを正確に理解することは難しいが、他の相互行為資源と組み合わせることで、講師が何を行おうとしているかが明確になる。講師が受講生の方に体を傾けること、そして枕をつかむことによって、講師は受講生が使用している枕に何らかの問題があることを示し、それを調整しようとしていることがわかる。しかし、この身体動作だけでは、講師が一人で解決しようとしているのか、それとも受講生の協力が必要であるのかは明確ではない。この曖昧さは講師の発話によって解消される。

講師は「ちょっと」と言うことで、直前まで行っていたこととは異なる行動がこれから起こることを示唆し、「ごめんなさいね」と謝罪表現を用いることで、相手に何らかの迷惑をかける行為を行おうとしていることを明示している。つまり、ここで行われている行為は講師一人で完結するものではなく、受講生の協力を必要とするものであることを、謝罪表現によって明らかにしている。この謝罪表現の働きは、受講生の反応からも確認できる。

受講生は、講師が発話を開始した時点から枕をつかんだ時点まで、特に目立った反応を示していなかった。しかし、講師が「ごめんなさい」という謝罪表現を発話し終えた直後、受講生は頭を少し上げる反応を見せた。このような反応のタイミングから、謝罪表現が産出されたことによって、講師の行為が自分に協力を求めているものであることを受講生が理解したと考えられる。

従来の研究では、謝罪表現は依頼のように相手に協力を求める行為そのものではなく、その行為の前置きであると指摘されることが多かった¹⁶⁾。しかし、この事例では、謝罪表現は協力を求める行為の前置きではなく、協力を求める行為そのものとして機能しているように見える。

3. 断りを入れる行為の開始部に用いられる謝罪表現

最後に見る現象は、断りを入れる行為の開始部に用いられる謝罪表現である。Ⅲの2でも述べたように、断りを入れる行為は、依頼や指示行為のように相手に何かをやらせるものではなく、自分が何かを行う際に行う行為である。自分で何かを行う場合、特に何も言わずその活動を行っても問題ないことが多いが、場面によっては、自分が今何をしているかを相手に一言でも告げなければならない場合もある。本研究のデータベースでは、後者の場合に謝罪表現がよく用いられることが観察され、このような行為を断りを入れる行為として扱っている。

さらに、ここでは断りを入れる行為の開始部に用いられる謝罪表現について紹介する。本研究のデータベースでは、断りを入れる行為の開始部に謝罪表現が用いられるケースが31例観察された。事例(3)は、友達同士の3人がレストランで食事をした後、デザートを食べっている場面である。断片の直前で話題が収束し、3人は特に会話をせずにデザートを食べっている。マユはこのデータの撮影を担当しており、テーブルの真ん中にカメラを置いている。

事例(3) [CEJC_T011_007_14:03]

01 ((3人は各自デザートを食べっている))

02 # (1.8) # (2.5) # (0.6)

#① #② #③





▲① ▲② ▲③

03 >マユ : ° ごめんね : ちょっと° ちゃんとあがつ[てるか

04 ユミエ: [動いてんの?

#④



▲④

05 (0.3)

06 マユ : うん.

07 (3.1)

08 マユ : 大丈夫.

図3 食事場面の例

3人は各自デザートを食べっているため、会話は行われず、長い沈黙が続いている(図3

①参照)。その時、マユはテーブルの真ん中に置いてあったカメラに体を傾けてカメラを見た後(図3②参照)、カメラを触り始める(図3③参照)。その次に、マユは「ごめんね」と言った後、「ちょっとちゃんとあがってるか」と発話し、自分が今行っていることが撮影が問題なく行われているかの確認であることを説明している(03行目)。

マユが行っている活動は、他の参与者たちに何かを求めるのではなく、自分一人で行うものである。それを他の人たちが認識できるようにするため、マユは03行目のように発話することで断りを入れている。この発話の冒頭でマユが「ごめんね」と謝罪表現を用いるのは、直前まで長い沈黙があり、3人が各自異なる方向に注意を向けていたことと、02行目で急にカメラを触り始めたことが関係していると考えられる。

3人は食事をするという目的に加えて、この会話を撮影するというもう一つの目的を共有している。その撮影の責任者であるマユが突然カメラを触り始めることは、カメラに何か問題が生じた可能性を示唆する。このように、急にカメラを触るという活動を開始する際に謝罪表現を用いることで、マユは急に動き始めたことへの謝罪を行っていると考えられる。同時に、03行目の発話時、マユは他の参与者を一切見ず、視線をカメラに向け続けている。このようなふるまいによってマユは、自分の発話が他の参与者たちに何かを求めるものではないことを示している。

こうした身体的ふるまいを踏まえると、マユが謝罪表現を冒頭に用いることで、急にある活動を開始したこと、そしてそれが他の参与者たちに敏感に受け止められる可能性があることを認識していることを示している。このように、活動の開始を示す働きと、その性格を発話の早い段階で表すことで、他の参与者たちに対して特に注意を払う必要がない活動であることをより早く伝えることができる。

V. おわりに

本稿では、日常会話の中で話者が特定の行動を遂行する行為、または相手に行わせる行為を行う際に謝罪表現がどのように用いられるかをCEJCから抽出し、そのデータを分類した。Ⅲでは、話者が特定の行動を遂行する行為、または相手に行わせる行為という大まかな分類基準に基づいてデータを整理した後、具体的にどの行為にどの程度謝罪表現が見られるかを分類した。さらに、Ⅳでは、特定の行為を構成する中で謝罪表現が発話のどの位置に用いられているかを分類し、特に多く観察された3つの現象を取り上げた。

特定の行為に用いられる謝罪表現に関する研究は様々な分野で行われているが、多くの研究では発話のどの位置で使用されているかについては十分に言及されていない。しかし、実際の会話データを基に謝罪表現の使用傾向を分類した結果、謝罪表現が発話の冒頭、途中、末尾、または単独で用いられるかによって、相互行為上の機能が異なることが明らかになった。本稿では、例として3つの現象のみを紹介したが、この3つ以外にも行為と位置をより細かく分類することで、従来の研究で述べられてきた謝罪表現の機能を越えた新たな機能が存在する可能性がある。その点については今後さらなる研究が必要である。

また、従来の日本語教育では、謝罪表現そのものの文法的機能については具体的に教えられているが、実際の会話における使用方法についての説明は十分でない。本稿のような分類方法および分析を日本語教育に応用することで、中級以上の日本語学習者が謝罪表現を学ぶ際、実際のコミュニケーションにおいてより的確に謝罪表現を用いる方法を身に

付けることが期待される。

本稿では、謝罪表現がどのような行為において、発話のどの位置で用いられているかに注目する必要性を提示し、謝罪表現を研究する意義を主張することができた。しかし、本稿で扱った4種類の謝罪表現（「ごめんなさい」系、「すみません」系、「申し訳ない」系、「悪い」系）の違い、それらをどのように分類すればよいかについては十分に提示できなかった。また、「ごめんなさい」系には「ごめんなさい」「ごめんね」「ごめん」などの様々なバリエーションが存在するが、これらの違いをどのように扱うべきかについても触れられなかった。こうした形式的な違いによる機能上の違いについてはさらなる研究が必要であり、今後の課題として残したい。

注

注1) 相互行為資源には、発話を構成する言語資源に加えて、身体動作、表情、視線の移動、ジェスチャー、指さしなども含まれる。

注2) 「ごめんなさい」系には、「ごめんなさい」「ごめん」「ごめんね」「ごめんなさいね」が含まれる。「すみません」系には、「すみません」「すいません」「すまん」が含まれる。また、「申し訳ない」系および「悪い」系には、「申し訳ないけど」や「悪いけど」のようなケド節を含む形式も含まれる。

注3) 書き起こし記号一覧

記号	意味	記号	意味
[文字	発話の重なる開始	° 文字°	小さい声で発話
文字]	発話の重なる終了	hh	息を吐く音
=文字	間隙のない発話	.hh	息を吸う音
(数字)	沈黙の秒数	¥文字¥	笑いを含んだ発話
(.)	ごく短い沈黙	>文字<	速く発話
文字:	音の引き延ばし	(文字)	不明瞭な発話
文字.	下降調の抑揚	((文字))	データの説明
文字,	継続を示す抑揚	*, +, %, &, @	身体動作や視線の動きの開始と終了位置
文字-	語や発話の中断		
↑文字	ピッチの上昇	----	この間、身体動作が続いていることを表す
↓文字	ピッチの下降		
文字?	上昇調の抑揚		身体動作の準備を表す
文字&	半上昇調の抑揚		

文献

- 1) Goffman, Erving (1971) *Relations in Public: Microstudies of the Public Order*. Basic Books.
- 2) 三宅和子 (1994) 「『詫び』以外で使われる詫び表現—その多用化の実態とウチ・ソト・ヨソの関係—」『日本語教育』82, 134-146.
- 3) Joyce, R. (1999) *Apologizing. Public Affairs Quarterly* 13(2), 159-173.
- 4) 頼美麗 (2008) 「依頼場面における「謝罪」と「感謝」—「待遇コミュニケーション」

- の観点から—」『早稲田大学大学院日本語教育研究科博士論文』。
- 5) Drew, P., Hepburn, A., Margutti, P., & Galatolo, R. (2016) Introduction to the special issue on apologies in discourse. *Discourse Processes* 53(1-2) , 1-4.
- 6) Drew, P. (2024) The History of a Collection: Apologies, Robinson, J. D., Clift, R., Kendrick, K. H., & Raymond, C. W. (Eds.) *In The Cambridge Handbook of Methods in Conversation Analysis*, 253-275.
- 7) 佐藤啓生 (2011) 「現代日本語の謝罪言葉に関する研究」『岩手大学大学院人文社会科学部研究科研究紀要』 20, 21-38.
- 8) 小磯花絵・天谷晴香・居關友里子・臼田泰如・柏野和佳子・川端良子・田中弥生・伝康晴・西川賢哉・渡邊友香 (2023) 「日本語日常会話コーパス設計と特徴」『国立国語研究所論集』 24, 153-168.
- 9) 山口昌也 (2022) 「全文検索システム『ひまわり』/『日本語日常会話コーパス』」
<https://csd.ninjal.ac.jp/lrc/index.php?himawari> (最終閲覧日: 2025年1月3日)
- 10) 山本もと子 (2004) 「社会的相互行為としての謝罪表現—言語表現選択の背景には何があるのか—」『信州大学留学生センター紀要』 5, 19-31.
- 11) Couper-Kuhlen, E. (2014) What does Grammar Tell Us about Action?. *Pragmatics Quarterly Publication of the International Pragmatics Association (IPrA)* 24(3) , 623-647.
- 12) Schegloff, E. A., Jefferson, G., & Sacks, H. (1977) The preference for self-correction in the organization of repair in conversation. *Language*, 53 (2) , 361-382.
- 13) 梁勝奎 (2024) 「活動の開始と発話の冒頭に用いられる「ごめん」一断りを入れる発話との関係を中心に—」『名古屋大学人文学フォーラム』 7, 171-186.
- 14) Jefferson, G. (2004) Glossary of transcript symbols with an introduction. *Conversation Analysis*, 13-31.
- 15) Mondada, L. (2018) Multiple temporalities of language and body in interaction: challenges for transcribing multimodality. *Research on Language and Social Interaction*, 51(1) , 85-106.
- 16) 佐藤啓生 (2011) 「現代日本語の謝罪言葉に関する研究」『岩手大学大学院人文社会科学部研究科研究紀要』 20, 21-38.

実践報告

スコットランドおよびイングランドにおける特別なニーズがある子どもへの 早期支援に関する現地調査 —家族支援のネットワークに焦点をあてて—

上島 遥*

Field research on early support for children with special needs
in Scotland and England: Focusing on Family Support Networks

Haruka Kamijima

Abstract

Since 2000, the United Kingdom has recognized the importance of supporting the entire family by focusing not only on children but also on environmental factors. Over the years, the Children's Centre has served as a service hub for supporting children and families within the community and has functioned as a base for multi-agency collaboration. Recently, the Children's Centre has transitioned into a "Family Hub", expanding its services to include families with children aged 0-19 years (up to 25 years for those with special educational needs or disabilities).

This study conducted field surveys of support organizations in England and Scotland that provide early intervention for children with special needs. The aim was to clarify the nature of support provided after the transition from Children's Center to a Family Hub.

The survey results revealed that the accumulation of practices addressing a broad interpretation of "special educational needs" has led to the expanding regional networks supporting children and their families from diverse backgrounds in England and Scotland. Adhering to the philosophy of a preventative approach rather than reactive problem-solving, the study highlighted the feasibility of a comprehensive early support approach for all child-rearing families.

要旨

英国では 2000 年以降、子どもだけではなく環境要因にも目を向けて家族全体を支える取り組みが必要であることが認識され、これまで「チルドレンズセンター」が地域における子どもと家族支援のサービスハブとなり、多機関連携の拠点として機能してきた。チルドレンズセンターは現在「ファミリーハブ」へと移行し、0～19 歳(特別な教育的ニーズや障害がある場合は 25 歳まで)の子どもがいる家族を支援対象として拡大している。

* 愛知文教女子短期大学

本研究ではチルドレンズセンターからファミリーハブ移行後の支援の実際を明らかにするため、イングランドおよびスコットランドにおいて、特別なニーズがある子どもへの早期支援を行う支援機関への現地調査を実施した。

調査の結果、「特別な教育的ニーズ」を幅広く捉えた実践が積み重ねられてきた影響を受け、現在ではイングランドやスコットランド等において多様な背景をもつ子どもとその家族を支える地域のネットワークが広がっていることが明らかとなった。問題が起きてから対応するのではなく、予防的にアプローチするという理念に則り、すべての子育て家庭への包括的な早期支援アプローチが可能となっていることが明らかとなった。

Keywords : children with special needs, UK, Family Hub, early support

キーワード：特別なニーズがある子ども、イギリス、ファミリーハブ、早期支援

I. はじめに

1. 研究の背景と目的

わが国において就学前の障害児への発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待され、2020 年度末までに各市町村に 1 カ所以上の設置を目標としていた。ところが児童発達支援センターを 1 以上設置した市町村は 35%（2019 年度末）にとどまり、早期支援体制が十分に整えられていない地域が多くを占めている現状が指摘されている¹⁾。

国は、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化することにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る方針を示している²⁾。

令和 5 年 4 月 1 日こども家庭庁が発足し、障害児支援施策も同庁の下でこども施策全体の連続性の中で推進されていくこととなった³⁾。令和 4 年 6 月 8 日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」においては、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置の努力義務化が示された。全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担うことが期待されている²⁾。

「児童発達支援ガイドライン」（2024）には、子どもと家族を中心に据えて包括的なアセスメント・支援を行うことが必要であり、各事業所や各関係機関それぞれが非連続な「点」として独自に支援を行うのではなく、子育て支援施策全体の連続性の中で、地域で相互に関係しあい連携しながら「面」で支えていく必要があると示されている³⁾。

英国では 2000 年以降、子どもだけではなく環境要因にも目を向けて家族全体を支える取り組みが必要であることが認識された⁴⁾。これまで「チルドレンズセンター」が地域における子どもと家族支援のサービスハブとなり、多機関連携の拠点として機能してきた。チルドレンズセンターとは、2004 年より全国展開を開始した機関で、学齢未満児とその家族への包括的支援を目的とする⁵⁾。すべての子どもへのジェネラルサービスと、

特別なニーズがある子どもへのスペシャルサービスがチルドレンズセンターを媒介にして繋がっており、問題の早期発見・早期対応と、親にとってもスティグマを感じずに利用できる支援につながっている^{6) 7)}。

チルドレンズセンターは現在、ファミリーハブへと移行している。ファミリーハブは0～19 歳(および特別な教育的ニーズや障害がある 25 歳まで)の子どもがいる家族を支援対象として拡大している。

遠藤はファミリーハブを次のように説明している。「家族が直面する問題を解決し、より良い関係性を構築するために、早期に切れ目ない支援にアクセスできるように考案された事業である。この事業は独立した非営利組織によって運営され、地方公共団体、公共の団体、ボランティア団体、民間の諸団体などによる子どもや家族に対する支援サービスを結び付けている。多岐にわたるサービスを「ワンストップ」になるようにまとめあげ、子どもとその家族が必要とする支援を簡単に受けられることを目指す。こうしたファミリーハブの構想は、地域を基盤としたインクルーシブな子育て支援事業である「シュア・スタート (Sure Start)」までさかのぼることができ、その拠点として設置されたチルドレンズセンターが、現在のファミリーハブの基礎となっている⁸⁾。」

ファミリーハブには、ファミリーハブという名前の建物、電話、電子メール、アプリ、オンラインフォーム等サービスにアクセスする中心点があり、このアクセスポイントは多くの場合、Early Help Front Door、Integrated Front Door、または One Stop Shop と呼ばれている。ファミリーハブは児童センターが多く、子どもの幼少期に信頼できる親しみやすい児童センターのサービスを利用し、成長しても利用を続けることができるため、家族にとって効果的とされている^{9) 10)}。ファミリーハブが担うべき役割として①健康と発達、②雇用支援と保育、③関係支援、④複雑な必要性を抱えた家族の支援、が提案されており、包括的な地域のセンターとして役割を拡張していく方向性が示されている⁷⁾。

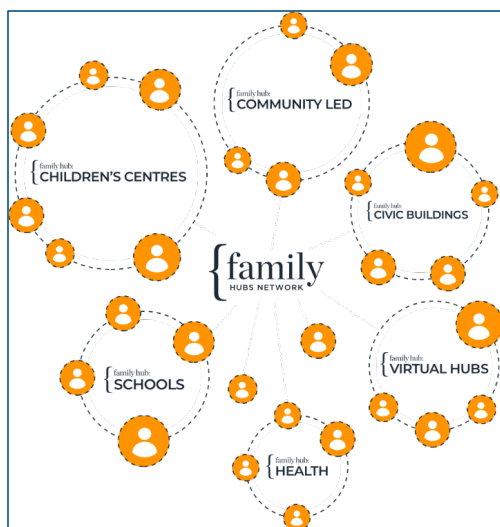


図1 ファミリーハブネットワークとは (<https://familyhubsnetwork.com/>)

以上のことから、わが国における児童発達支援センターの中核的役割の具体化、および子ども家庭センターを機能させていくという点においても、英国の特別なニーズがある子どもとその家族への支援ネットワークは参考にすべき点が多くあることが推測される。

本研究では、英国において特別なニーズがある子どもとその家族への支援を行う各機関への現地調査から、日本における特別なニーズがある子どもへの支援ネットワーク構築に向けた示唆を得ることを目的とする。地域の支援ネットワークを活用し、実際にはどのように家族支援が行われているのか、チルドレンズセンターからファミリーハブ移行後の支援の実際を明らかにするため、イングランドおよびスコットランドにおいて家族支援を行う機関への現地調査を実施した。

スコットランドにおいては①Early Years Scotland ②Home Start ③Sense Scotland ④Action For Children へ、イングランドにおいては⑤Wessex Garden primary School ⑥Parkfield Children Centre の支援者を対象としたインタビュー調査を行った。

Ⅱ. 研究方法

1. 調査対象機関

①Early Years Scotland ②Home Start ③Sense Scotland ④Action For Children
⑤Wessex Garden primary School ⑥Parkfield Children Centre

2. 調査方法と調査内容

家族支援を行う専門職への半構造化インタビューを、あらかじめインタビュー協力の承諾が得られた専門職に対して行った。

3. 調査期間

2024 年 3 月 10 日～17 日

4. 倫理的配慮

本研究は愛知文教女子短期大学研究倫理審査会の許可通知（愛文短第 5 号－14、令和 6 年 2 月 19 日）を受けて実施した。インタビュー当日に、インタビューの目的、方法、研究協力の自由、個人情報の取り扱い、録音、研究成果の公表について説明し、同意を得たうえで実施した。

Ⅲ. 調査結果

インタビューデータをもとに、各機関における支援の現状及び課題についてまとめた。

1. Early Years Scotland における支援の現状と課題

（1）幅広い支援対象

Early Years Scotland は、スコットランドにおいて出生前から 5 歳までの子どもた

ちへのサポートを行っている。主な業務には、①Stay and Play Lean（親子遊びを通してわが子への対応の仕方を学ぶ）②ELC セクター（会員へのサポート、親子グループの設立、運営への支援等）③専門的な学習の提供（オンライン学習等）④アドボカシーの取り組みがあり、オフィススタッフ 12 名、フィールドスタッフ 33 名（2 年間のプログラムを終了している必要がある）が支援活動を行っている。

支援対象者は、妊娠中から関わっているヘルスビジターからの紹介で繋がるケースが多い。支援ターゲットは低所得のコミュニティであり、薬物依存や仕事をしていない保護者などである。親子のセッションは、15 組の親子に対してスタッフ 1～2 名で行っており、障害児のための別セッションはない。障害の可能性に気が付いた場合はヘルスビジターに連絡したり、医療機関をすすめたりする。

会員は現在 811 名。50%がナーサリースクール（主には保育者へのサポート）、残りは自治体や親、学生などである。会員への専門的な学習として、自閉症について学ぶクラス、特別な支援が必要な子どもへの対応について学ぶクラスがある。

資金は 2 年間スコットランド政府から提供されるが、2 年ごとの申請が必要であり、これにより雇用やプログラムにも影響が出てくる。他に会員からの会費、オンライントレーニング受講料、団体からの寄付で賄っている。

（２）民間団体が抱える課題

初めに、人員不足の課題が挙げられた。これは、Early Years Scotland が民間団体のため、公立の保育職よりも給料が安いことが要因と考えられている。また、ST 等の支援を受けたいニーズがあっても、実際に受けられるまでに時間がかかるという現状が明らかとなった。

2. Home Start における支援の現状と課題

（１）ボランティアスタッフを活用した妊娠期からの早期支援

Home Start では、出産の 3 ヶ月前から 3 歳前までの子どもとその家族をサポートしている。スコットランドでは産後 6 週間は病院の助産師が、6 週以降は地域の保健師が主な支援者となっている。対象となるケースは、メンタルヘルスの問題、孤立、移民、産後うつ、PTSD、などを抱えた家族である。

多くの場合、NHS（National Health Service）から助産師を通じて紹介されるが、支援を受けるには家族からの同意が必要である。家庭の情報は共有され、家族に対する 1 対 1 サポートを行う。

サポートを行う支援者の中心はボランティアスタッフであり、2～3 時間、週 1 回程度、子育ての相談などに応じる。グラスゴーエリアには 50 人のボランティアがいるが、8 週間のボランティア研修＋専門研修（トラウマ、障害対応など）を受講したうえで支援者として活動可能になる。また、ボランティア採用にあたっては、バックグラウンドチェックを必ず行う。ボランティアがキャリアパスに繋がるという認識が高く、実際に現在のスタッフの 75%は、以前ボランティアスタッフとして活躍していた人材である。

（２）サポート事例

サポート事例として、ナミビア 28 歳の女性のケースが紹介された。彼女は移民申請がおりるのを待っており、「3 年間イギリスにいるがスコットランドは知らない国なの

で怖い」と訴え、外に出られずカーテンを閉め切って生活していた。

支援開始時は毎週スタッフが面会し、少しずつコーヒESHOPなどに連れ出した。しばらくすると外に出る自信がつき、グループセッションに出られるようになった。4ヶ月で彼女への1対1サポートは終了。その後グループセッションに参加している。個別対応からグループセッションへ移行することにより、支援者に対して依存しにくいとのことであった。

3. Sense Scotland における支援の現状と課題

（1）特別な教育的ニーズがある子ども (Special Educational Needs:SEN) 支援の現状

支援対象は特別な支援ニーズがある 0～25 歳で、生涯にわたってサポートしている。早期支援では、ICU から退院し家庭生活できるように支援方法を教えたり、家庭訪問をしたりすることもある。乳幼児の場合は、ナースリーなどではできないアクティビティを家族が求めて施設を尋ねることが多い。年間 200～300 家族をサポートしている。

Personal budgets（個人予算）の仕組みが導入されているため、個々が必要とするサービス量によって、利用日数は様々である。

学齢児は、日中は学校へ行き、夕方から利用する子どもや、週末・休暇中の利用が多い。「保護者支援」の一環として、他の親とも繋がることのできるプログラムがある。

学校との連携については、学校で行われる教育内容のアドバイスまで踏み込まないが、学校と連携して家庭でもできるような支援を行うことはある。

（2）施設運営における課題

監査がとても厳しく、毎年パスすることが難しい。監査は施設に対するものだけでなく、スタッフ個人に対しての監査もある。例えば薬の飲み忘れや日焼け止めの塗り忘れといった細かいミスも報告しなくてはならない。また、監査をパスできるか否かにより、翌年からのサービス内容にも影響を及ぼすことになる。

4. Action For Children における支援の現状

（1）支援内容

全体の1%にあたると言われる重度重複の 5～18 歳を対象としている（スコットランドは16歳が成人。16～18歳の2年間は移行支援としている）。

利用者のうち1名は入所しており、2名は週2～3日宿泊利用をしている。

（2）NHS（National Health Service）との連携体制と予算

NHS（National Health Service）と常に連携がとれており、毎週水曜日に心理チームとミーティングを行っている。重度重複障害のある利用者の施設入所にあたっては、NHSとソーシャルワーカーがケース検討を行い、入所が必要かどうか、入所先はどこが良いかを決める。

他にも医療的ケア、虐待などそれぞれのニーズによってセンターがある。学校とも連携体制を取っており、連携会議には利用児の親も参加する。可能なら本人も参加して自分のニーズを話す機会が設けられている。

効果があった支援内容について、必要な予算を申請する。エジンバラは1998年から

資金の 50% が NHS から提供されているため、この仕組みがうまくいっているとのことであった。

(3) 支援方針

あくまでも利用者の行動管理ではなく、権利擁護の視点で支援している。そのため、行動抑制は最小限にしている。

また、一番大切なことは家族のエンパワメントであり、施設での支援をそのまま家庭で行うことはできない。なぜならば、家庭では親が一人で対応しなければならないため、例えば家具に登ってしまい危険ということもある。スタッフが家庭に訪問して何かを教えることはなく、施設を家庭の延長にはしないように心掛けている。

しかし施設に住み続けるわけにはいかないため、家庭でどうしても対応できない場合は、ソーシャルワーカーが再アセスメントする。例えば、なんでも口に入れてしまうケースの場合、施設では様々な方法で気をそらすことはできるが、家庭では父親しかおらず他にきょうだいもいる場合もある。その場合、再アセスメントして対応を検討する。

5. Wessex Garden primary School における支援の現状と課題

(1) 特別な教育的ニーズがある子ども (Special Educational Needs:SEN) への支援

EHCP (Education Health and Care Plan) の申請には 2 年くらいかかるため、ほとんどのケースがナースリーに在園中に申請をする。EHCP をもっていない子どもへの支援については学校が負担し、「これだけの支援をして、実際にこれだけの効果があった」という 2 学期分のレポートを根拠資料として提出することにより、支援に必要な予算がつく仕組みになっている。

子どもたちは障害のある子がいても特別視はせず、色々な子がいることに慣れている。その背景として、差別ではなく区別の国であること、それぞれの子どもにあったレベルの学習課題が与えられている、ということが考えられる。

日本で言う「特別支援学校」は入学者数が増えて待機児童が出ているが、定員を増やすのではなく、空きが出れば入れるという状況である。今まで特別支援学校に行っていたレベルの子どもが、地域の学校へ来るようになっており、地域の小学校に通級教室のようなユニットを作る学校が増えている現状がある。

実際に、Wessex Garden primary School でも少人数のセッションを取り入れたことにより、子ども達が落ち着いてきた。ただし、少人数や個人支援をやりすぎると「インクルージョンではない」と指摘されてしまう側面がある。

(2) EHCP (Education Health and Care Plan) における課題

EHCP (Education Health and Care Plan) の申請をしている重度の子ども 1 人あたりの支援金 5,000 £、これではアシスタント一人の半日分しか賄えない。障害児 3 人に対してアシスタント 1 名を雇えるくらいの金額であり、このアシスタントは特定の子どもではなく、同時に他クラス他学年の子どももみることになる。

また、移民や貧困問題も深刻で、どこまで学校として支援すべきかの判断に悩むことが多い。国外から来た子どもの場合、たとえ以前は特別支援学校に通っていたとしても、EHCP の申請がおりなければ支援金はつかない。

6. Parkfield Childrens Centre における支援の現状

(1) 支援内容

以前はチルドレンズセンターとして0～5歳を対象としていたが、2018年からファミリーサービス（5歳～18歳を対象）も開始した。0～5歳のプレイグループと、放課後のユースクラブがある。

14人のケースワーカーがおり、1人あたり14～15ケースの担当をしている。1つのケースにつき、ケースワーカーが関わるのは3ヶ月～1年程度である。地域には移民が滞在するホテルが3つあり、子どもと保護者が孤立してしまうことがある。

EHCを持っているケースの場合は、ケース会議をする際に必要な専門家を集める役割を担う。学校を選択する時にも、保護者に必要な専門家を紹介して繋いでいる。

近年はコロナのために2歳児健診に来られなかったり、グループセッションに参加できなかったりした。そのため、EHCPを持っていなくてもサポートが必要な子どもが増えている現状がある。

(2) 支援ネットワーク「MASH」

ファミリーハブとしての支援ネットワークだけでなく、地域には Multi-Agency Safeguarding Hubs 「MASH」という支援ネットワークが構築されている。警察、ソーシャルワーカー、学校、保健師などが連携し、ケースへの対応を検討している。社会的養護が必要ではなくて“居場所”が必要なケースもあれば、家族から離れなければならないケースもある。

(3) チルドレンズセンターからファミリーハブへの移行

チルドレンズセンターからファミリーハブへ移行したことにより、それまで手をつけられていなかった5～19歳へ支援対象が拡大し、機関連携が取りやすくなった。また、産後から同じ場所でグループセッションを受けやすくなったこともメリットとして挙げられた。

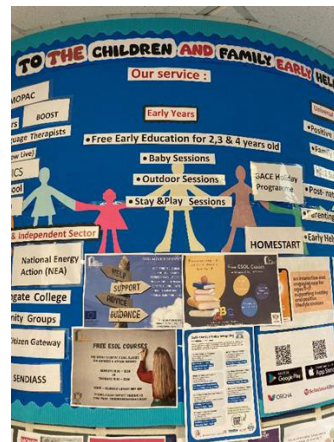
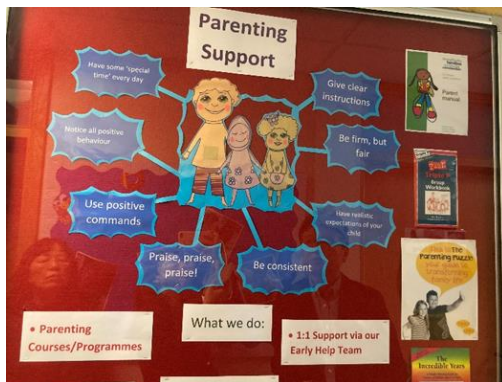


図2 利用者向けの案内（Parkfield Childrens Centre 施設内）



図3 Parkfield Childrens Centre 施設内

IV. 考察

1. 妊娠期から開始される早期ネットワークの重要性

ファミリーハブは、すべての家族が必要な時に必要なサポートを受けられることを目標としている。支援対象が 0～19 歳と幅広く、これは家族に何かしらの問題が起きてから対応するのではなく、問題が複雑化する前から支援者とのつながりを構築しておく意図がある。何か問題が起きてから必要な支援につながりたいと思っても、支援を受けることにスティグマを感じたり、一から家族の状況を何度も支援者に説明することが困難な家族も存在したりする。なかでも妊娠期～2 歳という早期の支援については、周産期のメンタルケアや、乳児と養育者が安定した愛着関係を育むことが後の子どもの身体的・精神的な成長に大きな影響を及ぼすと考えられており、予防的介入として早期支援の重要性が示されている¹¹⁾。

前野ら（2023）は、発達障害児の家族支援において、わが子の特性やそれに合った関わり方を「学べる場」の存在と、不安感や孤独感を抱えながら日々子育てに奮闘する家族自身が「支えられる場」の存在が重要であること、さらには子どもの加齢に伴って変化する心理的な揺れに寄り添う長期的な支援のニーズが存在していることを指摘している¹²⁾。

特別なニーズがある子どもへの早期支援においては、支援ニーズが明らかになる以前から、子育て支援施策全体の連続性の中に位置づいた早期支援ネットワークの整備が重要であると考ええる。

2. 「障害」のみならず幅広い支援ニーズへの対応

イギリスのインクルーシブ教育は、子どもの差異を認め、多様な「特別な教育的ニーズ（Special Educational Needs SEN）」のある子ども達を学校教育に包摂する通常学級の改革であり、「特別な教育的ニーズのある子ども」とは、障害、言語・文化的な背景や貧困などの理由から、学習における困難さがある子どものことを指している⁴⁾。

水野（2019）は、社会的や文化的な背景の違いから、イギリスの制度・政策をそのまま模倣することはできないとしつつも、イギリスのインクルーシブ教育政策の発展性とその課題克服の経緯から日本が学ぶべき点は非常に多いと述べている⁴⁾。

今回調査を行った Wessex Garden primary School では、子ども達が障害のあるクラスメイトを特別視することではなく、移民の子どもや英語を母語としない子ども等と同様に、その子にとっての一つの課題として捉えているにすぎなかった。

また「特別な教育的ニーズ (Special Educational Needs SEN)」のある子ども達を支援対象としている Sense Scotland において、「わが子の障害の確定診断に拒否的な保護者への対応」について質問したところ、「確定診断を受けることに抵抗を示す保護者はほとんどいない」という回答であった。これは、確定診断を受けることへの抵抗感よりも、確定診断によって必要な支援を受けられるというメリットの方が大きいと保護者が認識しているためとのことであった。

筆者はこれまで、発達障害児の保護者へのインタビュー調査を通して、就園と発達障害の確定診断をめぐる課題を検討している。確定診断を園に伝えたことが必ずしも報われていない現状があること、また保護者が良かれと思い確定診断の結果「障害児」として就園することは、専門職が考える以上に人間関係の構築に負担感があることを明らかにし、早期診断・早期療育が本来の目的を実現していくためには、診断後の支援体制を再構築することが求められると提言している¹³⁾。

一方保育所等では、障害の診断はないが行動やコミュニケーションなどの面で自閉症スペクトラム等の特徴を抱えた子どもへの対応が課題となっている。保育現場での子どもの行動やコミュニケーションの場面で、「言葉が出ない・遅い」「会話が成り立たない」「視線が合わない」「集団に入らない」等々のいわゆる自閉症スペクトラムやADHD、LD等の特性を抱えた子どもたちであること、さらには、保護者の精神的な病気や虐待された体験などのために生じた二次的な障害や問題行動を抱えた者も数多く含まれるとされている¹⁴⁾。以上のことから、「必要な時」に「必要な支援」が行き届く早期支援の仕組みを整備し、診断後の適切な支援に結びついてこそ、早期診断が有用な意義をもつと考えられる。

3. 支援者の人材確保と専門性の担保

ファミリーハブの特徴として、公的な支援機関と民間の支援機関が連携を図り、支援ネットワークを構築している点が挙げられる。相互の連携を改善し、家族全体へのアプローチをとることにより、家族が必要な支援を受けられるように支援すると示されている¹⁰⁾。

今回の調査においても、NHS と連携が取られている民間の支援機関が、地域のネットワークに多数位置づいていることが明らかとなった。民間の支援機関に対する監査も厳しく、スタッフ一人ひとりの責任の重さを感じられる現場であった。

また、支援者の確保は課題として挙げられていたが、その一方でボランティアスタッフの活用が特徴的であった。「ボランティア」はキャリアパスとして認識されており、ボランティアを受け入れるにあたっては、バックグラウンドチェックや何時間にも及ぶ研修プログラムが整備されている。ボランティアスタッフに対する価値が日本とは大きく異なっている印象を受けた。

日本においても、保育・教育の場における人手不足は大きな課題となっている。教員免許や保育士資格を持たない補助教員・保育補助員の配置も始まっている。人手不足という課題を解消しながらも、教育・保育の質を確保するためには、今後もイギリスの支

援ネットワーク構築の仕組みから学ぶべき点が多いのではないだろうか。

V. おわりに

インクルーシブ教育の先進国であるイギリスにおける早期支援ネットワークは、特別な教育的ニーズを幅広く捉えた実践が積み重ねられてきた影響を受け、現在ではイングランドやスコットランド等において多様な背景をもつ子どもとその家族を支える地域のネットワークが広がっていることが明らかとなった。問題が起きてから対応するのではなく、予防的にアプローチするという理念に則り、すべての子育て家庭への包括的な早期支援アプローチが可能となっていた。

今回の調査では、イングランドおよびスコットランドにおける支援機関を対象としたが、それぞれの地域における障害児施策および家族支援の歴史的展開まで分析が至らず、地域格差の問題については更なる調査および分析が必要である。

しかしながら障害児支援施策を子ども施策全体の連続性の中で推進されていくことが示されたわが国において、イギリスにおける早期支援ネットワークは今後も参考にすべき点が多いと考えられるため、引き続きイギリスにおける早期支援ネットワークの地域性について、今後の研究課題として取り組みたい。

文献

- 1) 障害児通所支援の在り方に関する検討会 (2021)「障害児通所支援のあり方に関する検討会報告書—すべての子どもの豊かな未来を目指して—」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000845350.pdf> 2025. 2. 20)
- 2) こども家庭庁「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要」
(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a7f548-4e9c-46b9-aa56-3534df4fb315/5d69bb89/20240415_policies_jidougyakutai_Revised-Child-Welfare-Act_76.pdf 2025. 2. 20)
- 3) こども家庭審議会障害児支援部会 (2024)「児童発達支援ガイドライン」
(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0ff6d844-e785-416a-9bbc-194938099218/583292ad/20240709_councils_shingikai_shougai_ji_shien_off6d844_04.pdf 2025. 2. 20)
- 4) 水野和代 (2019)『イギリスにおけるインクルーシブ教育政策の歴史的展開』風間書房
- 5) 梶瑞希子 (2014)「イギリスの保育制度改革—チルドレンズセンター事業を中心に—」『幼児教育史研究』第9号, 51–66
- 6) 神山裕美 (2014)「イギリスチルドレンズセンターの多分野連携によるコミュニティソーシャルワークの展開」『科学研究費助成事業研究成果報告書』
- 7) 矢口悦子 (2020)「イギリスにおける地域を基盤とした総合型子育て支援事業の変遷—「シュア・スタート子どもセンター」から「ファミリー・ハブ」へ—」『東洋大学文学部紀要』45, 1–9
- 8) 遠藤和佳子 (2024)「世界各国の事例からみる子育て支援の基本的な考え方・理念：ヨーロッパ、北アメリカ、オセアニアの地域を中心に」『関西福祉科学大学紀要』(28), 7–17,
- 9) Family Hubs Network (2023)「Principles of the Family Hub model」

- (<https://familyhubsnetwork.com/wp-content/uploads/2022/11/Principles-of-the-Family-Hub-model-3.pdf#:~:text=This%20document%20explains%20what%20Family%20Hubs%20are%20by,can%20be%20adapted%20to%20suit%20each%20context%2C%20mee> 2025. 2. 20)
- 1 0) GOV.UK(2022)「Annex E:Family Hub Model Framework Family Hubs and Start for Life program guide」
(https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1096776/Annex_E_-_family_hub_model_framework.pdf 2025. 2. 20)
- 1 1) HM government (2022)「Family Hubs and Start for Life programme guide August 2022」
(https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1096786/Family_Hubs_and_Start_for_Life_programme_guide.pdf 2025. 2. 20)
- 1 2) 前野明子, 富原一哉 (2023)「発達障害児の家族支援の現状と今後の展望－発達障害児の親/保護者にとって必要な支援とは－」『地域政策科学研究』 20, 1-17
- 1 3) 菊池遥, 柏倉秀克 (2019)「発達障害児の早期診断後に必要とされる保護者支援に関する研究 : 保育所・幼稚園への就園に焦点を当てて」『保健の科学』(9), 635-640
- 1 4) 櫻井慶一 (2014)「保育所での「気になる子」の現状と「子ども・子育て支援新制度」の課題－近年における障害児政策の動向と関連して」『生活科学研究』 37 , 53-65

実践報告

保育者養成校における短期海外保育研修の効果と課題 —参加学生のアンケート調査結果をもとに—

山崎 宜久* 赤塚 徳子*

The Impact and Challenges of a Short-Term Overseas Childcare Training Program
in a Caregiver Training School: Based on a Survey of Participating Students

Yoshihisa Yamazaki, Noriko Akatsuka

Abstract

This paper examines the effects and challenges of a short-term overseas childcare training program conducted in New Zealand as part of the curriculum at a childcare training school, based on a survey of participating students. Through the training and practical experience, students were able to learn about fostering children's autonomy, respecting the cultures of children from diverse national backgrounds, and creating childcare environments that honor these principles. This suggests a certain degree of effectiveness in promoting an understanding of multicultural childcare. However, many students expressed anxiety about communicating in English and faced difficulties during pre-departure preparations. Enhancing pre-departure English language training could alleviate these concerns and broaden the range of experiences students can gain during their training.

要旨

本稿では、保育者養成校の履修科目として実施しているニュージーランドでの短期海外保育研修について、履修した学生のアンケート結果をもとに、その効果と課題について考察した。保育研修や保育実習を通して、子どもの主体性や多国籍の子どもの文化を尊重した保育環境や保育の流れについて学ぶことができ、多文化共生保育の理解という点で一定の効果があったと言える。しかし、英語でのコミュニケーションに不安を感じ、事前準備で困り感をもつ学生が少なくないことから、事前の英語学習を充実させることで、不安感の軽減や実習での経験の幅を広げることができると考えられる。

Keywords : Overseas Training, Multicultural Inclusive Childcare, Early Childhood Educator Training, Early Childhood Education in New Zealand

キーワード : 海外研修、多文化共生保育、保育者養成、ニュージーランドの幼児教育

* 愛知文教女子短期大学

I. はじめに

日本で暮らす外国にルーツを持つ子どもの数が増加傾向にある。在留外国人統計(出入国在留管理庁)¹⁾によると、2023年の0歳から4歳の在留外国人の数は99,378人で、前年(2022年12月)の92,694人から6,684人増加しており、10年前(2013年12月)の75,124人と比較すると、約3割の増加である。保育施設においても外国にルーツを持つ子どもの受け入れが増え、多様性を尊重した多文化共生保育の充実が求められている。多文化共生保育の基本的な考え方や方針として、保育所保育指針²⁾の2章に「子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること」、また、第4章に「外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うように努めること」と示されている。幼稚園教育要領³⁾の前文には、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と明記されている。保育者は、多様性について理解し、それぞれの文化を尊重した多文化共生保育を進めていくことが求められている。

愛知文教女子短期大学の幼児教育学科では、2018年度のカリキュラムに「短期海外保育研修」を選択科目として導入し、多民族国家であり多文化共生保育を実践しているニュージーランドの幼児教育施設での保育研修を開始した。新型コロナウイルスの感染拡大により、2021年度と2022年度は中止となったが、2023年度に再開し、4回目の短期海外保育研修を実施した。初年度の2018年度の履修は4名であったが、2019年度は6名、2020年度は12名、2023年度は15名と履修者数が増え、海外留学や海外の幼児教育への興味や関心が高まっていると言える。

筆者(赤塚)は、2017年3月から4月にかけてニュージーランドの入学前教育の調査⁴⁾を行った。ニュージーランド最大の都市であるオークランドの公立幼稚園、私立保育所、プレイセンター、コハンガレオ(Kohanga Reo)などを訪問し、幼児教育の統一カリキュラムである「テ・ファリキ(Te Whariki)」をもとに、子どもの主体性を尊重した保育や原住民マオリ族の文化を継承する保育の実践を見学した。この調査をもとに、現地留学コーディネーターと協力して海外研修プランを検討し、2018年度より「短期海外保育研修」のカリキュラムを作成した。そこで本稿では、4回目の「短期海外保育研修」の実施において、本研修の学習効果や研修内容の学生満足度を調査し、海外保育研修の課題や改善点について検討することとした。

II. 「短期海外保育研修」の概要

短期海外保育研修の研修先は、ニュージーランドのオークランドである。研修の目的は、グローバルな視野をもち、幼児教育への知識と経験を深めることとし、多文化共生保育について学び、多角的かつ柔軟な思考やアプローチの仕方が身につくことを学習目標としている。研修内容は、語学学校での英語学習、現地の日本人保育士による講座(ニュージーランドの保育およびテ・ファリキについて)、現地の幼稚園または保育所での実習、マオリの幼稚園であるコハンガレオの見学、ホームステイによる現地の生活体験である。事前学習として、保育実習での保育実技の練習や渡航の準備を行い、事後学習では研修の振り返りや実習記録のまとめを課題とした。2023年度の研

修期間は、2024年3月7日（木）から3月22日（金）の16日間とし、幼児教育学科の1年生13名、3年生2名が履修し、教員1名が引率した。研修の日程は、表1に示す通りである。

表1 研修日程

3月7日（木）	中部国際空港 発
3月8日（金）	オークランド空港 到着
3月9日（土）	フリータイム（ホストファミリーと交流）
3月10日（日）	フリータイム（ホストファミリーと交流）
3月11日（月）	語学学校において語学研修
3月12日（火）	語学学校において語学研修
3月13日（水）	語学学校において語学研修
3月14日（木）	語学学校において語学研修
3月15日（金）	語学学校において語学研修
3月16日（土）	午前：保育研修 午後：オークランド博物館見学
3月17日（日）	フリータイム（ホストファミリーと交流）
3月18日（月）	保育実習（幼稚園・保育所）
3月19日（火）	保育実習（幼稚園・保育所）
3月20日（水）	保育実習（幼稚園・保育所）
3月21日（木）	午前：コハンガレオ見学 午後：オークランド 発
3月22日（金）	中部国際空港 到着

1. 語学学校

オークランド市内にある語学学校にて、5日間の語学研修を行った。事前にオンラインでクラス分けのテストを受け、英語力のレベル別に配属されたクラスで受講した。語学学校内では日本語の使用は不可となっており、実践的な英語学習だけでなく、様々な国からの受講生とともにレッスンを受けることで、多文化交流も体験することができた。最終日には修了式が行われ、修了証が授与された。（図1、2）



図1 語学研修



図2 修了証授与

2. 保育研修

保育実習の事前学習として、現地で勤務する日本人保育士の講義を受講し、ニュージーランドのナショナルカリキュラムである「テ・ファリキ」やマオリの文化について学び、保育実習における留意点についての指導を受けた。（図3）研修の会場であるチャイルドケアセンターの保育室内の壁面には、先住民族マオリの伝統的なデザインや日本語で書かれた飾りが掲示されており、多文化共生保育を実践する保育環境について見学を通して学んだ。（図4）



図3 日本人保育士による講座



図4 研修園の室内環境

3. 保育実習

公立幼稚園2園、私立保育所3園に分かれ、それぞれ3名から4名で3日間の保育実習を行った。実習時間は、概ね午前8時45分から午後3時とし、公共交通機関（バス）で通園した。実習では、年齢別クラスでの活動中心ではなく、好きな遊びをそれぞれに選択して遊ぶ子どもの姿や、園児全体を保育者全員で見守る保育体制、日本とニュージーランドとの保育環境の違いなどを観察し、ニュージーランドの保育について学んだ。（図5、6）また、折り紙や絵本の読み聞かせなどを英語で実践し、日本の文化を伝える保育を実践体験した。また、マオリの文化を継承する幼児教育施設であるコハンガレオを見学した。事前にマオリの単語を学習し、折り紙遊びを通してマオリの子どもたちと交流しながら、異文化の保育について学んだ。



図5 実習園の外観



図6 実習園の室内環境

Ⅱ. 研究目的

本研究は、海外保育研修の効果や課題について調査し、多文化共生社会で求められる保育者養成の学習内容について検討することを目的とする。

Ⅲ. 研究方法

1. 調査対象者および方法

調査対象は、選択科目である「短期海外保育研修」を履修し、ニュージーランドでの保育実習に参加した学生とした。Microsoft Forms でのアンケート調査を実施し、参加学生 15 名から回答が得られた。

2. 調査期間

海外研修参加前の事前アンケートと、海外研修参加後の事後アンケートを実施した。

事前アンケート：2024 年 2 月 28 日（水）～3 月 5 日（火）

事後アンケート：2024 年 3 月 23 日（土）～3 月 28 日（木）

3. 倫理的配慮

調査の目的や内容について、口頭および調査書（Microsoft Forms）に記載して説明した。回答内容が評価に影響するなどの不利益が生じることはないこと、得られた結果は研究目的以外に使用しないこと、個人が特定される形式で公表することはないことを説明した上でアンケート調査を行った。また、写真撮影においても、本人の承諾を得たうえで撮影を行った。なお、本調査は愛知文教女子短期大学研究倫理委員会の承認を得て実施した。

Ⅳ. 調査結果

1. 事前調査

海外研修前に実施したアンケート調査の結果は、次の通りであった。

（1）海外渡航歴

海外への渡航経験の有無については、「ない」と回答した学生は 13 名で、初めて海外を経験する学生の割合が高いという結果であった。「ある」と回答した 2 名の学生の渡航歴はそれぞれ 2 回と 3 回であった。

（2）参加の目的

「海外短期保育研修」を履修する目的は、「新しい文化や習慣の体験」「保育実習のスキル向上」「英語力の向上」という順に多く、「その他」の回答は、「海外の保育内容、子どものかかわり方など日本との違いを知りたい」であった。「観光」や「ホームステイ」といった海外生活や遊びの体験よりも保育に生かせる学びを求めているという結果であった。（図 7）

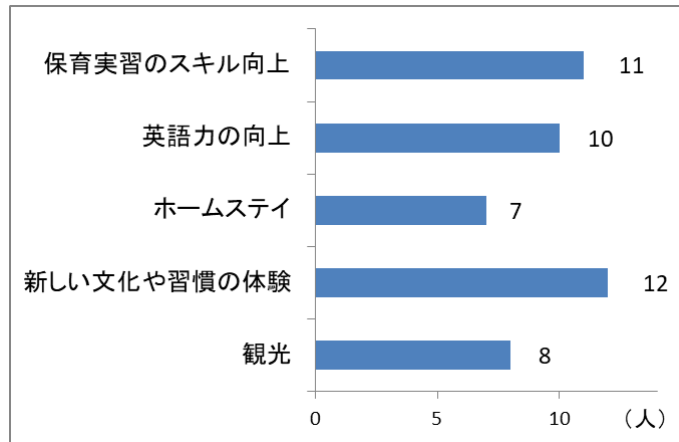


図7 履修の目的（複数回答）

（３）事前準備でたいへんさを感じたこと

事前準備では、実習先やホストファミリーに提出する英語での自己紹介文作成や語学学校のクラス分けテストなど、英語力が必要となることにたいへんさを感じているという結果であった。（図8）

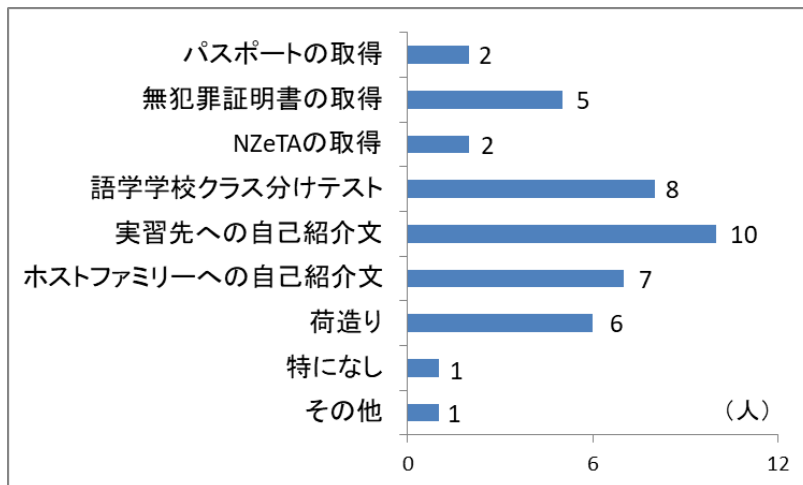


図8 事前準備でたいへんさを感じたこと（複数回答）

（４）海外研修での不安や心配なこと

海外研修にあたり、不安や心配に思うことは、「英語でのコミュニケーション」が最も多く、参加学生15名全員が不安に感じているという結果であった。（図9）「その他」の理由は、「公共交通機関での移動で、ホームステイ先から語学学校や実習園の移動に不安を感じている」という回答であった。

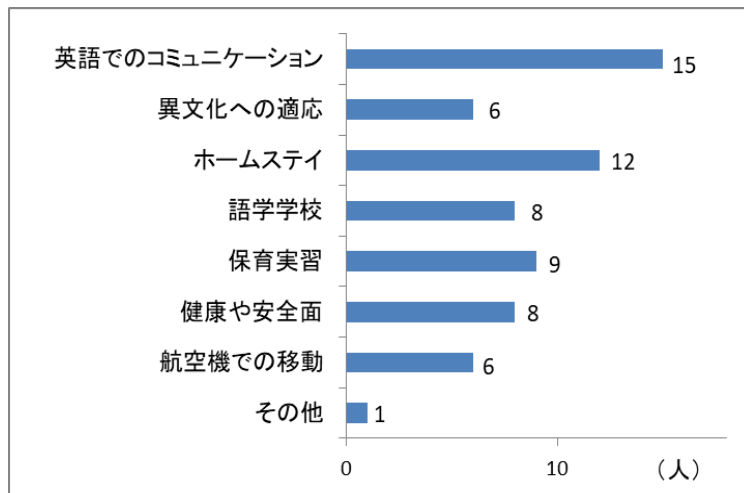


図9 海外研修での心配や不安（複数回答）

2. 事後調査

海外研修終了後に実施したアンケート調査の結果は、次の通りであった。

（1）語学学校の感想

語学学校の感想は、「とてもよい」が10名と最も多く、次いで「ややよい」が5名で、「あまりよくない」「よくない」と回答した学生はいなかった。主な感想は次の通りであった。

〈自由記述の回答〉

- ・英語だけの環境で授業を受けたことによってリスニング力が上がったり、周りの人も外人の方なので必然的に英語を話す機会があつてとても良かったです。
- ・レベルに合わせてクラスに入れたため、楽しく授業に参加することができました。
- ・実践的な事を学べてとても楽しかったし、様々な国の人と交流する貴重な機会でよかったです。
- ・多国籍の人と関わる中でどのように思ったことや感じたことを伝えると良いか考えながら取り組めたので良かった。また、レベルも自分に合っていて、先生もわかりやすく教えてくれたことや友達もできて、いい思い出の場所となった。今後の生活の中のコミュニケーション能力の向上に繋がったと感じた。
- ・語学学校で勉強することで英語についてしっかり学びました。また、英語だけで授業を受けることで普段の生活の中でも英語を聞き取れるようになったり表現の仕方を覚えて使うことができたりしてとても役に立ちました。
- ・英語でもっと話せるようになりたいと思いました。次に行く1年生は、しっかり英語を勉強してから行くべきだと今回初めて海外に行つて感じました。

（2）保育研修の感想

現地の日本人保育士による保育研修の感想は、「とてもよい」が12名と最も多く、次いで「ややよい」が3名で、「あまりよくない」「よくない」と回答した学生はいな

かった。本履修科目の学習成果の目標は、「テ・ファリキの教育理念に基づいた実践現場を体感することで、多文化共生保育について学び、多角的かつ柔軟な思考やアプローチの仕方が身につく」とシラバスに示している。自由記述の回答から、保育実習の前に現地の保育士から日本語で「テ・ファリキ」に基づいた幼児教育について講義を受け、園見学をしたことにより、多文化共生保育の実際について知ることができ、一定の効果があったと言える。主な感想は次の通りであった。

(自由記述の回答)

- ・テファリキを詳しく知れた。
- ・先住民のマオリ族の文化を尊重するだけではなく中国の子どもなど多国籍の子ども
の文化も尊重して活動や装飾をしており、そのような方針、考え方が日本は違いと
も素敵なことだなと思いました。子どもの「やりたい」を伸ばせる NZ の保育を日本でも
真似したいです。
- ・日本とは異なる保育の様子が見れて、たくさん学ぶことができた。また、マオリに
ついてや保育方針についてもお話が聞けて良かった。
- ・園庭は乳児、幼児と分かれており床が木製のチップで転んでもあまりけがをしない
つくりでした。また、本物の工具を使うと聞いてとても驚きました。子どもがけがを
しないのか焦ったのですが大人がきちんと見れる時に出したり、目を離さないと聞いて
安心しました。日本ではおもちゃを使うのでそのギャップにとっても驚愕しました。
- ・現地の先生の話聞くことができて、日本とはまた違う考え方や教育の仕方がある
ことを知ることが出来た。日本と似ているところなども知ることが出来たし、遊びの
環境では日本でも取り入れるといいなと思うところがたくさんあって参考にしてい
きたいなと思った。
- ・子どもたちの自主性を重んじていて子ども一人一人がよりのびのびと成長できる環
境であるなと思いました。
- ・保育実習前にニュージーランドの保育について知識を深めることができました。
- ・現地の保育園を見学することで日本との違いやニュージーランドの保育園について
学ぶことができてよかったです。また、日本語で解説していただくことでしっかりと
理解することができました。

(3) 保育実習の感想

保育実習の感想は、「とてもよい」が13名と最も多く、次いで「ややよい」が2名で、「あまりよくない」「よくない」と回答した学生はいなかった。主な感想は次の通りであった。

(自由記述の回答)

- ・保育実習ではテファリキについて学ぶことができた。子どもたちと関わる中で本当
に英語しか通じないので、分からないなりにどうにか伝えようと試行錯誤した3日間
を過ごせてよかった。
- ・元気で楽しそうに保育をしている先生が多く、その姿がかっこいいなと思いました。
また、お昼休憩だけではなくモーニングティー時間もあり一旦子どもと離れ自分だけ
の時間が取れたり、保育中、子ども向けの音楽だけではなく Taylor など、大人も楽し
める音楽を流していて、職員も楽しく保育ができる環境で素敵だなと思いました。

・子どもの気持ちを尊重し、寝たい時にベットに連れて行ったり、食べたい時にご飯をあげたりなど、時間に縛られない穏やかな保育が日本との大きな違いだと思いました。私も時間に追われない子どもを尊重できる保育をめざせるようにしたいと思いました。

・子どもが自分で自由に選択し、自信を持って遊ぶことができていた。先生の環境作りがすごいと思った。

・海外の子どもを保育する機会などなかなか無いのでとても楽しかったです。英語力がないので子どもが言っていることを受け止めることが出来なかったのが悔しかったです。

(4) 保育実習で行った保育実技と感想

保育実習中に実践した保育実技については、折り紙を準備した学生が最も多く、主な感想は次の通りであった。

(自由記述の回答)

・最終日にスケッチブックでクイズをする予定でしたが、2日目に突然先生から「折り紙できる？」と言われ、たまたま折り紙を持っていたため何とかすることが出来ました。事前に、説明文を英文で書き起こしていたため、スムーズに進めることができました。興味を持ってくれた子が多く、みんな楽しく折っている姿を見て癒されました。

・折り紙とお手玉と紙風船を用いて子どもたちと交流しました。子どもたちと一緒に紙飛行機を折って外に行って誰が一番遠くまで飛ばせるか競争したりしました。子どもたちが楽しそうに折り紙で遊ぶ様子を見れたので作って良かったなと思いました。

・絵本の読み聞かせでは、英語力は未熟だが子供が静かに聞いてくれてすごく楽しかった。

(5) コハンガレオ（マオリの幼稚園）見学の感想

保育実習の感想は、「とてもよい」が12名と最も多く、次いで「ややよい」が3名で、「あまりよくない」「よくない」と回答した学生はいなかった。主な感想は次の通りであった。

(自由記述の回答)

・マオリ語が話せないので上手く指示を出すことが出来なかったですが、マオリの文化に触れることが出来たり、文化を継承していく姿勢などが見れて良かったです。

・言葉がなかなか通じない中で試行錯誤しながら折り紙を折ることが難しかった。でも楽しかったし、新しいことに挑戦できてよかった。

・マオリ語の紙を見ながらですが、一緒に作ろうと声を積極的にかけました。最初は不思議そうにしていたのに、出来上がっていくにつれて、子どもたちが笑顔になってくれるのが嬉しかったです。

(6) 今回の研修を通して得られたこと

「海外短期保育研修」を履修した効果については、「国際的な視野が広がった」「新しい文化や習慣の理解が深まった」と回答した学生が12名と最も多く、次いで「英語力やコミュニケーション能力が向上した」と回答した学生は11名であった。

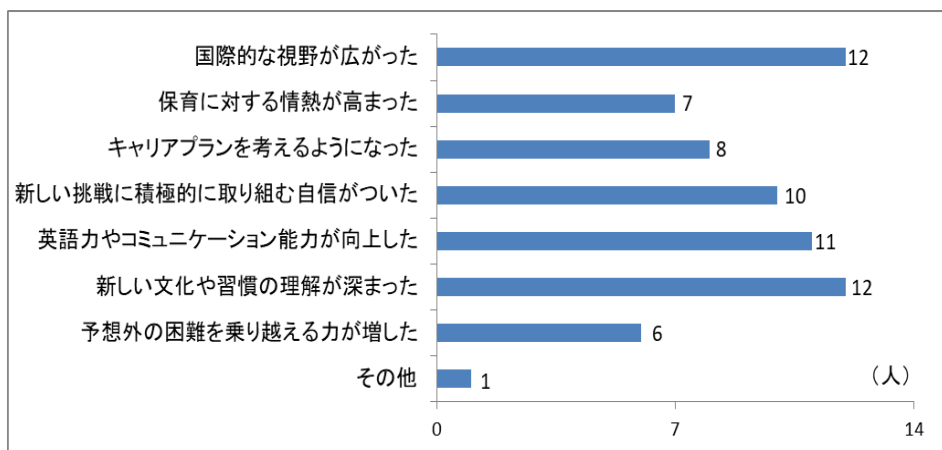


図 1 0 海外研修を通して得られたこと（複数回答）

V. 考察

「短期海外保育研修」を履修した学生は、海外への渡航歴のない学生が多かったが、現地コーディネーターや旅行会社の担当者による説明会や、科目担当教員によるオリエンテーションを随時行ったため、パスポートやビザ（NZeTA）の取得などの準備にたいへんさを感じた学生は少なかった。しかし、英語での作成が必要となる事前準備（自己紹介文など）にはたいへんさを感じており、個別指導によるサポートが必要である。同様に、海外研修での不安や心配ごとでは、全参加学生が「英語でのコミュニケーション」と回答していたため、英語の事前学習の充実が必要であると言える。語学学校での学びにより英語力やコミュニケーション力が向上したと回答した学生が複数あったことから、5 日間の語学研修でも一定の効果は得られたと感じていることが分かった。実際に保育現場で子どもとかかわる実習では、「英語力が未熟であっても、何とか子どもに伝えることができた」という感想もあったが、できるだけ子どもと言葉でのコミュニケーションを円滑にできることを目標とし、個々の英語力に応じた対策や準備をして海外研修に臨むことが望ましいと考える。

VI. まとめ

参加学生の事前事後アンケートの結果では、語学研修および保育研修のいずれも、「とてもよい」「ややよい」という回答であったことから、本研修の内容については、おおむね満足という結果であったと言える。また、保育実習を通して、子どもの主体性や多国籍の子どもの文化を尊重した保育環境や保育の流れについて学ぶことができ、「国際的な視野が広がった」「新しい文化や習慣の理解が深まった」などの回答から、多文化共生保育の理解という点で一定の効果があったと言える。しかし、英語でのコミュニケーションに不安を感じ、事前準備においても困難さを抱える学生が少なくないことから、事前の英語学習を充実させることで、不安感の軽減や実習での経験の幅を広げることができると考えられる。

グローバル化が進み、今後はさらに多様な保育が求められることが予見されるため、

時代の変化に応じて研修内容を検討していくことが望ましいと考える。

文献

- 1) 出入国在留管理庁『在留外国人統計』
(https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei_ichiran_touroku.html
2024. 12. 16)
- 2) 厚生労働省（平成 29 年告示）『保育所保育指針』
- 3) 文部科学省（平成 29 年告示）『幼稚園教育要領』
- 4) 赤塚徳子（2018）「ニュージーランドの就学前教育の現状—幼稚園・保育施設の現地調査より—」『愛知文教女子短期大学研究紀要 39』75-87

愛知文教女子短期大学研究紀要

第 46 号

令和 7 年 3 月 31 日 発行

代 表 者 富田 健弘
編集委員 桐崎 香子 渡辺 香織 鋤柄 悦子
 加藤 瑞月

編集発行 愛知文教女子短期大学
〒 492-8521
愛知県稲沢市稲葉 2 丁目 9 番 17 号
電話 〈0587〉 32-5169
FAX 〈0587〉 34-2870

CONTENTS

STUDY ARTICLES

A proposal for the creation of a new Cybernetic Controllability Number (C.C.No.) device ··· Maki Okada, Hideki Hoshino, Takashi Ono, Haruo Sugiura, Tomoe Ozeki, Tetsuya Mouri···	1
Self-Determination of Children and Patients in Innovative Treatment ·········· Yuri Goto···	11

STUDY NOTES

Research on promotion of use of community child-rearing support center projects: Based on a questionnaire survey of continuing users ·········· Noriko Akatsuka···	25
An Examination of Attitude Changes at Food Allergy-Friendly Party ·········· Shoko Ario···	35
“Minna Together” approach to food development: Development of soybean meat granola recipes in collaboration with companies ·········· Okumura Tomoko, Murata Nao···	47
A Study on the Expression of Young Children Interacting with Nature ········ Natsumi Suzuki···	57
The Use and Functions of Apology Expressions in Conversation: An Analysis of Patterns Using the Corpus of Everyday Japanese Conversation ··· Seungkyoo Yang···	69

PRACTICAL REPORTS

Field research on early support for children with special needs in Scotland and England: Focusing on Family Support Networks ·········· Haruka Kamijima···	79
The Impact and Challenges of a Short-Term Overseas Childcare Training Program in a Caregiver Training School: Based on a Survey of Participating Students ·········· Yoshihisa Yamazaki, Noriko Akatsuka···	91